

令和8年 朝日村議会

3月定例会会議録

令和8年 3月3日 開会

令和8年 3月13日 閉会

朝日村議会

令和8年朝日村議会3月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月3日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○議案第4号から議案第38号までの上程	7
○議案提案説明	7
○議案内容説明	18
○散 会	19
○署名議員	21

第 2 号 (3月10日)

○議事日程	23
○出席議員	23
○欠席議員	23
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	23
○事務局職員出席者	23
○開 議	24
○議事日程の報告	24

○会議録署名議員の指名	2 4
○諸般の報告	2 4
○一般質問	2 5
羽多野 美 映 君	2 5
豊 田 恵美子 君	3 8
清 澤 あゆみ 君	5 1
古 池 美佐江 君	6 6
北 村 直 樹 君	8 1
清 沢 正 毅 君	9 5
清 沢 敬 子 君	1 0 2
齊 藤 正 法 君	1 1 6
○会議時間の延長	1 2 6
中 村 文 映 君	1 2 6
○散 会	1 3 9
○署名議員	1 4 1

第 3 号 (3月13日)

○議事日程	1 4 3
○出席議員	1 4 4
○欠席議員	1 4 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 4
○事務局職員出席者	1 4 4
○開 議	1 4 5
○議事日程の報告	1 4 5
○会議録署名議員の指名	1 4 5
○諸般の報告	1 4 5
○議案第4号から議案第38号までの質疑、討論、採決	1 4 6
○追加付議事件 諮問第1号及び諮問第2号並びに同意第1号から同意第12号 まで並びに議案第39号から議案第41号までの上程	1 6 0
○議案提案説明	1 6 1

○議案内容説明	1 6 1
○諮問第 1 号及び諮問第 2 号並びに同意第 1 号から同意第 1 2 号まで並びに議案 第 3 9 号から議案第 4 1 号までの質疑、討論、採決	1 6 2
○閉会中の継続調査の申出について	1 6 7
○退職者挨拶	1 6 8
○村長挨拶	1 6 9
○閉 会	1 6 9
○署名議員	1 7 1

令和8年朝日村告示第15号

令和8年朝日村議会3月定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月26日

朝日村長 小林 弘 幸

1 期 日 令和8年3月3日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	齊藤正法君	2番	中村文映君
3番	羽多野美映君	5番	豊田恵美子君
6番	清澤あゆみ君	7番	古池美佐江君
8番	北村直樹君	9番	清沢正毅君
10番	清沢敬子君	11番	小林弘之君

不応招議員（なし）

令和8年朝日村議会3月定例会 第1日

議事日程(第1号)

令和8年3月3日(火) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

(付議事件)

第 4 議案第 4号 朝日村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

第 5 議案第 5号 朝日村附属機関設置条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 6号 朝日村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 7号 朝日村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 8号 朝日村職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 9号 朝日村基金条例の一部を改正する条例について

第10 議案第10号 朝日村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について

第11 議案第11号 あさひ診療所条例の一部を改正する条例について

第12 議案第12号 朝日村介護保険条例の一部を改正する条例について

第13 議案第13号 朝日村火入れに関する条例の一部を改正する条例について

第14 議案第14号 朝日村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

第15 議案第15号 朝日村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

第16 議案第16号 朝日村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

- 第17 議案第17号 松塩筑木曾老人福祉施設組合規約の変更について
- 第18 議案第18号 指定管理者の指定について
- 第19 議案第19号 指定管理者の指定期間の変更について
- 第20 議案第20号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第21 議案第21号 財産の取得について
- 第22 議案第22号 財産の取得について
- 第23 議案第23号 村道路線の廃止について
- 第24 議案第24号 村道路線の認定について
- 第25 議案第25号 令和7年度朝日村一般会計補正予算（第7号）について
- 第26 議案第26号 令和7年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第27 議案第27号 令和7年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第28 議案第28号 令和7年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第29 議案第29号 令和7年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第30 議案第30号 令和7年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第31 議案第31号 令和7年度朝日村下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第32 議案第32号 令和8年度朝日村一般会計予算について
- 第33 議案第33号 令和8年度朝日村国民健康保険特別会計予算について
- 第34 議案第34号 令和8年度朝日村介護保険特別会計予算について
- 第35 議案第35号 令和8年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算について
- 第36 議案第36号 令和8年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算について
- 第37 議案第37号 令和8年度朝日村簡易水道事業会計予算について
- 第38 議案第38号 令和8年度朝日村下水道事業会計予算について
- 第39 議案第4号から議案第38号までの議案提案説明
- 第40 議案第4号から議案第38号までの議案内容説明

出席議員（10名）

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 齊藤正法君 | 2番 | 中村文映君 |
| 3番 | 羽多野美映君 | 5番 | 豊田恵美子君 |

6番	清澤 あゆみ 君	7番	古池 美佐江 君
8番	北村 直樹 君	9番	清沢 正毅 君
10番	清沢 敬子 君	11番	小林 弘之 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林 弘幸 君	副村長	越川 豪 君
教育長	百瀬 司郎 君	会計管理者兼 総務課長	上條 晴彦 君
企画財政課長	清沢 光寿 君	住民福祉課長	上條 裕子 君
建設環境課長	小林 秀樹 君	産業振興課長	大池 守 君
教育次長	上條 靖尚 君	保育園長	上條 浩充 君

事務局職員出席者

議会事務局長	山本 珠明 君	書記	北林 薫 君
--------	---------	----	--------

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（小林弘之君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和8年朝日村議会3月定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小林弘之君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小林弘之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

7番 古池美佐江 議員

8番 北村直樹 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（小林弘之君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月13日までの11日間と決定しました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） ご異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（小林弘之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長であります。

入札結果調書、例月出納検査結果及び監査実施結果が別紙のとおり報告されております。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第4号から議案第38号までの上程

○議長（小林弘之君） この際、日程第4、議案第4号から日程第38、議案第38号までの議案を一括上程します。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（小林弘之君） 日程第39、ただいま上程されました議案の提案理由の説明を求めます。
小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おはようございます。

本日ここに令和8年朝日村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には

出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より議員、村民の皆様方には、村政に多大なるご理解、ご協力を賜り感謝を申し上げます。

朝日村の冬の顔でもあるウインタースポーツは、シーズン初めは暖冬に始まり、リンクやゲレンデの整備に関係者は大変ご苦勞されました。結果、利用客は、スケート場約1,900人で前年比60%、スキー場約2万人で前年比120%となりました。

寒波による空き家等の水道管の破裂や漏水が相次ぎ、昨秋よりの少雨の影響もあり、水道水の節水を呼びかける事態にもなりました。

1月から始まった、林野火災注意報の発令も相次ぐ中、先週には今井境で林野火災が発生し、平日の昼間でしたが、朝日村消防団63名の出動で消火活動に尽力をいただき感謝を申し上げます。

令和8年度当初予算をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに当たり、新年度における村政運営の基本的な考え方や主要施策について、所信を述べさせていただきます。

令和8年度は、私にとりまして2期目の最終年度となります。平成31年、4月の初当選以来、福祉あふれる朝日村、福祉と融和の朝日村を基本理念に掲げまして、村民の皆様と共に歩んでまいりました。

この7年間、コロナ禍という未曾有の危機に始まり、物価高騰、気候変動による災害リスクの増大など、様々な困難に直面してまいりましたが、議会の皆様、村民の皆様のご支援により、一つ一つ課題を乗り越え、着実に村政を前進することができました。

1期目には6次総合計画制定と、それを柱に男女共同参画、教育大綱、行政改革大綱、農業、観光、ゼロカーボンなどの各ビジョンを制定し、村政の道筋を明確にしてまいりました。

また、防災・減災の観点から、公民館講堂のアスベスト対策でも大規模改修、第5分団詰所の新築、旧役場庁舎の解体と防災公園化、ヘリポートの新設等を進めてまいりました。

人口減少対策として、ハード面では向陽台第3期の開発など、ソフト面では子育てに優しい各種施策により、村づくりを推進してまいりました。

2期目においては、9つの公約に大別し、79の推進テーマを掲げ、その具現化に取り組んでまいりました。

重要テーマとして、小学校の長寿命化工事は、3期工事まで完成し、鎖川右岸の防災拠点となる西洗馬防災センターの新設、4年越しの大尾沢浄水場の完成を見ることができました。

また、朝日村は元気があっていい村だねと言われることがあります。社会福祉協議会や、

商工会や観光協会や各種団体の皆さんの総合力と創意工夫により、元気で明るい朝日村ができてきていることに改めて感謝を申し上げます。

ラスト1年、令和8年度は、これまでの取組の集大成として準備を進めてまいりました、あさひ診療所など重要施策を完成させ、次世代へと引き継ぐ年であります。

同時に、第6次総合計画後期基本計画の着実な推進により、持続可能な朝日村の基盤を確立する重要な年度と位置づけております。

令和8年度の村政運営に当たりまして、次に掲げます5つの基本方針に基づき、施策を展開してまいります。

第1に、村民との対話と融和を大切にした村政運営をします。融和集会や出前村政を継続し、村民の皆様の声に耳を傾け、村民目線で政策立案と実行に努めてまいります。

第2に、人口減少対策と子育てに優しい村づくりを進めます。若者世代が安心して暮らせる住環境の整備と、切れ目のない子育て支援により、人口維持を図ってまいります。

第3に、安心・安全な村づくりを進めます。防災・減災対策の強化、医療福祉体制の充実により、全ての村民が安心して暮らせる環境を整えてまいります。

第4に、健全財政の維持を図ります。限られた財源を有効に活用し、持続可能な村づくりを目指した財政運営を進めます。

第5に、10年先もキラキラした朝日村であるための長期テーマを定め、実現するための種まきを行います。この後、重点施策でも触れますが、長期重要テーマの例として、朝日村健康村DX活動の推進、スマート化やマシン化で農業の確信を図る。公民館と周辺施設の再整備、過疎化の進む地区の活性化対策などを早急に進める必要があります。

続きまして、5つの基本方針の下、7つの重点施策を述べてまいります。

1つ目は、融和で強い村づくりを行います。

村民との対話を重視し、融和集会、出前村政を継続します。地区未加入問題は、自主防災会への加入推進や地区運営の負担軽減策を引き続き検討してまいります。住民協働の村づくりは、少子高齢化や人口減少の進む中、ますます重要となっております。多様化する住民ニーズに、住民と行政が協働して取り組む体制づくりを進めます。ふるさと納税推進により、朝日村の魅力発信と、事業主や村の収入確保向上を図ってまいります。

2つ目は、医療体制、高齢者支援を充実させます。

子供から高齢者まで、誰もが安心して受診できる、あさひ診療所の開始を8月とし、開始後はスマート医療やオンライン診療など、DXを駆使した朝日村健康村DX活動を新たに推

進し、村民の健康寿命延伸を図ってまいります。高齢者福祉の充実として、引き続き、補聴器購入補助や入浴券の交付事業を進めます。買い物弱者への支援として、買物デマンドタクシーのさらなる利便性を追求します。福祉計画の推進として、地域きずなプランに基づき、地域福祉の充実や子育て世帯の経済的負担を国の制度等を活用し、軽減してまいります。

3つ目は、教育・子育て支援の充実を図ります。

保育・教育環境の整備として、2歳児保育の無料化の継続や、新たに始まる、こども誰でも通園制度の推進、小学校給食費の国による無償化に伴い生じてくる財源の有効活用を進めます。また、小学校では、1年生について村独自で、少人数教育を取り入れ、児童一人一人に、より丁寧できめ細やかな対応ができる学びの実現を図るとともに、教員の負担軽減につなげます。

小学校の長寿命化工事も、残る体育館の改修工事を進めます。地域と連携した教育の推進として、学校支援ボランティアとの連携を深め、地域全体で子供を育む体制の強化や、中学校部活動の地域連携についても、関係機関と協議を進めてまいります。

子育て事業では、子供の居場所づくり事業として、カレー大作戦も3年が経過し、作り手である地域の方々とのつながりも図られてきました。今後も社会福祉協議会や、地域の作り手との連携を引き続き進めてまいります。

4つ目は、人口減少対策の推進を引き続き進めてまいります。

保育園西側に進めております若者世帯向け賃貸住宅は、テラスあさひとして5月末に一部が完成し、新婚子育て世代の定住を促進してまいります。

中組西側に土地開発公社が進めています、新住宅団地やまどりの杜として、4月より販売が始まり、若い世代を受け入れる住環境の整備を加速してまいります。あわせて、子育て将来世帯、住宅取得補助金を継続し、移住定住を促進してまいります。

過疎化が進むことが懸念される、入二区、針尾区、小野沢区の活性化策として、民間事業者とタイアップした空き家売買の支援を強化してまいります。新たな人を呼び込むことで、地域の活性化策となることを期待したいと思います。

また、針尾西沢に建設予定の砂防堰堤の完成と併せ、有効活用できる土地が広がりますので、住宅団地の開発や防災を核とした地域づくりを目指した研究委員会を立ち上げてまいります。

5つ目は、農業、林業、商工業、観光の振興とゼロカーボンを進めます。

農業関係ですが、資材肥料の高騰による厳しい農業経営を支援するため、堆肥代補助、野

菜価格安定基金の補助、農業機械購入補助を継続し、農業者の負担軽減を図ってまいります。

10年先を見据えたスマート化、機械化による農業の革新策の研究を進め、人手不足、後継者不足による農業の衰退を押しとどめる対策をJAと共に進めます。

中信平右岸土地改良区の事業は、農業の近代化に寄与してまいりましたが、いよいよ各施設設備の老朽化が目立ってまいりました。改修には多額の費用が見込まれ、抜本的な対応策を練る時期となります。

林業関係として、松くい虫対策を強力に進めます。枯損木の伐採対応は限界に達し、今後の対応は主として樹種転換策とします。また、森林経営管理制度を導入して、将来に向けた山づくりの準備を進め、山主の意向調査なども終了の見込みとなりました。今後は、実施主体を行政から民間へと切り替えて、実作業に入ります。

商工業関係として、商工業振興条例による補助金を継続し、設備投資や事業継承を支援してまいります。商工会と連携した創業支援事業により、起業希望者へのワンストップ相談窓口を充実させ、新たな事業者の育成を図ってまいります。

観光関係ですが、商工会や観光協会と連携し、各種イベントの開催や、観光施設の適切な管理運営により、交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、ゼロカーボンシティの推進です。既に役場庁舎と小学校に太陽光発電設備の整備が完成し、公共市施設の脱炭素化が大きく前進しました。

また、第4次環境基本計画、地球温暖化対策実行計画に基づき、再生可能エネルギーの導入、森林保全、ごみの削減など、全村民参加による取組を推進し、令和6年6月に宣言したゼロカーボンシティの実現に向け、ゼロカーボンセミナーの開催など、具体的な取組を加速してまいります。

6つ目は、安心・安全、災害に備える村づくりを推進します。

防災体制の強化として、令和7年度に改定する地域防災計画に基づき、災害備蓄品の充実、自主防災組織の見直しと活動支援を継続し、防災・減災対策を推進してまいります。防犯体制の強化として、新たに7か所に防犯カメラを設置し、計15か所とし、安心・安全な暮らしを守ってまいります。

消防体制の充実として、朝日村消防ビジョンに基づき、将来を見据えた消防体制の構築を進めます。新たに、女性による消防組織の体制構築も検討してまいります。

インフラ関係の長寿命化を継続的に進めてまいります。基幹道路の整備や橋梁の長寿命化を進め、適切な維持管理を継続します。上下水道施設についても、計画的な長寿命化対策を

実施してまいります。

古見バイパスの早期完成と下洗馬から本郷間、役場から小学校までの歩道整備も推進し、安全な通行環境を確保してまいります。

7つ目は、公共施設の適正管理を進めます。

美術館の改修工事も終わり、適切な展示環境が整いましたので、明るく親しみやすい美術館を目指してまいります。

中央公民館と周辺施設は、今後次々と、大規模改修が必要となります。現在の計画では、それぞれに対応を取ることとしており、投資金額も膨大になると見積もられています。そのような背景から、中央公民館を核とした周辺施設の統廃合構想を数年かけて官民で検討してまいりましたが、今後の10年間を見据えた財政計画を策定する中で、財政のめどがつかうまでの間、進めてきた計画を一旦休止とする判断をいたしました。

しかし、10年先のキラキラした朝日村をつくるためにも、中央公民館を含む周辺施設の再整備は必須であり、人々が集いたくなるような商業施設も併設した、新たな朝日村のシンボルとなる複合施設に生まれ変わってほしいと願い、最重要テーマとして庁内検討は継続してまいります。

以上、5つの基本方針と7つの重点施策について述べてまいりました。

繰り返しになりますが、令和8年度は2期8年間の集大成の年であります。進めてまいりました重要施策を完成させるとともに、10年先のテーマを定め、次世代へと引き継ぐ責任を果たしてまいります。

地方自治体を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、課題に正面から向き合い、村民の皆様と共に、持続可能な福祉と融和あふれる村の実現に向け、村民の声に耳を傾け、村民目線での村政経営を貫く所存でございます。

キラキラした朝日村の未来を切り開くため、議員の皆様、村民の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願いをし、令和8年度の施政方針といたします。

それでは、ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

3月定例会は新年度予算議会でもありますから、冒頭、一般会計当初予算の編成方針と概要について若干触れます。

令和8年度一般会計当初予算編成方針は、朝日村第6次総合計画に基づく、政策の推進と健全な財政運営の堅持の基、次の3点、医療体制の維持、人口確保対策、公共施設老朽対策を重点テーマとし、一般会計当初予算案は、歳入歳出ともに、39億8,800万円で前年度比

7.5%減となります。

本日提案いたしました議案は、条例13件、規約1件、指定管理2件、辺地1件、財産2件、村道2件、予算14件の計35件でございます。

初めに、議案第4号 朝日村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、令和8年度からこども誰でも通園制度が実施されることに伴い、実施施設が適正であるか確認を行うための基準を定めるものでございます。

次に、議案第5号 朝日村附属機関設置条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の規定により、新たにあさひ診療所の管理運営審議会を設置するものでございます。

次に、議案第6号 朝日村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新たに設置するあさひ診療所管理運営審議会委員の報酬額を定めるほか、小学校医の報酬額について改正を行うものでございます。

次に、議案第7号 朝日村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、通勤に駐車場などの施設を利用する職員につき、新たに駐車場料金などの通勤手当を定めるものでございます。

次に、議案第8号 朝日村職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例につきましては、近年の宿泊料の高騰に伴い、職員などの出張旅費につき、宿泊料の上限を改正するものでございます。

次に、議案第9号 朝日村基金条例の一部を改正する条例につきましては、今後の公共施設等整備の財源を確保するために、新たに公共施設等整備基金を設置するものでございます。

次に、議案第10号 朝日村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例につきましては、医療機関において、マイナンバーカードで福祉医療受給者の確認ができる場合は、福祉医療受給者証の提示に変えることができるよう改正するものでございます。

次に、議案第11号 あさひ診療所条例の一部を改正する条例につきましては、あさひ診療所建設工事の工期延長に伴い、条例の施行期日を令和8年4月1日から、令和8年7月1日に改正するものでございます。

次に、議案第12号 朝日村介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、税制改正に伴い、令和8年度の介護保険料段階がみなし課税者となる被保険者のうち、非課税の範囲内で令和7年度中の就労収入を増加させた被保険者に対し、特例として保険料の減免を行うものでございます。

次に、議案第13号 朝日村火入れに関する条例の一部を改正する条例につきましては、松

本広域連合火災予防条例の改正に伴い、林野火災注意報発令時の規定を追加するものでございます。

次に、議案第14号 朝日村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新たに機能別団員に女性を任用するに当たり、機能別団員の任用要件を改正するものでございます。

次に、議案第15号 朝日村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に関わる損害補償の基準を定める政令の改正により、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第16号 朝日村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、団員の未勤務期間を勤務年数から除外する規定及び機能別団員の支給額を改定し、退職報奨金支給額表に追加するものでございます。

次に、議案第17号 松塩筑木曾老人福祉施設組合規約の変更につきましては、地方自治法の規定により、松塩筑木曾老人福祉施設組合規定の一部を変更するため、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第18号 指定管理者の指定につきましては、地方自治法の規定により、古見ふれあい親水公園の管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第19号 指定管理者の指定期間の変更につきましては、あさひ診療所建設工事の工期延長に伴い、あさひ診療所の管理を行わせる指定管理者の指定期間の開始日を令和8年4月1日から令和8年7月1日に変更するものでございます。

次に、議案第20号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、辺地に係る公共的施設の総合設備のための財政上の特例措置などの法律の規定により、御馬越辺地計画の変更につき、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第21号 財産の取得につきましては、地方自治法及び条例の規定により、地域医療賃貸住宅の取得につき、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第22号 財産の取得につきましては、地方自治法及び条例の規定により、公営住宅の取得につき、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第23号 村道路線の廃止につきましては、道路法の規定により、県営事業で実施している圃場整備内の村道、3路線の廃止につき、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第24号 村道路線の認定につきましては、道路法の規定により、県営事業で実施している圃場整備内の村道6路線の認定につき、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第25号から第31号までは、補正予算でございます。

初めに、議案第25号 令和7年度朝日村一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出予算それぞれ2億3,140万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,840万円とするものでございます。

歳入では、主に、国庫支出金9,319万6,000円、諸収入1億2,066万6,000円、村債4,310万円を減額するものでございます。

歳出の主なものは、防災用備品購入費2,033万円、住基・附票システム改修255万1,000円、森林環境譲与税活用基金277万9,000円を増額し、そのほか決算見込精査に伴う減額をするものでございます。

次に、議案第26号 令和7年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算それぞれ500万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、5億5,370万円とするもので、歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費800万円を増額、そのほか、決算見込精査に伴うものでございます。

次に、議案第27号 令和7年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算それぞれ1,010万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,270万円とするもので、主なものは地域支援事業費及び基金積立金の決算見込精査に伴うものでございます。

次に、議案第28号 令和7年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算それぞれ210万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,500万円とするもので、主なものは後期高齢者医療広域連合納付金の増額及び決算見込精査に伴うものでございます。

次に、議案第29号 令和7年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算それぞれ248万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,011万8,000円とするもので、主なものはスキー場施設管理費の決算見込精査に伴うものでございます。

次に、議案第30号 令和7年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的支出を2,846万円減額し、総額を1億2,313万4,000円、資本的収入を210万円減額

し、総額を4,311万円、資本的支出を206万8,000円減額し、総額を7,349万3,000円とするもので、主なものは新規水源開発事業2,700万円の減額、そのほか決算見込精査に伴うものでございます。

次に、議案第31号 令和7年度朝日村下水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、収益的収入を6万5,000円増額し、総額を2億6,894万6,000円、収益的支出を15万円減額し、総額を2億5,572万円、資本的収入を312万5,000円減額し、総額を5,828万5,000円、資本的支出を635万円減額し、総額を1億7,076万7,000円とするもので、主なものはピュアラインあさひ詳細設計委託料635万円の減額、そのほか決算見込精査に伴うものでございます。

次に、議案第32号から第38号までは、新年度予算でございます。

初めに、議案第32号 令和8年度朝日村一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,800万円とし、前年度対比7.5%の減となります。

増減の主な内容について申し上げます。

歳入では、村税が前年度対比7,789万2,000円の増額を見込み、主に村内電力事業者による固定資産税の増額でございます。地方交付税は、前年度対比6,870万円の減額を見込み、国庫支出金は前年度対比3,982万9,000円の増額で、地域優良賃貸住宅建設など、大型建設事業に伴う補助金の増によるものでございます。県支出金は前年度対比1,684万4,000円の増額で、市町村学校給食費軽減交付金など補助金の増によるものでございます。村債は前年度対比2,770万円の減額で、建設事業の一部に基金を充当するなどの内容により、起債発行額が減少したことによるものでございます。

次に、歳出では、総務費が前年度対比1億7,260万1,000円の減で、主なものとして、公用車車両購入費が前年度比皆増の1,050万円、公共交通運行経費補助金が前年度比997万2,000円増の4,504万2,000円などでございます。民生費は前年度対比5,985万3,000円の増で、主なものとして、かたくりの里長寿命化改修工事費が前年度比皆増の4,916万6,000円、介護保険特別会計への繰出金が前年度比1,092万8,000円増の9,484万7,000円などでございます。

衛生費は、前年度対比2億1,030万7,000円の減で、主なものとして診療所指定管理料880万円、診療所備品購入費600万円、いずれも皆増のほか、松塩地区広域施設組合負担金が前年度比560万1,000円増の2,634万4,000円などでございます。

農林水産業費は、前年度対比520万7,000円の減で、主なものとして継続事業で行う地籍調査事業が前年度比414万8,000円増の1,480万8,000円のほか、クマ出没防止対策委託料が前年度皆増の370万7,000円、朝日村鳥獣被害防止対策協議会補助金が前年度比307万円増の1,200

万円などがございます。

商工費は、前年度対比3,878万円の増で、主なものとして、マレットゴルフ場施設撤去工事請負費が前年度比皆増の1,950万円、あさひプライムスキー場特別会計繰出金が前年度比1,107万6,000円増の1,817万5,000円などがございます。

土木費は、前年度対比7,436万3,000円の増で、主なものとして、公的賃貸住宅整備事業公有財産購入費が前年度比1億1,900万円増の3億7,000万円、除雪車両購入費2,400万円、公的賃貸住宅整備地周辺の村道改良工事請負費1,800万円などが主なものでございます。

また、簡易水道事業会計負担金は前年度比372万8,000円減の5,900万円、下水道事業会計負担費は前年度比1,652万4,000円増の1億2,609万4,000円としております。

消防費は、前年度対比1,926万5,000円の減で、主なものとして、松本広域連合消防費負担金が前年度比989万2,000円増の1億1,935万2,000円などがございます。

教育費は、前年度対比1億1,299万8,000円の減で、小学校体育館棟など長寿命化改修工事が前年度比皆増の1億9,077万5,000円、小学校給食費事業用食糧費が前年度比742万円増の1,725万5,000円などがございます。

次に、特別会計などがございます。

初めに、議案第33号 令和8年度朝日村国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億5,740万円とし、主なものは保険給付費3億8,516万2,000円でございます。

次に、議案第34号 令和8年度朝日村介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億8,150万円とし、主なものは保険給付費5億871万4,000円でございます。

次に、議案第35号 令和8年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7,040万円とし、主なものは後期高齢者医療広域連合納付金6,786万9,000円でございます。

次に、議案第36号 令和8年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,821万5,000円とし、主なものはスキー場施設整備工事1,200万円でございます。

次に、議案第37号 令和8年度朝日村簡易水道事業会計予算につきましては、事業会計予定額の収益的収入を1億4,220万6,000円、収益的支出を1億4,369万8,000円、資本的収入を1億696万円、資本的支出を1億4,615万円、同年度純利益をマイナス759万7,000円、資金減

少額を3,485万円とするものでございます。

歳出の主なものは、新規水源開発事業2,000万円、大尾沢浄水場自家発電機設置工事6,000万円でございます。

次に、議案第38号 令和8年度朝日村下水道事業会計予算につきましては、事業会計予定額の収益的収入を2億8,730万1,000円、収益的支出を2億4,409万5,000円、資本的収入を1億4,464万3,000円、資本的支出を2億2,561万7,000円、当年度純利益を4,977万7,000円、資金増加額を2,774万7,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、ピュアラインあさひ汚泥処理設備更新事業費1億2,400万円でございます。なお、今会期中に人権擁護委員及び農業委員の人事案件のほか、中組住宅団地造成事業に伴う、財産購入につきまして、追加提案させていただく予定となっております。

以上、本日提案いたしました議案などについてご説明を申し上げます。

担当課長及び担当者が補足説明をいたしますので、ご審議をたまわりますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

◎議案内容説明

○議長（小林弘之君） 日程第40、議案第4号から議案第38号までの内容説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩します。

休憩 午前 9時48分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 4時37分

○議長（小林弘之君） これより本会議を再開します。

◎散会の宣告

○議長（小林弘之君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時37分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和8年朝日村議会3月定例会 第2日

議事日程(第2号)

令和8年3月10日(火) 午前9時開議

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

出席議員(10名)

1番	齊藤正法君	2番	中村文映君
3番	羽多野美映君	5番	豊田恵美子君
6番	清澤あゆみ君	7番	古池美佐江君
8番	北村直樹君	9番	清沢正毅君
10番	清沢敬子君	11番	小林弘之君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小林弘幸君	副 村 長	越川 豪君
教 育 長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君
企画財政課長	清沢光寿君	住民福祉課長	上條裕子君
建設環境課長	小林秀樹君	産業振興課長	大池 守君
教育次長	上條靖尚君	保 育 園 長	上條浩充君
企画財政 課長補佐	中村高志君		

事務局職員出席者

議会事務局長 山本珠明君 書 記 北林 薫君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（小林弘之君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小林弘之君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小林弘之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

9番 清 沢 正 毅 議員

10番 清 沢 敬 子 議員

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（小林弘之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長、課長補佐です。

なお、清沢企画財政課長から、本日欠席する旨の申出がございました。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（小林弘之君） 日程第3、これから一般質問を行います。

質問は申合せの順に行います。質問席にて、議員番号、氏名を告げてから発言してください。

議員1人の持ち時間が、答弁を含めて50分と決められております。簡潔にお願いします。また、持ち時間の終了5分前になりましたら、事務局からリンでお知らせしますので、お含みおきください。

◇ 羽多野 美 映 君

○議長（小林弘之君） それでは、最初に、3番、羽多野美映議員。

羽多野美映議員。

[3番 羽多野美映君登壇]

○3番（羽多野美映君） 3番、羽多野美映でございます。

本日、私は質問を2問させていただきたいと思います。

1、本村における訪問介護体制の持続可能性について。

国は、介護保険制度導入以来、通所・訪問・短期入所の3本柱により在宅介護を支える方針を維持してきました。本村においても、この方向性に沿って体制を整えてきた経過があります。

現在、本村の訪問介護事業は社会福祉協議会が担っています。村は、これまでに社協に対し手厚い補助を行い、社協もまた企業努力を重ね、介護部門を含めた事業運営の改善に取り組んできました。その結果、久しぶりに黒字決算を達成したことは、関係職員の努力の成果であり、村の介護・福祉分野に大きく寄与しているものと認識しています。

また、社協は、介護事業のみならず、地域福祉全体を担う団体であり、複数の事業を組み合わせることで収支のバランスを図ることができるという特性があります。この点は、一般の営利的な介護事業所とは異なる持続可能性を持っていると考えます。

しかしながら、今年度は、利用者の増減などにより、再び経営収支が厳しくなる見込みと

聞いております。小規模事業であるがゆえに、利用者動向の影響を受けやすく、収支が大きく変動する構造は変わっていません。

また、社協は営利団体ではなく、利益を最大化することを目的とする組織ではないことから、事業の拡大や収益性の追求によって経営を安定させることは本質的な限界があります。その結果、職員の報酬水準も構造的に抑えられやすく、人材確保や処遇改善の限界を持続的に抱えています。このような条件が重なった場合、訪問介護事業の縮小や撤退に至る事例が自治体で生じていることも報道されています。

添付資料をご覧ください。

この記事では、高山村の事例について触れています。長野県の高山村では、村の社会福祉協議会が訪問介護事業を担ってきましたが、ヘルパーの高齢化などにより事業を休止しました。その後、民間事業所が引き継いだものの人材不足で撤退し、現在は、村内に訪問介護事業所がない状態となっています。近隣自治体の事業所が対応していますが、移動距離の問題などもあり、今後のサービス維持に懸念が生じていると報道されました。現在、社会福祉協議会でサービスの再開を検討しているとのことです。

同じように、小規模な自治体で訪問介護事業ができず、近隣の事業所に引き継いだり、介護報酬の引下げ分を様々な形で自治体が補填して支えるような対応でしのぐケースが散見されていますが、はっきりとした解決策が見えていないのが現状です。訪問介護は、需要がなくなることで消えるサービスではなく、担い手がなくなることで突然途切れる可能性があるサービスだと感じています。

国の制度改正を注視することは当然必要だと思います。しかし、本村のような小規模自治体では、制度改正を待つことだけではなく、地域の実情を踏まえて将来の体制を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

ここで本文に戻ります。

さらに、松塩筑木曾老人福祉施設組合において特別養護老人ホームの再建が検討されるなど、施設介護を取り巻く環境も大きく変化しつつあります。施設と在宅は、本来補完関係にあります。施設の体制が変化すれば、在宅支援への影響は避けられません。今後、在宅での生活を支える役割がより重要になる可能性がある中で、訪問介護体制が不安定なままでいいのかという懸念があります。

このような特性を持つ団体に本村の訪問介護を事実上委ねている以上、単年度の補助や努力に依存するのではなく、中長期的な視点で体制の維持をどう図るのかを明確にする必要が

あるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。本村の訪問介護体制について、5年後、さらにはその先を見据えた場合、持続可能であるとの見通しを持っているのでしょうか。その根拠となる人材構成、収支推計、利用者動向の分析は、この事業を担っている社協との間でどのように議論されているのでしょうか。

また、現行制度の枠組みの下で構造的な課題が存在する中、本村として在宅介護体制を将来にわたり維持していくための具体的な方向性と行政としての意思をお示しいただきたいです。

訪問介護は、本村で高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるかどうかに関結する重要な基盤です。村として先見性を持ち、責任ある対応を行う考えがあるのかを伺います。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） それでは、羽多野議員のご質問につきましてお答えいたします。

村の訪問介護体制の持続性につきまして、まず5年後、さらにはその先を見据えた場合、確固たる見通しを示せる状況にないというのが正直なところでございます。

訪問介護事業は、ヘルパーの高齢化や人手不足といった課題、介護報酬の改定の影響を大きく受けている事業である。小規模事業、小規模の自治体にある社協ということでございませうけれども、ゆえの収支変動リスクが存在することは認識しております。

本村においては、今では近隣の市村の事業者の参入は見られるものの、社協は、民間の介護事業者が参入しにくい介護保険制度が始まる以前から在宅支援を担い続けてきた歴史がございます。村では、社協事務局長と住民福祉課で2か月に1回、運営について懇談を行っており、その中で状況を把握しているところでございます。

介護報酬が公定価格である構造的な制約の中、人材の確保については、社協においても苦勞されていると伺っております。令和8年度の介護報酬改定においては、処遇改善加算の充実が図られる方向であり、介護職員の人員水準の底上げにつながることを期待されております。介護保険サービスに携わっていただける人材が一人でも多く育っていただければと願っているところでございます。

続きまして、在宅介護体制を将来にわたり維持していくための具体的な方向性でございま

す。

本村といたしましては、社協との連携、またすこやか長寿計画に基づく介護予防も重要な取組と位置づけております。

議員のご質問は、社協における在宅介護体制というところであるかと存じます。社協が複数事業を組み合わせながら、特性を生かした持続可能な体制の構築、事業継続の見通しにつきましては、村も社協と共に引き続き議論を深めてまいりたいと思っております。

訪問介護につきましては、議員の質問にございますとおり、村民が住み慣れた地域で暮らし続けられるかどうかに関結する重要な基盤でございます。社協が地域福祉活動に欠かせない存在であることを認識しつつ、繰り返しになりますけれども、社協事務局との懇談を通じて持続可能な体制の構築に向けて一緒に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林弘之君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 問題については、恐らく把握されていることだと思っておるんですけれども、介護報酬に関しては、公定価格であるということが一番の問題である、多分国は、大事なエッセンシャルワーカーを確保して維持するために公定価格ということを組み込んでいる、この国の施策というのが今裏目に出ていて、市場が多く変動していて、いろいろな報酬が上がってきている中で、この公定価格に関するエッセンシャルワーカーと言われる人材、皆さんたちが報酬が上げられないような状況に今陥っている社会的な現象が起きています。

朝日村の訪問介護事業というのは、常勤換算2.5の基準に満たない基準該当事業所として運営されています。これは住民福祉課長もご存じのとおりだと思いますけれども、これは、人手不足ということではなくて、村の需要規模が制度上の標準規模に満たないため、こうした形で事業をしているということなんですけれども、そういった小規模でニーズが少ない中でこの訪問介護の事業を進めていくためにはどうすればいいのかということをもうちょっと真剣に考えなければいけない時期に来ているということです。

これは、高山村で実際起こったことというのは、朝日村でも起こり得る、介護をする人材がいなくなった途端に介護事業はなくなるということです。需要が、利用者がなくなったから、事業所が事業をしていかれなくなるということではないということを実際に考えなければいけません。なので、このヘルパー、介護サービスをしてくれる職員の方が育ってきてくれるように願っているだけではやっぱり現状は改善できないということなんです。それを

今これから実際にしっかりと議論をしていかなければいけない、そういったことを多分2か月に一度、社協とは情報交換はしているかと思うんです。

私が言いたいのは、社会福祉協議会の訪問介護事業を何とかしてくれということではなくて、村の中で訪問介護をする環境を維持するためにどうするのかということを考えていただきたいということなんですけれども、いかがですか。

○議長（小林弘之君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） 村としては、まずは小規模自治体であったということから、民間の事業所が参入しにくい状況だったことから、本当に社協に訪問介護の部分というのは大きく担ってきていただきました。高齢者だけではなく、障害者のヘルパーもお願いしたりしている実情がございます。ですので、いわゆる訪問介護というのはなくなっちゃいけない事業だということは十分認識しております。

そこで、ほかの民間の事業者の訪問介護の方を何とかということはなかなか難しいところでございますし、まずは社協の中で、需要が大きく変動するんですけれども、ほかの介護部分もやっているという利点というのはあると思います。ですので、ヘルパーを育てていく環境というのは、社協の中でほかの介護事業と一緒に職員がその中で育っていって、実際にヘルパーとしての事業もできていけば一番いいと思います。

確かに、高山村のように近隣のホームヘルパーさんが入っていただくというところは、ご家庭の事情によりあると思いますけれども、やはり村としては、社協の訪問介護が最終的には一番担っていくところであると考えておりますので、やはり社協が持っている介護サービス全体の運営も含めてきちんと社協と懇談しながら体制というところは考えていくということで考えております。

以上になります。

○議長（小林弘之君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 問題が顕在化してからではなくて、今の段階から将来の体制について議論を始めておくということは非常に重要なことだと思っています。本村として、地域の実情に合った持続可能な訪問介護体制、ぜひ検討を進めていただきたいということをお願いしたいんですけれども、社会福祉協議会の中で、現在、ホームヘルプの体制なんですけれど

も、常勤の職員が1名、それから非常勤で3名体制でやっているということなのですが、その中で、先ほど課長さんおっしゃられたとおり、そこの補完を別の介護部門でやっている、デイ・サービスに入っている職員の皆さんが訪問介護に出ていくというケースもあると聞いています。ただ、現段階で職員はもう本当にいっぱいいっぱいの中でやっている。もうバランスがやっと取れている状態でやっているということは十分に承知していただきたいと思います。

私も、去年まで義理の母を介護していたんですけども、そのときに社会福祉協議会の方に言われたのは、朝日村の社協は最後のとりでだと思っていると。職員全体が、全員がその自覚を持って、責任を持って、覚悟を持って仕事をしていますということをおっしゃられたときに、本当に私、介護をしている立場として、こんなに頼もしいことはないと感じました。そういった環境が朝日村に今ある、それを感謝したいと思いました。自分が経験したことをぜひこの中で生かしていきたいという中で、介護に携わる人たちがいなくなってしまうような、そういった体制を整えるために、現状どうですかということではなくて、この先どうなると思いますか、この先大丈夫ですかという議論を本当にしてほしいと思うんです。今、この議論を深めなければいけないと思うんです。

それが、先ほど、最初の質問にもありましたけれども、松塩筑木曾老人福祉施設組合、これの特別養護老人ホームの再編の検討、これが大きく私には問題になってきていると思います。もしそういった施設の中で受入れができなくなった場合、皆さん、おうちで介護ができますかということ、そういった問題も抱えているんです。現状、どういったところまで考えなければいけないかということをもっと深めていただきたい。これが私からのお願いなんですけれども、そういったところをもっともっと深く社協さんと話をさせていただけるということをお願いしたいんですけれども、これは本当に水かけ論といたしますか、堂々巡りの話になってしまうんですけれども、いま一度お聞かせいただきたいです。

○議長（小林弘之君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） 社協の職員についてすごく理解をしていただいて、私からも感謝申し上げたいと思います。

本当に、私が住民福祉課長になって社協と懇談する中で、社協の職員の意気込みというか、そちらのほうの意識のほうについても、局長と話をしたりとか、今後のやはり職員の体制の

ところについても話のほうをさせていただいております。社協としまして、やはり若手の職員を育てていきたいというところは確かにございましたので、そちらは懇談の中で話をさせていただいております。

社協は、本当に社会福祉法人という、一応民間ではありますけれども、村になくてはならないものでございますので、その辺も含めまして、今後も懇談のほうは続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林弘之君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 重ね重ねで本当に同じことを繰り返しているうるさい議員だと思われるかもしれないんですけども、この村の市場規模というのが国の制度設計に合っていないということがそもそもの問題なんです。なので、幾ら社会福祉協議会で努力しようとも、朝日村で努力しようとも、覆らないところは覆らない、動かないところは動かない、これが現状です。ただ、その隙間を現在、人の努力で埋めているということを私たちはやっぱり理解しなければいけない。民間が参入できるメリットもない。これから国の動向というのを見ていったとして、そうすると、やっぱり国は小規模同士の統合ということをも多分検討しているんじゃないかなというふうに思います。社協の局長さんとも話したんですけども、赤字同士の事業所がくっついても赤字が改善されるか、黒字に転じるか、そこはやっぱり問題になる。人手不足の事業所がくっついたら人手不足が解決するか、それも問題がある。じゃ、ほかの事業所が朝日村に入るメリットがあるか、そこも問題がある。だとしたら、やっぱり村の中で何かをしなければいけない、そういったことをやっぱり考えていくという体制を整える、これを議論をしていただく、これは、今、この国の体制ということが将来続いていくということを前提にしちゃいけないと私は思います。

ただ、この国の制度というものの理念っていうのは、どこに住んでいても一律の介護サービスというのが受けられるということが前提につくられている制度なんです。だとしたら、やっぱり小規模の自治体の中のデメリットということをどうにかして考えながら環境整備をしていただきたい。これを要望として私の1問目の質問を終わりたいと思います。

○議長（小林弘之君） 羽多野議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

地域防災力向上のための人材育成環境の整備について。

本村では、防災士資格取得に対する助成制度を設け、地域防災力の向上に取り組んでいます。これは、自助・共助・公助に加え、村長が述べられている「近助」の考え方を具体化する取組として大変意義があるものと考えます。

しかしながら、資格取得のための講座を受け入れている松本大学において、講座の回数の縮小や受講人数の制限が行われていると聞いております。その結果、受講を希望しても学ぶ機会を得られない状況が生じつつあります。制度として助成があっても、受講環境が確保されなければ人材育成は進みません。

加えて、現在の周知方法は、主にホームページ等での案内が中心であり、例えば消防団を卒団された方など、防災の経験を有する人材への個別の働きかけが十分とは言えないのではないのでしょうか。分団長以上であれば、比較的少ない自己負担で資格取得が可能であることを踏まえると、経験者に対して丁寧に案内を行い、受講の機会を具体的に示すことは、地域防災力の底上げにつながると考えます。制度を設けて待つプル型ではなく、経験者に直接働きかけるプッシュ型の取組も重要ではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。現在の受講環境の縮小について、本村としてどのように認識しているのでしょうか。また、村単独での開催が難しい場合であっても、近隣自治体と広域連携などにより講座開催の機会を確保することを検討する考えはあるのでしょうか。

あわせて、防災士資格取得に関する周知方法や働きかけの在り方について、より実効性のある取組を進める考えがあるのかお示しくください。

地域防災力は、一朝一夕に高まるものではありません。日頃から学びの機会を確保し、住民の意識を醸成する環境を整えることが将来の災害対応力の向上につながると考えます。本村として防災人材育成の環境整備にどのような方針で取り組むのか、見解を伺います。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、羽多野議員の地域防災力の向上のための人材育成環境の整備についてお答えをさせていただきたいと思えます。

初めに、防災士資格取得講座の受講環境についてでございますけれども、防災士養成事業

を実施するためには、日本防災士機構より提示されております5つの要件を満たした上で認証を受けることが必要になっているようでございます。その要件の中には、防災教育研修事業に十分な実績を有すること、また研修にふさわしい充実した講師陣を整えること、また1回の防災士養成講座に独力で50人以上の受講者を確保できること等、ハードルは結構高いようでございます。

長野県内では、この防災士養成研修実施機関として、現在、信州大学と松本大学の2か所が認証を受けているようでございます。信州大学につきましては、認証を受けたのは昨年、最近のようでございますけれども、松本大学では以前からこの認証を受けておりまして、毎年度3回の講座が実施をされておりました。しかし、今年度につきましては、当初、3回開催の計画がされておりましたけれども、7月の1回のみで開催となっております。

これにつきましては、大学は教育機関であることから、学生でなく一般住民を対象とした講座の実施について、日本防災士機構より一定の指導があったとお聞きしております。

現在、来年度以降の講座の開催につきましては、日本防災士機構と松本大学において調整、検討が進められているようでございますけれども、現時点では決まっていないような状況であると聞きしております。

朝日村としましても、この状況を確認してまいりたいと考えておりますけれども、議員ご提案のように、大学で継続されるようであれば、自治体推薦枠や団体申込みは可能かどうか確認をさせていただきたいと思っております。

また、全国的には、議員からお話のありましたように、一般住民を対象として県が認証機関を取得して講座を開催している状況も見受けられますので、県へそういった認証を取っていただくような要望を実施していきたいというふうに検討してまいりたいと考えております。

また、県のほかでも、やはり朝日村単独でということはかなり難しい状況でございますので、広域連携で可能かという部分も再度検討していきたいと思っております。

次に、防災士資格取得に関する周知や働きかけの在り方についてでございますけれども、現在はホームページを中心とした情報発信が主となっておりますけれども、ご指摘のとおり、制度を設けて希望者を待つプル型の取組にとどまっている面があることは否めません。

とりわけ、消防団を退団された方や分団長以上の経験者など、防災に関する知識、技能を有する人材は地域にとって貴重な存在でありますので、こうした方々に対して個別に制度を案内することは、有効な人材活用の一つではあるというふうに考えております。

これまで分団長会等で団員に周知ということはやっていたんですけれども、プッシュ型で

ということはやっておりませんでしたので、そういったところはまた検討していきたいと思
います。

特に、今後は消防団OB等へ情報提供の在り方を再度検討して、関係機関とも連携しなが
ら、より実効性のある周知の方法をしてみたいと思います。

また、防災士取得後の防災士の皆さんの活動の場を明確にすることも重要であると思いま
すので、引き続き自主防災組織や地域防災訓練との連携の在り方についても併せて整理して
いきたいと思います。

最後に、防災人材育成の環境整備の方針についてでございますけれども、地域防災力の向
上は、議員おっしゃるとおり、一朝一夕に実現するものではありません。

本村といたしましては、防災士資格取得支援制度、これを継続するとともに、受講機会の
確保、それと効果的な周知、そして資格取得後の活躍の場づくりを一体的に進めてまいりた
いと思います。

また、ここ数年、自主防災会の役員を対象とした研修会等も行っておりまして、そういつ
たところでも防災人材の育成等に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いい
たします。

以上です。

○議長（小林弘之君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） たくさんの自治体でこの防災士の資格取得ということに乗り出して
いて、資格取得の助成制度というのたくさん取り組んでいると思います。それで防災士と
いう資格を持った人たちがこの世に出てくるわけなんですけれども、私も防災士の資格を取
って思うのは、防災士って何で必要なのかということなんです。

活動というのは、朝日村の中で防災士を取った皆さんと活動をしているんですけれども、
その活動をするにつけ思うのは、私たちが防災に関して何か、実働部隊として何か働きかけ
をするということは到底難しい、正直、と思っています。消防団員の皆さんとはまた違う、
そこを切り離して考えていかなきゃいけないということだと思います。一番やっぱり必要な
のは、防災に対する知識だったり自覚、そこを醸成することというのが、この防災士という
資格取得をきっかけに考えるということなんじゃないかなというふうに私は思います。資格
取得に対して村が4万円という補助をしていますよね。その価値というのはどこにあるのか
ということをお金を出してくださる側の皆さんがもっと真剣に考えなければ、これはただ資

格を取っていただくということになってしまうんです。

何が問題かという、今、全国的に災害がもう頻発していて、様々なボランティア、団体の皆さんはいろんなところに出かけて行って、正直、ボランティアの手が足りていないというふうに言われています。

そうしたときに、何か、じゃ、朝日村に災害が起きて、何か、誰かの手を借りなければいけない、どうにかしなければいけないといったときに、手がなかったら、私たち、自分たちでどうにかするしかないんです。そのときに、知識を持った人が一人でも多かったら、これは心強い、そういうところに結びつけて考えられるかどうかということが、この資格取得の価値なんじゃないかなというふうに私は思っているんです。そののところをもう少し認識を深めていただかなければ、この助成制度、私、自分が一般質問をしてやっていただくようになった事業なので、私自身の責任もあるなと思って質問したんですけども、これに村がお金をかけている意味というのがどこにあるかということなんです。その辺のところの認識というのはどうお考えですか。

○議長（小林弘之君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 羽多野議員の2回目のご質問でございますけれども、やはり防災士の皆さんみたいなものを育成していくということは、やはり地域防災力の向上と申しますか、やはりいざ有事になった場合に、村が公助ということで地元に入って活動できるということはなかなか、対策本部の設置等もありますので、できないと思います。ですので、やっぱり重要になってくるのは自助・共助というところで、やはり住民の皆さんが自分たちの力を発揮していただいて対応していただかなければならないことになっていくと思います。その対応をやはり防災力の向上ということで図っていくには、やっぱりそういった防災に関する知識を持った人とか行動できる人たちを育成していかなければいけないということだと思いますので、ちょっとここでまたしっかり体制について再検討させていただきまして、そういった地域防災力の向上を図るためにそういった人材の育成にもしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小林弘之君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 防災士の資格取得をきっかけに私たちが考えなければいけないとい

うのは、災害のときだけではなくて、ふだんから備える、ふだんから考える、ふだんから話をする、これが防災文化だと思います。この文化を朝日村の中で醸成していただくということをやっぱり考えていただきたい。

先ほど総務課長おっしゃっていたように、公助の力、公助の手というのは入らないと思いますというふうにおっしゃったんですけども、入らないんです、本当に。これは防災士の資格取得をして、私たち受講しているときに一番最初に学ぶことです。公助の手は入らない。これ、こんなところでこういうふうに言っているのかってちょっと問題になるかもしれないんですけども、実際そうです。

そうした中で、地域の皆さん、住民の皆さんが助け合って力を出し合って何とか切り抜けてきている災害、それが日本の中で起こっている現実です。だとしたら、それをはっきりと、やっぱり今、たくさん資機材を整えていただいたり、環境整備やっています。それが公助の力なんですね。その環境整備をするから、後のところは何とかしのいでくれるということをしっかりやっぱり伝えていかなければいけない。それをやっぱり整えていただきたいなというふうに思います。この資格取得の助成制度をきっかけに考えていただく、そういうことです。

この防災士の取組ということが何で、私、こんなに大事なのかなというふうに思うと、やっぱり防災に関して考え続けていると、朝日村ってどうなのかな。例えば私は西洗馬に住んでいるんですけども、西洗馬区ってどうかな、原新田地区ってどうかな、地区や近所の人のことに思いをはせるようになります。それが近くの人たちが自然に助け合う関係が生まれる、そういうきっかけになるんじゃないかなというふうに思うんです。

なので、防災士という立場っていうのは、防災文化の種をまく人間かなというふうに思います。助成制度があるかどうかということではなくて、防災文化を育てる環境ということを考えていただきたいと思います。これが結果的に地域の人たちのつながりに発展するんじゃないかなというふうに思うんですけども、これが今、朝日村の中だけではなくて、いろんな小さな自治体で起こっている地域離れ、地区解散、そういったところの問題にもつながってくるかと思うんですけども、あえて地区だとか地域だとかと言っていることではなくて、近所の人たち同士のとつながりということを考えていただきたいと、そういうふうに思います。

なので、資格取得にこだわらず、広域でどういったことを醸成していくのかという取組も大事なのかなというふうに思うんですが、今年度、建設環境課が主導となってやっていただいたゼロカーボンセミナー、これは環境に関する講座ですね。そういったことと同じように、

防災セミナーみたいな形で、資格取得、機会も少ないですし、講座、限定されてきています。どうしても防災士ということにこだわらず、防災セミナーみたいな形でもっとこの防災に関して触れる機会ということを増やすような、こういったご検討はできないでしょうか。

○議長（小林弘之君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 羽多野議員のご質問でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、ここ数年、村としましては、やはり災害時のリーダーになられる地区防災会の役員の皆さんに向けて広域消防局のほうからそういった研修会を開催するような取組も現在行っております。

それと、毎年6月に土砂災害防災月間に1地区を捉えて、そこで防災講習会と避難訓練をやってきました。村内のそういった対象地区一回りしたんですけれども、再度2回目ではないんですけれども、また最初から対象地区、順番に入って、またその土砂災害、防災セミナーは続けていこうということで、今年からまた新たに取組む予定にしております。

そういったことも村としては行っておりますけれども、確かに議員おっしゃられるように、それ以外の一般の住民を対象としたそういう防災セミナーというものも機会を考えていく必要もあると思います。防災士の皆さんがやっただいている公民館講座とか、子供を対象にした防災キャンプなんかもありますけれども、そういったものも含めて、村でどういったことが必要かということももう一回検討してまいりたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 訪問介護や防災士、これは一見別のテーマのように思えるんですけども、実は私、同じことを扱っているというつもりでやっています。小さな村の中の支え合いの仕組み、こういったことをきっかけに考えていただきたいと思っています。

防災士に関しては、私たち組織をつくって活動しているんですけども、どうやったらこの防災意識ということを高められるのか、何かきっかけはないかということの中で、例えば文化祭だったり公民館講座だったり、いろいろお声がけをいただきながら、その枠の中で何とか広げようと思ってやっているんですけども、どうしてもやっぱり限定されてしまいます。役員の皆さん対象に勉強会とかを開いていらっしゃることなんですけども、これ、一般のやっぱり村民向けに、もう少し開かれた防災に関する学ぶ環境づくりというこ

とをもっと積極的にやっていかなければ、せっかく村の中でそろえた資機材だったり環境ということが多くの人に伝わっていかないと思うんです。

文化祭で、今回そろえた資機材を全部置いていただいたんですけども、全部やっぱり見切れないと思います。じゃ、資機材の使い方を皆さんに知ってもらえればいいのかということではやっぱりないと思うんですね。防災に関する知識ということを学ぶ環境というのを常に意識し続ける、そこを環境としてつくっていくというのは皆さんのお仕事かなと思っているので、私たちは学んで、それを発信する側なんですけれども、そこをうまく使っていただいて、せっかく村で予算をかけてやっていることですから、そこをうまく使っていただくということ、そうしないとやっぱり無駄になってしまう。ほかの自治体で、何十人も防災士の資格取得者というのを生んで、全く活動していない市町村もあります、正直。それではやっぱりいけないと思うんです。全国的なボランティアの人手不足ということも踏まえて、今現状、日本で何が起きているのかということを考えながら防災士という立場の資格取得者をどう利用していくかということをやっぱり考えていただきたいと思います。これを文化にしていきたい、要望として2問目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（小林弘之君） これで、羽多野美映議員の一般質問は終わりました。

◇ 豊田 恵美子 君

○議長（小林弘之君） 次に、5番、豊田恵美子議員。

豊田恵美子議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 5番、豊田恵美子です。お願いいたします。

1番、村民の声を反映し、村政に生かしていく、村長の取組について。

村政では、いろいろな立場の村民が参加して、様々な審議会、検討会が行われています。また、直接村民の声を聞くアンケートやパブリックコメント（意見公募）、村長による融和集会、地区長や区長を通じた地域の要望への対応が行われています。

しかし、村民の声が反映されていない、村の政策と村民との距離があるとの声を聞きます。村民との協働の村づくりを行うために、村民の声を反映していく小林村長の工夫について伺います。

これまでいただいた村民の声の中であえて1つだけ上げると、それは何になりますか。村長が目指している朝日村づくりは村民に伝わっていますか。

また、村民の声の村政への反映と村政から村民への説明という双方向のやり取りはどのように行われているか伺います。

以上、お願いします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、豊田議員のご質問にお答えをいたします。

村民の声が反映されていない、政策と村民との距離があるとの声に対しましては、まず具体的にどのような事情、事案なのかを知りたいと思う気持ちとともに、その声は重く受け止めさせていただきます。

村民との協働の村づくりを進める上で、双方向のコミュニケーションは村政の根幹であると、そのようには認識しております。

今まで村民の声を聞く取組につきましては、1期目はコロナ禍でそのような機会は持てませんでした。その反省から、2期目の公約として上げました「福祉と融和の朝日村」、その実現に向けて令和5年6月より、村長と村民が直接対話をするという場を融和集会ということで月約1回のペースで開催をして、この間までで25回を数えております。

この融和集会は、村民の皆様が村政に関する意見、アイデア、要望を自由にぶつけるというようなことの間として設けたものでございまして、私自身が行政の全般についてトピックスや大きな課題を上げて、そして説明をして、そういった時間を通して参加者の皆様と率直な対話を行っております。融和集会でいただいたご意見、ご要望は、内容を記録して、村づくりにおける貴重な意見として参考にさせていただいております。

また、融和集会のほか、出前村政として地域へ出向いて、そういったこともやっております。今後もそういった出向きも強化をしてみたいと思っております。

次に、村民の声が村政に活かされた具体例についてというご質問がございましたけれども、私が村長にチャレンジをするぞと、そしてそういったことを決めてから、村内を回る機会をつくりました。多くの困り事や何かを聞かせていただきました。

その中の1つに、高齢の方から、足がないことで買物の不便さ、そういったものを何人かの方から聞きました。そしてまた、たまには大きいスーパーマーケットも行ってみたいとい

うような声もありましたし、そういった声を聞いて、まず最初に、私が村長になって一番最初に手をつけたのが、買物バスを走らせるということでした。

そのほか、融和集会で移動販売車が来るようにしてほしいという声も同じようなことでありまして、そういったことで、ちょうどタイミング的に農協が撤退した、農協のスーパーが、そういったこともありましたので、そういったことを通して、そういった移動販売車の実現が可能にならないかということでもいろいろ動き回っていたんですけども、そのときにいただいた声、時を同じくしてオレンジカフェのスタッフの方から同様の意見が上がりまして、そしてオレンジランチの開催日に試験的に移動販売車が来るようにできないかということもオレンジカフェのスタッフの皆さんも一生懸命動いてもらって、そして実現に至っております。そういったことで、いろんな対話の中から生まれた一つとしては、そういったことが一番の、まず1つ上げるとしたらということかと思えます。

次に、村長が目指す朝日村づくりのビジョンは村民に伝わっているかということでもあります。

目指す村づくりの姿は、第6次総合計画にございます「人・自然・産業が輝き、夢・希望・笑顔あふれる朝日村」ということ、そして公約に上げております「融和と福祉」、そういったものの朝日村にしていこうということでもあります。この思いが村民の皆様にも十分伝わっているかと問われれば、まだまだ道半ばかなというふうに思っております。

私は、融和集会や出前村政、そしていろんな委員会、協議会、そういった場において、村長としての思いや目指す姿というものを熱意を持って直接お伝えしていくということが必要であるということは認識をしております。

そのほか、広報だとか回覧板、ホームページ、LINE、告知放送、ケーブルテレビ、様々な媒体を通じて情報発信を継続してまいりました。やっぱりそういったもののプラス、私自身が村民の皆様と直接顔を合わせて、そして言葉を交わす機会、これが一番大事かというふうに考えております。

続いて、双方向のやり取りについてでございますけれども、いろいろな今申し上げましたようないろんな手段を整えております。それは、こちらから一方的に伝えたいことを伝えるということでもあります。しかし、そういったものを、じゃ、みんなが聞いているかといったら、これは本当に多分聞かれていないんじゃないかなと思いますので、冒頭にもお話がありましたように、声が反映されていないだとか距離があるんじゃないかというご指摘があるのも、そういったこともあるのかなというふうには受け止めております。そういった中で、

いろんな皆さんからいただいた声をやっぱりその方にフィードバックをして、丁寧に説明をするということが必要なのかというふうに思っております。

今後も、いろんな皆さんと話し合う機会を設けて、そういったことが、キャッチボールができるようにしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 福祉と融和にあふれる村づくりを目指して総合計画の目標の実現に努力しているというお答えをいただきました。そして、いろいろな場面で対話を行って具体的な施策、買物バスとか移動販売車等を行ってきているというお答えでした。そのとおりで、小林村長はみんなの声を小まめに拾い上げて、できることを対応してくれているという声も同時にいただいています。

ただ、村長がいろいろなことを努力されている中で、小まめに声を上げた方にフィードバックしていくというお答えだったんですけれども、村民の中からどんな声が出てきていて、それに対してこういう対応をしています、あるいは検討しています、これは無理ですというふうなことを、その声を上げた人だけではなくて村民全体にどのように伝えていくかというところを、ぜひここをしっかりとやっていただくことが必要じゃないかなというふうに考えています。

議員になって初めてのときから、その辺のところで意見箱の設置等、いろいろなフィードバックのやり方について提案してきましたが、ぜひここを声をいただいた方だけに返すんじゃなくて、こういう声をいただきました、このように対応しました、あるいは、こういう課題はちょっと今のところ無理ですというふうなことを村民全体に広報していただければというふうに考え続けていますので、ここの検討をお願いいたします。

話が変わりますけれども、たまたま3月8日の朝日新聞に一橋大の教授の田中さんの記事がありました。福祉とは何かということでもございました。要約して伝えますと、現在の国の動向、高市首相は、先端技術、先端を行く産業に投資し、大企業に投資して、そして果実の滴りが国民のほうに落ちてくるということを期待している政策のように感じられるが、この政策は欧米での経験、これまでの経験から望み薄だと考えられる。福祉といったときに政治は何をすべきかといったときに、それは人への投資だということをおっしゃっています。

朝日村における、村長が上げられた「福祉と融和」の目標に対して人への投資という観点

から具体的に、あるいはこれからこういうことが大切だということでも結構ですが、村長のお考えをお聞きしたいです。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 私も福祉という言葉は本当に最初分かりませんでした。みんなが福祉、福祉っていうんだけど、じゃ、人に説明できるようなことって自分ではあまり理論武装ができていなかったですね。

村長になって一年、二年した頃、これは社会福祉協議会の方から学びました。福祉って難しく考える必要はなくて、普通の暮らしをしていくように、普通の暮らしの幸せで読み解いたら非常に楽に理解できますよということを教わったんですね。それだと思ったんです、本当に。何も大上段に構えて、先ほどの方の新聞記事は読んでいませんけれども、今の内閣は最先端のことをやって、そのおこぼれが来る、または人へ投資する、そんな今のような大上段じゃなくて、普通の暮らしをしていて幸せに感じるような、少しずつでもそういったことをやるのが福祉の政策だというふうに思っていますから、人への投資はどうか、こうするかというそれ以前の私は問題だと思っています。

ただ、そういうことを考えられる人材を育てる、先ほど羽多野美映議員の質問にもございましたけれども、そういった福祉を担う現場の人たちをどうやって育てていくか、またはその現場を将来に向かってそれを維持していく、またはもっといいものにするためにどういったことを考えていったらいいかというようなことで考えることなのかなというふうに思っています。ですから、職員には、自分で考えて自分で汗を流せということは常々伝えております。

○議長（小林弘之君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 福祉は、普通の暮らしの幸せ、そのとおりだと思います。

ごめんなさい、私の記事の内容の説明が不十分だったかと思いますが、国は普通の暮らしの幸せを目指していない、人へのお金をかけていない、どこを向いているかという、先端産業と大企業に向いていますけれども、それをやっても普通の暮らしはよくなりませんよと、政治というのは、人に直接投資してくださいという内容でした。

我が村は、村長をはじめとして、福祉を最も大切にしていきたいというすばらしい目標を上げているわけです。そのときに、様々なすばらしい職員がいて、様々な制度を利用して、いか

に村のための施策を行っていくかということについて日々努力されていることは伝わってきますが、そういうこととは違う観点から、羽多野議員も訪問介護の件で言われていましたが、国の制度とのギャップ、朝日村の範囲の中でできることは何かということをもう少し5年後、10年後を見据えて具体的にできないかということと言われていたというふうに私自身も理解しています。

例えば訪問介護のヘルパーさんに朝日村が独自の予算を組んでいくというふうなことが可能なかというふうに、人に対する投資を具体的により積極的に進めるお考えがあるのかということについてお伺いします。

○議長（小林弘之君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 何をどうしたらいいのか分かりませんが、人づくりというのは、これは全ての基礎だと思って私もおります。

例えば役場の職員を採用する場合も、大勢の応募があった場合でも、少しでも素晴らしい人を採ろうだとか、そういうような基準もありますし、またはそれを採用した後でも、やっぱり村民に寄り添えるような職員になっていくということでいろいろ教育もしたり、いろいろそういった人づくりは、これはどこの企業も同じですし、役場のような行政も全く同じです。まずは人から始まっているんだと思います、全てを考えるにもね。

何を私が答えたらいいかちょっと分かりませんが、人づくりは大事だと私も思っています。

○議長（小林弘之君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） なぜ政治の場で人への投資ということをお話しなければならぬかということ、そこには予算が絡んでくるからだというふうに私は理解しています。限られた財政の中で、どこに優先順位をつけて、どこに予算をつけていくのかということかなというふうに考えます。だから、社協の人材に対して、もっと村独自の予算を増やしていくというのも一つの例ですし、朝日村の役場の職員の人材育成を大切にしていってほしいというお話ですが、朝日村の役場の職員が朝日村からは応募がないんだということを以前村長はおっしゃいました。どういう方が優れた方なのかということには私には分かりませんが、朝日村で育った方に朝日村で働いていただくということを、時間をかけてでも村の職員になっていただくということを村長に今後このようにしていけばできるんじゃないかというふう

な案というか、構想等はおありでしょうか。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 役場の職員を採用するのに、朝日村出身の者を採用していくための案。

前にも何か誰かの質問に答えたかもしれませんが、今、例えば役場の職員を募集するには一般公募ですよ。そこに応募される方は、9割以上が村外、1割くらいが村内、そんなような状況でございます。

ですから、なるべく朝日村出身の方を職員にという思いはうんと強いんですが、これはこれでやっぱり各種試験がございますので、そういったものの基準に照らして適切な人材を採用するというので今動いております。

○議長（小林弘之君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） すみません、村民の声の反映をということで、村長のほうから、高齢者の足のお話をいただいて、できることをやってきているというお話をいただきました。様々な声を村民全体にフィードバックしていただきたいということのご提案もいたしました。

朝日村の総合計画の中で、早期改善項目の第1番目の課題は、村長がおっしゃったように公共交通の充実ということが圧倒的に多くのポイントで図に示されています。

この件に関して、もっとこういうことができないかということの、例えば昼間の村営バスの運行、日曜日の最寄りの駅までの足の確保ということについて全協で質問したときに、協議会で動いているので、そう簡単にはできないというお話をいただきました。

朝日村独自に、例えばデマンドタクシーの拡充、ここにも人とお金が必要になりますが、日曜日の足の確保について、村として独自の検討をするお考えはどうでしょうか。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 村民の足が足りていないというのは分かります。ただし、全てが財政的な問題がございます。その絡みと、それと今、この前もいろいろな場面で話が出てきていますが、運転手さんがいない、ですから、朝日村の要望どおりに1名増やしてくれというのも非常に厳しい、そういう社会的な背景もございます。

ですから、どんどん村民の皆様から税金を上げて、どんどん、じゃ、バスを走らせる、そういうことは可能じゃないとは思いますが、今は無理ですね。ですから、1便、私も増や

して、私も一杯飲みに乗っていきゃいいなと思っても、年に1回しか多分ないかもしれない。いろんなことを考えての今の運行便数になっておりますので、そこは議員として議員の立場でお考えをいただきたいというふうに思います。

○議長（小林弘之君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 村営バスの対応は困難だということは私も理解しております。時間をかけて拡充していけばいいなというふうには思っていますが、くるりん号のもう1台、例えば増やす、あるいは増やさなくても運転手さんを増やすことができれば、そこは対応が可能なのか、すぐできることだとは思いますが、頭の中での予算の組替え方、福祉を最優先に考えていらっしゃる村長でしたら、どこに最も多く予算をかけていくべきかということをやっと検討し直していただけないかなということでお伺いしています。

何年も前から言われていますけれども、村の中で人への投資というときに、箱物ではなくて、施設ではなくて人にお金をかけてほしいというたくさんの方の声を私はいただいてきましたが、このあたりに関して予算の組替えの検討という可能性はあるのでしょうか。

村長がおっしゃるように、たくさんの方の税金をみんなが払っても、この施策はやっていただきたいんだというふうな村民の声と村政との協働というやり方も一つのやり方かなというふうには思います。税金はあまり払いたくないけれども、よい充実した村政だけをお願いしたいということでない一つのやり方としてそれはあると思うんですが、今の状況の中でほかの予算を削ってここに、総合計画の中の一番の課題ですよね、公共交通の足の確保、これについて、村としての独自の検討ということの一つの例として、デマンドタクシーの拡充についてお伺いいたします。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 豊田議員が何を申されているか分かりません。人への投資がどうのこののだとか、そうしたら今度、デマンドタクシーだとか、何を聞きたいのか分かりません。

○議長（小林弘之君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） デマンドタクシーに関して言えば、運転手さんを雇う予算をつけていただければ、日曜日の運行は可能になりませんかという問いです。それが人への投資だということ質問しています。お答えをお願いします。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 要するに、聞きたいことはデマンドタクシーを1台増やせと、そういうこと、そういうこと。

〔「はい」の声あり〕

○村長（小林弘幸君） 今で十分でございます、今の利用率から見れば、
以上です。

○議長（小林弘之君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 残念なお答えをいただきました。

総合計画の話が出てきましたので、総合計画についてお願いします。

総合計画を作成するためのアンケートが、朝日村の場合には18歳以上の男女に行われています。ほかの長野県内の自治体の中で総合計画の市民アンケートは15歳以上の男女に行われ、なおかつ中学生へのアンケートも行われています。15歳以上、そのとき多分中学3年生以上ということだったかと思うんですけども、それで中学2年生へのアンケートが同時に行われています。そういう若い方、中学生、高校生の意見を村政に反映していく、そしてそのアンケートをきっかけに若い方たちが村に関して、村政に関して関心を持っていくという、そういう取組をぜひしていけないかなというふうに、この中学生へのアンケートというところから私は考えましたが、村長、この辺はいかがでしょうか。

○議長（小林弘之君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 何をおっしゃりたい、何を聞きたいのか総合的に分かりませんが、中高生のアンケートを聞くか。そういう意見は今までも聞いてきてはおります。

○議長（小林弘之君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 中央公民館周辺の複合施設の検討会のときに、高校生の方も参加していただいてワークショップが行われ、本当に活発な様々な提案をいただいていたということがありました。

ただ、限られた数人の声ということではなくて、今後、例えば今、事業は一旦棚上げにな

ったわけなんだけれども、今すぐにやるべきことがあるのか、あるいは今後についてどうしていくのかということに対して具体的に中学生、高校生にきちっと声を聞いていくアンケートを取っていくというお考えはおありでしょうか。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 次の世代を担う若者の意見を入れるというのは当たり前の話でして、これからまた50年先まで使う施設を造る場合においては、当然若者の意見を取り入れるというのは、今もしておりますし、これからもう一回仕切り直した場面でもそれは必要だというふうに思います。

○議長（小林弘之君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） すみません、私の質問の流れがご理解できていない面があるかとは思いますが、村民全体の声、村民全体にフィードバックしていくということの次に、高齢者からの声に対してデマンドタクシーの拡充について質問させていただきました。そして、次に若い方の声をどのように聞いていくかということで、中央公民館の周辺施設についての若い方の考えをぜひ積極的に聞いていっていただきたいということをお聞きしましたらば、それはやっているし、これからもやっていくというお話でした。ここは、本当にきちっと小学生も含め、わくわく館は当事者は小学生が多いわけですから、そこをきっちり聞いていくということをお願いしたいと思います。

1問目の質問はこれで終わります。

以上です。

○議長（小林弘之君） 豊田議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 2番、「村の里山の自然をこのまま次世代に残し、伝えたい」という多くの村民の声について。

暮らしを成り立たせている朝日村の産業の安定的な継続とともに、地球温暖化対策、CO₂削減、ゼロカーボンへの取組は村の重要な課題であると考えます。

朝日村では、村役場のヒートポンプをはじめ、公共施設への太陽光発電等、再生可能エネ

ルギーへの取組が行われています。

一方、村内の木々や広大な森林がCO₂削減に多大な貢献をしていることは周知の事実です。この里山の自然と森林を維持管理し、生物多様性への積極的な取組をどのように計画し、実施していくのか、村のお考えをお聞きします。

(1) 朝日村の里山の自然、この宝物を子供たち、孫たちに残したいという多くの村民の声を真摯に受け止め、村の里山の自然と豊かな暮らしを次の世代へと伝えていく大胆で積極的な長期的視点に立った朝日村の施策は何ですか。

(2) 風食被害や土壌の流出を防ぎ、土壌の生態系を保全していく持続可能な農業への対策についてどのようにお考えですか。また、化学肥料、化学農薬を低減した環境保全型農業に交付される環境保全型農業直接支払交付金の活用の取組についてどのようにお考えですか。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、大胆で積極的な長期的視点に立った朝日村の施策は何かというような(1)について、私のほうから答弁をいたします。

ご質問の里山の自然を次世代に残し、伝えていくための長期視点。

朝日村は、87%を森林が占めるという豊かな自然環境に恵まれた村でございます。鉢盛山をはじめとする森林は、CO₂を吸収し、地球環境を守るかけがえのない資源でもございます。この里山の自然を次の世代へ確かに引き継いでいくということは、村政の重要な使命であるというふうに認識しております。

現在どのように取り組んでいるかということなんでございますが、森林の保全管理として朝日村森林整備計画、これは令和13年度まででございますけれども、これによって村の森林を公益的、機能的に区分けをしております。その大部分は、水源の涵養、水資源を守っていくということですね、その目的として位置づけられておまして、国・県による保安林指定、その下で流木の伐採や土地の形質変更、それらが規制されております。

また、手の入らない個人山につきましては、森林経営管理制度を活用して、山づくりの主体を行政から民間へというふうに切り替えて、今後は実施作業に入り、適切な森林管理を推進してまいります。

松くい虫対策は、里山の自然を守る上で被害への対応は喫緊の課題でございまして、村では、朝日村松くい虫防除対策協議会、これにおいて対応策等を示して、基本方針を策定して

取り組んでおります。

その取組としましては、伐倒駆除対応として、標高1,000メートル以下の松林を守るべき松林、そういうように位置づけまして、感染木の早期発見、早期伐採処理を実施しており、国・県の松くい虫対策補助制度を活用してのことでございます。

次に、樹種転換対応として、古見の横出ヶ崎から中古見、芦ノ池間、小野沢のピュアラインあさひから最終処分場前の河岸段丘の区域、そして被害が集中する区域、このアカマツを伐採してカラマツへ植え替えを推進しています。あと、個人の庭木への対応として、アカマツへの樹幹注入をするだとか、伐倒駆除への補助制度も設けております。

地球温暖化の影響により、松くい虫の活動域が標高の高い地域へと拡大することが懸念されており、引き続き国・県と連携しながら対策を強化してまいります。

環境教育や体験教育として、村の自然のすばらしさと地球環境を守る役割について、子供たちへは緑の少年団活動を通じて環境教育をする、そして企業を巻き込んだ森の里親制度、これは23年を数えますが、体験教育を通して里山の豊かな暮らしを次世代へとつなげております。

また、村民向けの環境ゼロカーボンセミナーを定期的を開催をして、環境基本計画の村民への浸透を図っております。村の豊かな森林の育成は、地球温暖化をストップさせ、今を生きる私たちの暮らしを守ることでもありますので、次の世代の暮らしと命を守ることでもあると考えております。

この里山の自然をこのまま次世代へ残し、伝えたいという多くの村民の声を真摯に受け止め、持続可能な地球環境の実現に向け、村民の皆様と共に歩んでまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） それでは、議員ご質問の持続可能な農業への対策についてお答えをさせていただきます。

風食被害対策としては、麦類の播種への補助、土壌耕起の周知など、長年取り組んでまいりました。明日11日には、松本南西部地域農地風食防止対策協議会主催の緑肥作物による風食防止対策技術研修会を朝日村を会場に行う予定でございます。

また、JA青年部と協力して、トラクターで耕起した畑と耕起しない畑の違いを検証する新たな取組を実施いたします。

土壌体制の保全に向けましては、堆肥、緑肥活用による化学肥料低減と地力向上を推進しております。

環境保全型農業直接払交付金の活用については、対象要件への適合も含め、JAなどと連携しながら活用を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） すみません。時間がなくなってきましたので、1点だけお伺いします。

持続可能な農業への対策というところで、今お答えいただきましたが、こういう一定のある特定の分野というだけではなくて、レタス栽培等の葉野菜をやっている方が、次の世代に子供たちが農業やりたいと言ってもいいよって言えない、次の世代が暮らしていけるんだろうかという不安を多く聞くということに対して、以前も全協等で質問させていただきましたが、今後、次世代の農業がちゃんとやっていけるということに対する所得の保障等について、村としては特に手を挙げて国に働きかけていくとか、そういうことは独自では考えてはいないというお答えでしたが、この件に関して、今どのようにお考えなのかということをお伺いします。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 以前お答えしたとおりで、特に所得保障についての要件を国に要望するとか、そういうことでは今考えておりません。

また、こういう機運が高まって、JAとの連携だったり、自治体と一緒に国への陳情なりということになれば、村のほうも一緒に連携していきたいと思いますので、今現在の状況では、今、所得保障に国への陳情、お願いということは考えておりません。

○議長（小林弘之君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 親元就農への拡充をやっていただけてよかったなというふうには考えます。

ただ、そういう方たちは年に2人ということですので、ただ、次、それを継いだ方がきちっと農業として生きているということへの対応は大切で、今、課長がおっしゃっていただい

たように、そこの課題の重要さということは認識していらっしゃるというふうにもお答えをいただいていますので、この件に関して、やはり今、農業従事者の高齢化が言われている中で、10年先じゃなくて5年先にもう農業従事者がいなくなるんじゃないかというご指摘をしてくださる方もいらっしゃいますので、ここは早急に検討していただけていますよう、農協等との協働の下に取り組んでいただくことを要望して、私の質問は終わりにしたいと思います。

○議長（小林弘之君） これで、豊田恵美子議員の一般質問は終わりました。

ここで一旦休憩を取りたいと思いますので、お願いします。

再開を10時50分といたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○議長（小林弘之君） それでは、再開します。

◇ 清 澤 あゆみ 君

○議長（小林弘之君） 次に、6番、清澤あゆみ議員。

清澤あゆみ議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 6番、清澤あゆみでございます。本日は2問質問いたします。

初めに、公民館と周辺施設の今後の整備と活用の方向性について、当村においては、公民館及び周辺施設の集約・整備について検討するため、これまで5回にわたり検討委員会が開催され、中高生を含めたワークショップも実施されるなど、幅広い世代の声を取り入れながら議論が重ねられてきました。将来を見据えた施設整備の方向性について、村として真剣な検討が重ねられてきたことを重く受け止めております。

しかしながら、今後10年間の財政見通しを踏まえ、当該計画を一旦休止するとの判断が示されました。これまで積み重ねてきた議論や、整備を見込んで先送りされてきた修繕箇所の

扱い、そして公民館を中心とした地域活動の今後の展望について、改めて村としての方向性をお示しいただきたく質問いたします。

加えて、施設の在り方については、誰もが靴のまま気軽に立ち寄り、世代を超えて交流できる空間づくりを望む声もありました。中学校部活動の地域移行が進む中で、放課後の子供たちの居場所として公民館が果たす役割も、今後ますます重要になると考えます。こうした思いや将来像を、今回の計画休止後、どのように位置づけていくのかも併せてお伺いいたします。

1、公民館等周辺施設については、集約・整備を見込んで修繕や改修を見送ってきた箇所があると認識しています。計画休止後において、これら老朽化を避けられない施設の安全確保及び機能維持のため、今後どのような考えの基で対応していきますか。

2、これまでの検討委員会や、中高生を含めたワークショップで積み重ねられてきた議論や提案について、計画休止後、それらをどのように整理し今後の施策に生かしていくお考えですか。

3、公民館は、村民の学びや交流の拠点であるとともに、中学校部活動の地域移行が進む中で、放課後の子供たちの居場所としての役割も今後一層重要になると考えます。計画休止後においても、公民館事業の充実や利用促進を図りながら、誰もが気軽に立ち寄れる交流の場としてどのような方向性を考えていますか。

以上、宜しく願いいたします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、清澤あゆみ議員のご質問にお答えいたします。

初めに、公民館周辺施設の計画休止後の老朽化が避けられない施設の安全確保と機能維持の今後の考え方についてでございます。

公民館周辺施設は中央公民館ほか5施設でございます。中央公民館本館は昭和48年建設で、築52年が経過しています。子育て支援センターは昭和53年に老人福祉センターとして建設され、平成22年に子育て支援センターとして転用し、築47年が経過いたしました。

これまで、中央公民館は当村の中心的な存在で、よりどころとして多くの村民の皆さんにご活用をいただいております。また、子育て支援センターも高齢化を中心とした地域福祉の拠点から、子供が安全に遊び、交流でき、子育て家庭を支える場として活用がされてきまし

た。

しかしながら、老朽化が進む上に、使いにくさ、快適性に欠けるなどにより、利用と魅力の低下などが課題となっています。また、今後の長寿命化改修には多額の費用がかかることから、村では村民を交えた公民館周辺施設の在り方検討委員会を立ち上げ検討を行い、基本構想、基本計画としてまとめてまいりました。

この計画では、周辺施設をできるだけコンパクトにまとめながら、長寿命化改修同程度の投資で複合化による魅力ある施設への転換と、時代が変わっても使い続けられる施設にすることが必要であるとしております。

これにより、今後、事業を進めていくこととなりますが、小林村長から、今議会冒頭で財政状況を見据えて計画は一旦休止とし、10年先のきらきらして朝日村をつくるためにも周辺施設の再整備は必須であり、人々が集いたくなるような商業施設も併設した新たな朝日村のシンボルとなるよう、最重要テーマとして庁内検討は続けていくと説明があったとおりでございます。

そこで、議員ご質問の計画休止後の施設の安全確保と機能維持を今後どのように考えていくかについて、現段階での計画を少し説明をさせていただきます。

公民館においては、2階講義室の畳は劣化がひどく、快適性には程遠い状況となっております。これにつきましては、応急的なものになりますが、早急に対応する予定でございます。子育て支援センターは、雨漏りの対応が急務となっており、現在、屋根にシートを張り対応しております。今後は定期的に張り替えを行うなど、対応してまいります。

各施設とも大小の修繕が必要な状況が多々ございますが、今後の周辺施設の整備の課題として残りますので、修繕費など最低限必要な予算を計上する中で、引き続き、安全に利用いただけるよう対応してまいります。

次に、検討委員会などでは、積み重ねてきた議論や提案については、検討委員の皆さんや中学生などから本当に多くの貴重なご意見、提案をいただき、基本計画や村ホームページでも紹介をしております。

いただいた提案などの実現に向け、引き続き、庁内での検討や先進的な事例と比較しながら、将来の施設の建設に向け活用してまいります。

また、いただいた提案を参考に、これからの施設運営において、子供と高齢者との交流の場の設定や図書館と公民館施設等が連携した事業などにも取り組むことで、今後の実施計画に生かせることになると捉えております。

次に、3つ目の公民館は、村民の学びや交流の拠点であるとともに、中学校部活動の地域移行が進む中での放課後の子供の居場所としての役割の重要性と公民館事業の充実や利用促進を図り、誰もが気軽に立ち寄れる交流の場としての方向性についてのご質問についてでございます。

今後も公民館は村民の学びの場、交流の拠点は変わらないと考えております。中学校の部活の地域移行、地域展開については、土日の移行とともに、平日においても移行が始まってまいります。そこで、公民館では、今年度から中学生の居場所づくりとして、毎月第3水曜日に「中学生のみんな集まれ」といった事業を始めているところでございます。参加者はまだ少ないものの、大人の支援者と共に、調理実習や手芸などで交流を図り今後の活動内容を模索しております。

また、月2回、小学校5・6年生の小学生と中学生を対象に、朝日未来塾を行っており、引き続き、開催してまいります。

また、議員ご発言のとおり、公民館事業の充実を図ることは、施設の利用促進と誰もが気軽に立ち寄れる場の提供につながるものと考えております。教育委員会として、引き続き、積極的に公民館事業を行うことが必要であると捉えており、併せて村民の皆さんにはやりたいことを持ち寄り、自らが活動できる場として公民館施設を活用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林弘之君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） ありがとうございます。

わくわく館も公民館も間もなく劣化度70が近づいているというところでいきますと、維持していきながら、維持管理のところが非常にこれから大事になっていくのかなというふうに思います。

まず、1番に対する再質問のほうをお願いしたいと思うんですけれども、令和8年度予算において、わくわく館、公民館周辺施設においても、先ほど次長もおっしゃっていましたが、緊急的な修繕の予算がつけられていただけなので、ちょっと詳しくお聞きしたいなというふうに思います。

わくわく館についてですけれども、先生方に聞いたところ、2階の大きな部屋がエアコンを入れていただいているはあるものの、非常に日当たりがよく、部屋が大きいのでなかなかエア

コンが効かないということでございました。夏休みなど、非常にお子さんの利用が多いんですけれども、夏、非常に暑い中で、外で遊ぶというのが、今ちょっと難しいような温度になってしまう。あと、アリーナも空調があるわけではないので、非常に熱が籠ったような状態になるというところまでいくと、あの2階の畳の部屋というのは、非常に子供たちの活動の場として、大事な場所だと思うんですけれども、なかなかやはり温度が下がらない、でもその中で遊ぶしかないので、子供が遊んでいるという状況だということです。

それから、1階の未就園児が利用しているお部屋、朝日村の場合、2歳児は、ほとんどのお子さんは保育園に行っているということなので、ご利用しているのがハイハイをするような小さなお子さんが多いということなんですけれども、少し隙間があって、冬はそこから隙間風は入ってきてしまう。夏になると、そこから虫が入ってきてしまうというようなことをおっしゃっていました。ハイハイしているお子さんにしてみたら、非常にそういうのが目につきやすいでしょうし、先生方、保護者の方、気を配っていらっしゃると思うんですが、その辺ちょっと危険かなというふうに思います。

先ほど、次長もおっしゃっていましたが、もともと老人福祉センターとして建てられたものなので、児童館としては、非常に死角も多くて、先生方常に注意を払ってやっていたらいいような状況です。新年度になって、新1年生が入ってくるわけなんですけれども、また利用がある中で、下駄箱やロッカーが足りないというような不都合が生じる可能性もあるということもおっしゃっていました。工夫を凝らしながら対応していきますよということで、先生方おっしゃっていましたが、この辺もお伝えしておきます。それから、雨漏りに対しては対応していただくということなので、この辺もお願いしたいところです。

あと、公民館についてですけれども、雨の日とか、雪の日、駐車場の足場が非常に悪くなってきました。今、もう少しタイヤとかで、ちょっと掘れてしまっているようなところにはどうしても水たまりができやすくて、そこを避けて通っていらっしゃる方もお見受けするような状況なので、この辺のところをどうしていくかという点、それから、先ほど2階の畳の部屋に関しては対応していただくということでしたので、非常に畳劣化していて、使っていると衣類に付着したりして、ちくちくするような場面もあって、実際に、使っている方から修繕の希望の声があったりしますので、この辺は早急に、この辺もお願いしたいところです。

それから、空気の入替えのときなど、使用したい網戸なんですけど、こちら不都合の場所がございまして、空気の入替えとかするとき、ちょっと力を入れると、網戸が落ちてしま

いような箇所もございますので、この辺のところを対応お願いしたいなというふうに思います。この点に関して、次長、もう一度お願いいたします。

○議長（小林弘之君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それぞれ細かい点ご指摘をいただきありがとうございます。

まず、わくわく館の関係では、空調関係です。2階確かに暑い状況です。あの施設の状況からすると、夏、冬東を向いていますので、朝日が非常に当たります。特に、夏は朝日が当たったところで室温が上がり、そこでエアコンをつけてもなかなか効きにくく、午後、子供たちが来館する際には、まだ暑さが抜けないというような状況かと思っておりますし、そういう状況だということを聞いております。

そこで、対応として、現在、行っているのが、まず窓を開けて、換気をし、その後、早い段階からエアコンをつけるというような対応をさせていただいておりますが、そういう状況ですので、なかなか温度が下がらないといったことがあります。今後の対応とすれば、遮光カーテン、遮熱カーテン等の活用も考えられるのかなとは思っておりますので、今後、どの程度の事業費かけられるか、また検討をさせていただきたいと思っております。

それから、1階の未就園児が利用していただいているキッズルームになるかと思いますが、隙間風等、隙間があって虫が入ってくるというようなことだということですので、それについては改めて確認をさせていただき、どのような形でふさぐことができるか、そこは検討ができると思っております。

それから、非常にわくわく館の利用が増えてきておりまして、8年度の登録も7年度に比べまた多くご利用いただける登録数となっておりますので、実際に、施設的には、非常に死角の多い施設となっておりますので、そこは支援員の対応をさらに強めていきたいと思っておりますし、あと、施設的な部分では、下駄箱、ロッカーの不足も考えられます。改めて、館長等とも相談をさせていただき、対応していくことになるかと思っております。

それから、中央公民館の件ですが、駐車場の整備は、最低年1回は業者さんにも入っていただき整備をしておりますが、なかなか皆さんご利用いただいている中で、天気の悪いときなどは足元が悪い状況になってしまっております。過去に、整備の計画等をつくったことがありますので、改めてどのような整備ができるか、検討することができると思っております。

あと、2階の畳に関しては、先ほどお話ししたとおり、応急的ではありますが、早急に対応しますので、年度内には対応できるかと思っております。

あと、網戸に関しては、施設的に網戸がつく枠組みではないところへ網戸をつけているというような状況がありますので、網戸の開け閉めには、非常に皆さんかまご不便いただいているところです。ここについては、職員ほか、整備をしておりますが、村民の皆さんから利用をしていただくときに、網戸を動かしていただくということはちょっと不便というか、不都合になっておりますので、そこはちょっとこれまで以上には対応はできませんけれども、サッシを開けて空気の入替え等はできるような対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（小林弘之君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） これから、4月末ぐらいにもなりますと、ゴールデンウイーク近くなってくると、非常に急に暑くなったりきてしまいますので、その辺の暑さ対策ですとか、虫の侵入といったところは、早急に対応していただきたいなというふうに思います。

それから、公民館は避難所にもなっておりますので、有事の際の利用を見込んで、環境を整えていっていただきたいと思ひます。要望です。

2番目、3番目のほうのことについてです。

当村においても、子供たちを対象とした講座ですとか、中学生と大人が一緒に参加する講座で子供たちが地域の大人と関わる機会が生まれていること、また、夜間のスポーツ活動での利用など、公民館職員の努力とアイデアも相まって、公民館の利用促進につながっているというふうに私は感じています。

検討委員会で議論されてきた公民館周辺施設の在り方基本構想の案の中で示されたコンセプトは、多世代の誰もが気軽に集い、つながり、学ぶ地域コミュニティの拠点でした。ここには検討委員会の皆さんの思いが集約されていると、昨年9月定例会、一般質問で、羽多野議員がこの周辺施設の在り方の検討について質問した際の答弁の中で次長もおっしゃっています。ここを十分大事にして、これからの公民館活動を今まで以上にさらにどう広げていくかということを考えていただけたらなというふうに思うところです。

先ほど来、中学校の部活移動の件では、第3水曜に大人の方と一緒に触れ合うというか、お料理であったり、手芸であったり、そういった講座が開かれているというところで、少し進んだ形で動いていってくださっているなというふうに思ったんですけども、さらに、もう少し、やはり人とのつながりというところでは、やはり充実させていきたいところの

非常に大事なところかなと思うんですけども、この点に関して、今後、こういったことをもう少しやっていきたいというような点がありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 公民館活動、職員、一生懸命に講座等考えたり、公民館の役員の皆さんと取組をさせていただいて、コロナ明けから大分また公民館の利用が増えてきているかなと思っております。

中学生については、先ほどお話ししたとおり、「中学生のみんな集まれ」等の事業をやったりしておりますし、未来塾については、今年、7年度から小学生も加わっていただくような形で取り組んでおります。

今後、引き続き、中学生に関しては部活動の地域展開が始まってきますので、居場所として公民館使っていただけるようなことをしていきたいと思っておりますが、なかなか中学生、集まっていただくには、地理的な部分もあったり、関心の関係もあったりしますので、今、取り組んでいる事業の中でどんな形なら中学生の皆さんが関心を持っていただけるかというようなところは、今、来ていただいている中学生と話をし、また支援をしていただいている大人の皆さんいますので、その方々と話をしながら、引き続き、対応していきたいと思っております。

あと、一般の方に関しては、サークル等を通じて、いろいろな形で使ってはいただいておりますが、やはり人とのつながり、議員さんのおっしゃるとおりが大事かなと思っておりますので、つながりができるようなことを公民館なりに、また、公民館館長含め、役員の皆さんとも話をしながら取り組むことになるかなと思っております。

具体的ところは、今はまだ8年度でまた講座であったり、事業計画、これからまたお示しをさせていただくことになると思いますけれども、そんな中で、取組についてお話しできればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（小林弘之君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 昨年のお夏まつりのときも、鉢盛中学校の美術部の皆さんにお面の制作をしていただいたりですとか、MC務めてもらったりですとか、そういった企画の中に

中学生入れていただいて、非常に面白いことができたんじゃないかなというふうに思っています。

ですので、中学生、高校生のあたりのアイデアって、非常に面白いものが出てくるんじゃないかなと思うので、そういった行事にぜひまた入れ込んでいていただいて、その辺膨らませていただくことによって、小さい方ですとか、大人も関わっていけるのかなというふうに思いますので、その辺ぜひお願いしたいと思います。

そういった村がもうやっている行事に参加してもらうこともあれですけども、彼らに考えて、何かイベントとか企画していただくというのも、非常に面白いのではないかなって、中学生のうちから、鉢盛中学校の生徒、いろんな企画をしていく中で、人を呼ぶことに去年成功したようなことがありましたので、ぜひそういったところも取り入れていてほしいなというふうに思います。

公民館事業は、止めてはいけないと思いますので、また職員の皆さんのすてきな発想ですとか、アイデアに期待したいと思います。

それから、今度、村長にちょっとお伺いしたいんですが、先ほど次長もおっしゃっていましたが、村長は今定例会の施政方針の中で、この計画は一旦休止するという判断をしたんですけども、10年先のきらきらとした朝日村をつくるためにも、公民館を含む周辺施設の再整備は必須であり、人々が集いたくなるような商業施設を併設した新たな朝日村のシンボルとなる複合施設に生まれ変わってほしいと願い、最重要テーマとして庁内検討は継続していくとおっしゃっています。この辺、先ほど、次長もおっしゃって重複してしまいましたが、この中で、村長が考える商業施設とはどんなものを考えていらっしゃるのか、そして、村長が考えるきらきらとした朝日村とは、どんな村なのか、教えてください。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ちょっとひも解いてみたいと思うんですが、先ほどからの話に出ているように、もうあの中央公民館の一体の施設というのは、もう40年、50年を迎えて、そろそろ使いにくくなってきて、次の手だてをしなくちゃいけないという時期に、全てが来ているということで考えますと、村民の皆様、大体全員にアンケートを取ったわけじゃありませんが、あそこは何とか再整備をしたり、統廃合をしたりするということは、多分賛同いただけるだろうというふうに思っています。

それで、そういうことも見越して、この3年間、庁内の検討、そして、1年間は村民の代

表の皆さんを交えた検討に入ったという段階でございます。そこでは、大体の規模感と内容というのが決まってきて、これからどういうステップに入るかということ、今度、村民の皆さん一人一人に本当にこういう施設は要るか要らないか、それを問いただしていく、または聞いていくという、そういう今段階になったんですね。

そういう段階において、財政的なこともあります。ちょっとやっぱり、もうちょっと何か足りないような、私、気持ちがありましてね、財政もそうだし、もうちょっと考えなくてはいけないということもあって、休止としました。

もう一つ足りないというのが、本当に今考えているものが、村民が集える施設であるかどうか、そこをもうちょっと深掘りする必要があるというふうに、常々考えておりました。そういうことで、財政もすんなりと、じゃ、約20億円投資するというわけにも今いかないものですから、少し蓄えをしてということ。それと、もう一つの本当に集える施設をどうするかという、そこに重点を絞った次第です。

それで、今、ご質問は、集える施設はどんなものをお考えかということだと思っておりますが、それは一つは商業施設的なところも私あえて入れさせてもらったんですが、まだ、具体的にこれをということはありませんが、幾つか望みたいことはいっぱいあります。

朝日村は、今、スーパーマーケットがないので、普通のスーパーマーケットは農協が撤退したように、絶対に朝日村には来ませんから、もうちょっとダウンサイズしたもの、いわゆるミニスーパー的なものもいいなとか、そしてまたは、今、道の駅というものも、本当に各道の駅が盛んですよね、盛況ですよね。ですから、道の駅もあればいいなとか、そういうような思いがいっぱいありますので、そういったものいろいろ検討しながら、もう少し夢を膨らませる時間が取れそうなものですから、そういったことを考えているというだけで、まだ確固たる決めたものはございません。

それで、きらきらした村というのは、これは、やっぱり今、朝日は福祉あふれた村だとか、活性化する村だとか、いろいろ言い方があって、村外の人からもいい村だねということはよく言われることがあります。

これは、やっぱり必要なことで、朝日に行けば何か面白いことあるぞというような、そういった村づくりが私は必要だと思っています。何か中央公民館というのは、今度、複合施設になって、あそこに行けば何か面白いことあるぞというような人が集えるような、そんな何かきらきらとした村づくりが今後必要だなというふうに思っています。

ですから、いわゆるイコール活性化された村だとか、いわゆるイコール福祉がいい村だね

とか、またはみんな楽しくやっている村だねというような、そんな総合的にきらきらしたというイメージで申し上げております。そんなところです。

○議長（小林弘之君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 村長、ありがとうございました。

これからさらに検討を深めていくという中では、何年かかけて検討していく中で変わってくる部分というのもあると思いますし、また、新たに考えていかななくてはいけない部分というのも出てくることになるのかなと思うので、検討委員会の皆さん、コンサルも入れて、時間もかけて、お金もかけて考えてきた部分、そこを生かしながら、その辺も付け加えながら、やっていってほしいなというふうに思います。

そんな中で、村長、若干先ほどおっしゃっていた道の駅のような、ミニスーパーのようなというお話ありましたが、よっていきましょつぷが始まると、非常に村外からも毎週楽しみにお買物に来る方がいらっしゃって、早く行かないと欲しいものも売れてなくなってしまうというようなこともあります。

そういったところに、そういう村内の皆さん作られている物とか置いていけたらすてきなかななんて、私も今ちょっと思っていました。まだまだ検討していく段階で、詰めていっていくということなので、その辺のところ、期待していきたいなというふうに思います。

何をやるにしても、人と人とのつながりというのが、やはり非常に大事なのかなというふうに思うのですが、公民館は学びの場であると同時に、世代を超えて人がつながり、地域の関係を育んでいく大切な拠点だと思います。

また、村民が気軽に立ち寄れる交流の場としていくためには、事業だけではなく、日常的に利用しやすい環境づくりも大事だと思います。そうした視点も大切にさせていただくことを願って、私の1問目の質問を終わります。

○議長（小林弘之君） 清澤議員の1問目の質問が終わりました。2問目の質問をどうぞ。

清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 2番目の質問です。

ふるさと納税を活用した当村の魅力発信の展開について、前回の一般質問において、当村のふるさと納税返礼品の状況について質問いたしました。その際、返礼品の充実に向け前向きに取り組んでいくとの答弁をいただきました。

その後、私自身も声をかけさせていただき、返礼品への出品を検討して下さる方を対象に説明会の開催が決定し、今月実施されることとなりました。出品を希望される方々が参加予定であり、一歩前進したと感じております。

こうした動きをさらに広げ、当村の魅力をより多くの方々に届ける取組へと発展させていくため、以下質問いたします。

1、返礼品の拡充に向けた現在の取組状況と併せて出品希望者が実際に返礼品登録に至るまで、どのような支援体制を整えていくお考えですか。

2、返礼品の送付に当たり、村の紹介パンフレットやイベント情報等を同封することや、QRコード等を活用して当村の魅力発信につなげる仕組みづくりについて、どのように考えていますか。

3、ふるさと納税を通じて、当村に興味を持っていただいた方々を継続的な関係人口へとつなげていくため、今後どのような展開を考えていますか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） それでは、清澤議員のふるさと納税を活用した当村の魅力発信の展開についてお答えいたします。

まず、1つ目でございます。現在の取組状況と併せて出品希望者が返礼品登録に至るまでの支援体制についてでございますが、12月の議会において、清澤議員のご質問、また議員が村内事業者へ直接お声がけいただいたご尽力がございまして、先ほど、議員も申し上げたところでございますが、3月18日に返礼品の出品希望者を対象とした事業者説明会を開催する予定としております。

複数の方々にご参加いただける見込みであり、担当課としても大変心強く感じているところでございます。説明会では制度の仕組みや返礼品の登録基準、手続の流れなどなど説明し、今までやってみたいけれども、どうすればいいのかわからないと思われている方の不安を解消できる、そこを主眼に置きまして、丁寧に説明してまいりたいと思います。

説明会の後の支援体制につきましては、担当職員が個別に対応できる相談窓口を設けるとともに、委託先でありますさとふるのサポート機能を活用し、商品の登録、写真の撮影、説明文作成といった実務面での支援もしてまいりたいと考えております。出品を希望される方

が実際に登録に至るまで、村として寄り添いながら、丁寧に伴走してまいりたいと思っております。

次に、2つ目の返礼品送付に当たりパンフレット同封やQRコードを活用した村の魅力発信の仕組みづくりについてでございます。

現時点におきまして、返礼品送付に当たり、パンフレット等の同封は観光協会によるボルシチですとか、それから日本酒「鉢盛山」これを送付する際は、村の観光パンフレットを同封しておりますが、その他は現時点のところ実施しておりません。

ふるさと納税の返礼品は、全国の寄附される方々が朝日村との接点を持っていただける貴重な機会でございます。議員ご提案のとおり、単なる物品の発送にとどまらず、村の魅力をお届けする機会として活用していくことは大変重要と認識しております。

村紹介パンフレットやイベント情報の同封につきましては、鉢盛山登山マラソン、大博覧会など、本村ならではのイベント情報、また、農業や木工、さらには移住や子育て支援策を紹介することで、寄附者の皆様に朝日村をより身近に感じていただけるものと考えております。

QRコードの活用につきましても、返礼品に同封するカードにQRコードを印刷し、村のホームページや移住観光情報紹介動画などへ誘導する仕組みは低コストで実現できる効果的な取組であると考えております。

まずは実施可能なものから着手し、効果を確認しながら、段階的に充実させてまいりたいと考えております。

ただ、12月定例会でも申し上げましたが、ふるさと納税の募集や調達、返礼品の送付や広報などの費用は寄附額の50%を超えることができません。その点も含めまして、国の基準に沿って慎重に進めてまいりたいと思っております。

さらに3つ目の継続的な関係人口へつなげていくため、今後、どのような展開を考えているかについてでございます。ふるさと納税を通じて、本村に関心を持っていただいた方々へは、将来的な交流人口、関係人口、さらには、移住定住へつながる可能性を持った大切な存在と考えております。

この関係を一度限りにせず継続的なつながりへ発展させていくことが重要と考えております。具体的には村内巡り、木工体験、鉢盛山登山、農林産業体験、ウィンタースポーツ体験の利用券など、実際に朝日村に訪れていただく体験型、来村型の返礼品の拡充を検討したいと思います。

実際に村に足を運んでいただくことが最も強く村の魅力を感じていただける機会になり得ると考えております。関係する課や団体等と連携を図り検討してまいります。

また、寄附者の皆様に村のイベント情報や移住情報を定期的にSNSなどでお届けする仕組みの整備を検討してまいります。ふるさと納税を寄附を集める手段にとどめることなく、朝日村を知り、訪れ、そして住んでいただくための入り口として位置づけ、村の活性化につながるよう取組となるよう、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） ありがとうございました。

返礼品の説明会、非常に私も楽しみにしているところなんですけれども、まず、その説明会の中にさとふるの担当者の方も同席してくださるということで、非常に心強いと思っています。説明会、個々に説明するのではなくて、皆さんに声かけるので、ぜひ聞いてほしいというふうをお願いしたところ、日にちを決めて担当者までつないでいただいたところ、非常にありがたく思っております。

それから、新たに木工職人さんの作品が返礼になることに決まっているというようなことを聞きました。それから、鉢盛山登山マラソンの参加権が返礼品で得られるというのも、実際に、8月に登山マラソン計画されておりますので、そこに向けてもう動いてくださっているというところも非常にありがたいなというふうに思っています。

前回の一般質問のときにも話しましたが、実際にお声がけをしてみる中で、当村には自分で作った野菜や果樹を加工して、長期保存できるものに変えて販売している人、それから趣味の域を超えて売り物となる商品を製作している人、愛情込めて作った野菜や作品の販路を拡大したい人、いろんな方がいらっしゃるということが分かりました。

お声をかけさせていただく中で、そんなことがもしできるんだったらやってみたいというお声もいただいたので、非常にうれしく思っています。こういった方々、商工会青年部が毎年行っているネイチャーフェスに出店している方だったりですか、農家さんの立ち上げで始まった朝市に出店していた方などを思い起こしながら、お声がけをさせていただきました。

その話を進めていく中で、やはり、先ほど村長おっしゃっていましたが、出品する際には写真を撮影するとか、その商品に対するコメントも書かなければいけないというようなところで、非常にそういうことに慣れていない方はハードルが高いんだよねというようなことを

おっしゃっていました。

そんな中で、やっぱりそれがあるからゆえに敬遠してしまうということも、非常にもったいないなということで思ったところなんです。先ほど丁寧に登録済んだ後も、丁寧に伴走していただくということをお聞きしましたので、ぜひお願いしたいところではあるんですけども、自治体によっては、ポータルサイトと出店者との間に中間事業者を入れて、出品の作業を支援する体制を整えているところがあります。やっている自治体すごく多いんですけども、これにより出品者の負担が軽減できること、あと参入しやすい環境を整えることができる。それから、担当課の負担軽減にもつながっていくと思うんですが、こうした仕組みを活用する可能性についてお聞きします。

○議長（小林弘之君） 企画財政課、中村課長補佐。

〔企画財政課長補佐 中村高志君登壇〕

○企画財政課長補佐（中村高志君） それでは、ただいまいただきましたご質問についてご回答したいと思います。

中間業者、隣の塩尻さんそういったところでも、中間業者の方が入って返礼事業者の方と寄附者の方を結びつけているといったような事業について、私のほうでも把握のほうしてございます。

ただ、現状、朝日村のほうではそこまで返礼事業者の方がまずいないということで、まず、議員さんお声がけをたくさんいただきまして、今回、こういった形で3月18日に返礼品の事業者の方、集まっていたいて、説明会開催いたしますので、まず、品のほうを多く集めるような努力をいたしまして、その中で増えていくようであれば、中間事業者の方、そういったものの採用についてもまた検討のほうを進めていけたらと思っております。

まずは、何しろ品数を増やしていくといった形でやっていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林弘之君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） まずは、品数を増やすというところが大事なところかなと思っております。なので、18日、非常に期待しているところなんですけれども、やっていく中で、もしそういったことが非常に大事だなとか、負担軽減につながっていく部分でありますので、また検討していただきたいと思いますところなんです。

それから、ぜひ丁寧に伴走していただくといいところが、非常に大事かなというふう

うに思います。ハードルが高いというふうに言われたときに、やはりそういった声があるのも事実なんだなというふうに思いましたので、ぜひ、ちょっとしたことでも、一番返礼品でアップして大事なのは、その商品がどういう商品か、どんな思いで作られたものなのかというところのコメントが非常に大事になるということを出品者の方から聞きました。このコメントの書き方一つで、思いの伝わり方というのも違うと思いますし、そういったことが得意な方もいれば、得意じゃない方もいらっしゃると思うので、ぜひ、丁寧にフォローしていただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど、副村長のほうから、関係人口につなげていくために、体験型や来村型の返礼品も今後考えていってくださるということでしたので、その辺もぜひお願いしたいなというふうに思います。ワークショップのような形であるとか、キャンプ場の利用券ですとか、そういったことにもつないでいっていただけたらなというふうに思います。

先ほど、パンフレットですとか、QRコードを使ってというお話でしたが、これは実は既に出品されている方から、そんなお話をお聞きしました。以前にも、担当課にも話したことがあるんだよねなんて言われたんですけれども、今現在、それがまだできていない状況でしたので、ここ非常に大事なところだと思いますので、ぜひ早急に検討してほしいところです。

ふるさと納税、当村を応援してくださる方とのご縁であると同時に、財政面でも大きな取組であると考えます。寄附の輪が広がることは、村の取組を支える力にもつながっていくものと思います。

また、当村には、返礼品の充実に力を尽くそうとてくださる方が多くいらっしゃいます。当村には、魅力ある製品や企業もあります。そうした方々の力をお借りしながら、返礼品を通じて、当村の魅力が広く伝わり、それが村の発展にもつながっていくことを願い、私の2問目の質問を終わります。

○議長（小林弘之君）　これで、清澤あゆみ議員の一般質問は終わりました。

◇ 古 池 美佐江 君

○議長（小林弘之君）　次に、7番、古池美佐江議員。

古池美佐江議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 7番、古池美佐江でございます。私は2問質問させていただきます。

1、生涯学習環境の整備と備品更新について、2月26日の報道により、公民館整備計画の休止・練り直しが示されました。本議会の村長の所信表明においても説明がされ、巨額の事業費と将来の財源を見据えた、村長の苦渋の決断と受け止めております。

私は、ハード整備が足踏みせざるを得ない今こそ、建物の外側ではなく、村民の心を豊かにし村外へ魅力を放つソフトへの投資が、かつてないほど重要になっていると考えます。

村長は長年、民間企業において、顧客の期待を超え、感動と驚きを提供するExceed Your Visionという精神を体現されてきたと思います。この視点こそ、今の地方創生に不可欠なものです。

美術館への約5,800万円の投資は、視覚による情操教育の大きな一歩でした。箱物整備が休止となった今、次の一歩として、耳、すなわち音楽を通じた感動の創出と、それを核とした村の情報発信について、村長はどのようなビジョンをお持ちか伺いたいと思います。

(1) 社会教育施設の備品更新について、中央公民館は建物の老朽化も課題ですが、それ以上に深刻なのが日頃使用する備品の劣化です。教育大綱の理念でもある誰もが生涯にわたって学び続けられる環境を具現化するためには、建物の構想だけでなく、今、活動している村民がストレスなく学べる環境を整えるべきと考えますが、村の見解を伺います。

(2) 音楽芸術の振興とグランドピアノの購入について、現在、公民館のピアノは調律を行ってもすぐに音が狂うほど内部の劣化が進んでいます。村内2つのコーラスグループは、毎週このピアノを頼りに練習を重ねていますが、正しい音程で歌うための最低限の環境が保てていません。寄贈されたピアノを大切に使う精神は尊いものですが、楽器としての寿命を考慮し、村民の音楽芸術振興のシンボルとして、新たにグランドピアノを購入する考えはありませんか。

以上、お願いします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、私からは古池議員の1つ目の質問の、社会教育施設の備品の更新についてお答えいたします。

公民館周辺施設の計画休止につきましては、清澤あゆみ議員のご質問にもお答えしたとおりでありますので、古池議員からもご理解をいただいていると考えておりますが、そこで、

議員からのご質問の中央公民館で日頃使用する備品の老朽化についてでございます。

まず、スポーツ系で使用する備品、物品につきましては、屋内のものはトレーニングセンターを中心に整備をしており、利用をいただいているところでございます。しかしながら、各種目で使われているボールやバレーボール等のネットなど、非常に老朽化しているものもありますので、引き続き、修理や更新などの整備を行っていきたいと考えております。

文化系のものにつきましては、中央公民館には和太鼓、陶芸窯、電動ろくろなどがございます。ピアノに関しては、中央公民館に1台、トレーニングセンターに2台となっております。そのほか、調理室には、調理用品として、ガスレンジ、電子レンジ、炊飯器等を設置しております、ご利用いただいているところでございます。

これまでに、和太鼓については、革の張り替えが必要になっておりますので、必要に応じ張り替えを行ってきており、新年度では、2台の張り替えを計画しております。

調理室については、ガスレンジ、電子レンジは修理や更新を行っておりますし、炊飯器については、現在、ガス炊飯器のみとなっておりますので、新年度では電気式の炊飯器を2台整備する計画としております。

引き続き、安全に快適に使用していただくため、施設の規模などに影響がない物品については、継続的に整備が必要と捉えております。

そのほかでは、施設と一体的に考えて整備が必要なものについては、複合化の計画もありましたので、修繕や更新を見送ることとしておりましたが、先ほど、清澤あゆみ議員のご質問にお答えしたとおり、修繕費など最低限必要な予算を計上する中で安全にご利用いただけるよう、対応してまいります。

以上です。

○議長（小林弘之君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 引き続き、私からは古池美佐江議員の2番目のご質問、音楽・芸術の振興と、グランドピアノの購入についてお答えをいたします。

村内の2つのコーラスグループが公民館で熱心に練習を重ねておられること、大変ありがたいと思っております。そして、現在あるピアノの劣化が進んでいるという現状について、ご指摘をいただき、教育委員会としても大変大事に受け止めさせていただきました。

音楽・芸術活動において、楽器の状態は活動の質に直結するものであります。そういった意味で、楽器の状態に応じた計画的な更新の必要性があると感じております。本村のように、

ご寄贈いただいたピアノを長年大切に使用している自治体も大変多く、その精神は議員もおっしゃられるように大変尊いものと考えているわけであります。

しかしながら、ピアノは大変精密な楽器でもありまして、内部の経年劣化が一定の段階を超えますと、調律による修復は困難となります。楽器としての機能を十分に果たせない状態が続くということは、コーラスグループの皆さんが正しい音程で歌うための最低限の環境を提供できないという、議員おっしゃるとおりの状況であると認識します。

そこで、中央公民館につきましては、ご承知のとおり、財政面等から一時休止と、改修の検討を休止するという検討がなされたところでございますが、しかしながら、ハード面の整備が困難な状況にあっても、ソフト面での文化・芸術振興の環境整備は重要であると捉えております。とは申しましても、ピアノの購入につきましては、議員ご承知のとおり、大変高価なものでもございます。村の規模や現在の財政状況を踏まえ、まずは現在のピアノの劣化状況を専門家による診断を行い、修繕、延命の可能性を探り、また寄贈を募るか新規購入するかの費用対効果も調査してまいりたいと思います。その上で、財政当局と協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

村民の皆さんが豊かな音色の中で音楽を楽しめる環境づくりは、村の芸術振興の上でも、また教育委員会としても、また私自身音楽を愛する者としても、これから大事に取り組んでまいります。

私からは以上であります。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 百瀬教育長からのことについて、とても理解をいただきありがたいなと思っています。

ピアノというのは、やっぱり環境にもよりますし、大変だなと、特に一番ひどいのは、やっぱりいつも文化祭で使わせていただいている講堂にあるピアノは、見た目はとてもきれいですし、メーカーさんも今はもうなくなってしまいましたけれども、アトラスさんというところのピアノですので、決してひどいものではなかったと思います。それは、昭和62年のときに、寄附いただいた、昭和62年に購入し、その後、ご寄附いただいたものだと思います。それと、ちょっと調べたところ、アリーナのステージにあるものは、昭和39年に、そのときにあそこに寄附されたのか、それは分からないのですが、昭和39年の製造のものでした。それからアリーナの2階の北研修室のは昭和40年代にされたものです。作られたものという

ことが中の調律のそういうものを見たときに分かりました。

それで、ただ、やはり調律だけではやっぱりもう経年劣化をしてくると、駄目だということだけは分かっています。やっぱり中をよく見て、どこが悪いのかということが分からないといけません。多分、昭和62年の講堂にあるものは、もう中の弦を留めておくピンが緩んでいってしまう。なので、前日にちゃんとやったんですけれども、ちょっとでも動かすともう音が狂いますよということは、公民館の方からはいつも文化祭のときにはお聞きしています。絶対にたった1メートルや50センチ動かすだけで狂うということはありません、私の義父は、もう年ですので引退はしましたけれども、ピアノの調律師なんですね。なので、そういう状態はどういうことかと言ったら、多分、弦を留めるところのね、ピンがもう緩んでいると、そうしたらそこを替えないと、もっと太いものに替えないと駄目だろうという感じでした。でも、ただ、やっぱり調べてみないことには、どこが悪いのかということからは分からないと思う。専門家にってもらう必要があるなということはおアドバイスをいただきました。

しかし、そのオーバーホールをするということにも、かなりお金はかかります。何百万、今すごくいろんなことで値上がっていますので、オーバーホールする自体がもうピアノを買うというのと同じくらいのオーバーホール代がかかってしまうということはありません。特が一番ひどい、私は公民館の講堂にあるピアノをどうしても替えていただくことはできないのかと思いますので、そのところはやっぱり調べていただきたいと思います。

実は、2つのグループ、私も一緒に所属はしていますが、かたかごさんと、ひまわり、合計で約35名の村民の方が年間、あそこの公民館で何回練習しているかということ、毎週とか、かたかごさんは月に2回だと言っていました。年間70回以上、あそこをお借りして練習しています。ということは、合計で大体30名ちょっとぐらいはいるんですけれども、そうするともう2,100人の人があそこを利用しているということですよ、述べで言うと。すばらしい回転率というか、みんな熱心にやっていると伺いますので、これだけ多くの村民が恩恵を受ける予算はほかにはないのではないかと思います。

ぜひ公民館のところに新しいピアノを置いていただきたい。グランドピアノはやはりいいものを置いていただきたいんですけれども、もし新しいピアノになったら、北研修室じゃなくて、やっぱり講堂でいいもので練習をしたいよねって、少しくらい、冷房とか暖房費がかかっても、あそこを使わせてもらいたいというくらい、やっぱり期待をしておりますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

これから、買うのにすごく予算がかかるよというふうにお考えだと思いますので、どうし

たらその予算が出るかということをご提案したいと思います。実は、別に全てのお金を村のお金で買う必要はないのではないかと。私は、ガバメントクラウドファンディングをしたらどうかと思っています。それは、そのためには、ヤマハとかカワイとか、そういったものではなくて、スタンウェイをぜひ買っていただきたいと思っています。やっぱり世界の最高峰のピアノを置くということは、ほかの団体、県内外とかね、村内だけではなくて、そういうすばらしいピアノを置いておく、使えるようにするという事は、ほかの方からも使っただけ、それこそ関係人口を増やすことができるのではないかと思います。

スタンウェイのような名器は単なる消耗品の備品ではなく、年月を経ても価値が落ちにくい村の動産遺産となり得ます。安いピアノを何度も買い替えるより、100年使える名器を持つほうが長期的には村の財政に資する賢い選択だと思います。

立派なコンサートホールにスタンウェイがあるのはふつうですが、予算がなく、建て替えが休止になった小さな村の古い公民館に燦然と輝く世界一のピアノがある。このかけ離れたギャップこそが人々の心を打ち、全国的なニュースになり得る、強力な情報発信の核となります。中途半端なものではなく、最高峰を置くこと自体がほかにはないブランドメッセージとなります。ですので、ぜひガバメントクラウドファンディングという強力な武器を使って予算を集める、寄附を集めて、こういう考え方はどうでしょうか。

○議長（小林弘之君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） ありがとうございます。

古池議員の1番目の質問でございます。今現在、公民館にあるのは、議員ご承知のように3台でございます。全てアップライトということでありますので、毎年、調律は行っているものの、状態はあまりよくないというご指摘もございましたとおり、私も、全て触ってみましたけれども、なかなかやっぱり状態のよくないピアノがやっぱり多いなということは感じたところでございます。

それについて、ご提案をいただいたところでございますけれども、ガバメントクラウドファンディングを使ってということでございますが、スタンウェイを入れるということでございますので、これはもう本当に1,000万円以上というような、大変大きな金額がかかりますので、それが入るかどうかというのは、またちょっと別にしましても、ある程度、やっぱり講堂とか、ああいったところのピアノというのは、それなりのものが必要だなということは思っております。

しかしながら、財政面というものも考えていかなければいけない大変村でも重要な問題でございまして、その点についてはまた検討させていただきたいと考えております。

また、いろんなご意見をまた賜りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 入るかどうかわからないけれども、検討はしていくということですが、ぜひ、本当に財政が厳しい中、こういう夢がある、そういう経営をしていただきたいと思うところですが、取りあえずはそういうことができるかどうか、できそうかということをお店で、クラウドファンディングについて研究をするとか、今年、地方地域外部人材も活用するということですので、そういう方も交えて、この村のこれからのことを考えて検討するということはできるのでしょうか。村長は、これについてどうお考えか、ちょっとお話を聞かせてください。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ありがとうございます。

私、申し訳ないけれども、ピアノの知識何もなくて、スタンウェイのピアノって幾らするかもわからない状況でございます。

ただし、古池議員の冒頭の例えば、今後はソフトへの投資だとか、または、Exceed Your Visionビジョンという私のいた会社のキャッチフレーズを上げていただくだとか、または、村の情報発信として、音楽はどうかというところは、全て私は賛成でございます。

そういった意味で、音楽による魅力発信、または村を元気にするということでは、ジャズコンサートの企画だとか、そういったことも手がけて集まりましたので、そういった土壌はうんと大事だと思っていますので、音楽による村おこし、これは大賛成であります。イコールピアノ、イコールスタンウェイのピアノ云々というところまでは、まだ私至りませんので、また今後、勉強して、研究してみたいと思います。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 今、村長からとてもいい考えなので、これから勉強してみたいというお話をいただいたので、大変心強く思います。

ちなみに、もし講堂に置くとしたら、一番最高峰はスタンウェイのD274という型なんですけれども、これはもう本当にフルコンでございます。大体、ピアノのショパンコンクールとか、そういうときでも使われているものですね。それが、今年度になってもうピアノもほとんど値上がりしてしまっていて、100万単位で値上がっているということで、今、3,900万だそうでございます。

ですので、それにこれはとても大きいですので、奥行きが274センチということです。それで、フルコンにつきましては、小学校の体育館に置いてありますヤマハのあれはコンサートグランドが置いてありまして、昔、緑のコロシアムで演奏されたりとかね、したときのものがあります。とてもいいものなので、あれはぜひしっかり管理して、使っていただきたいと思っていますけれども、ただ、あのピアノを使いたくても、小学校はあそこ開放しておりませんので、一般の方が使えるとか、私たちが使わせてもらうということはできない状態です。やっぱり学校で行事とか、音楽会とかにしっかり使われていて、有効活用はできているんじゃないかとは思っています。

ですので、フルコンを欲しいとは言いませんが、その次のD211というものを実は欲しいなど。それが駄目だったら、その下のO180かA188くらい、それはもう全て2,000万円ぐらいしておりますので、ぜひクラウドファンディングをすれば、その10分の1とかね、もうちょっとうまくいけばできるのかなと思っています。

長野県では、中野市が市のホールに置くために、やはりクラウドファンディングをしまして、寄附を募って、それはもうちょっと安い時代のときですけれども、それでも300万という、もう少し少なくともいいのかなという向こうが設定、中野市はしていたようですけれども、300万を超える、予想よりもはるかな寄附を集めることができたそうです。

それで、今、それをちゃんとホールに置いて使っておりますけれども、そういったことをするということはとてもいいと思いますが、それと、あと、クラウドファンディングをして、寄附をしていただいた方にはスタンウェイを独り占めして弾ける1時間の演奏権、それとか、朝日村が誇るおいしいお米10キロとか、野菜とか、そういうものをセットして一口2万円で全国から寄附を募るといふ形にすると1,000人の方が、村内、村外、集まると2,000万円が集まるということになりますので、目標に掲げてやることは絶対に不可能ではないと思います。

それから、本当に世界最高峰のピアノを弾けるという非日常の体験は、やはりそれをこんな小さい村で、そんないいものを置いて、それでやっているんだねということで、やはりさっきジャズを村長もお友達を巻き込んでジャズコンサートとかもしておりますけれども、向

こう側、ピアノを持ってこなくても、ここで自前でできます。それで、それを弾きたいと言って音楽を愛する人たちが集まってくるかもしれません。そういうことを関係人口が増えていく、朝日村っていい村だねって、本当にここに来て実感してもらえる。もしかしたら、音楽家の方たちが、ここに住みたいと言って住むかもしれない。そんな可能性も秘めていると私は感じていますので、ぜひ、このことについて、真剣にどうしたらできるのかと考えていただきたいと思います。

それと、あとは北安曇郡の池田町もD211を所有しております。これを調べていたら、とてもびっくりしたんですが、これは大正13年、1924年に尋常小学校であるときに、やっぱり教育で音楽に力を入れたいということで、その当時、大正のときに村として買われたものだと思います。あまりも古いので、それをこのままではいけない、いい名器はどうかしなくてはということで、2005年にオーバーホールに出したそうです。そのときに、町内外の多額の寄附650万が集まり、それで今も燦然と池田町で使われているそうです。

池田町は、これによって町民、内外もそうですけれども、公募をして、そのスタンウェイを演奏する事例のそういう音楽会を開いたりとか、地元の人とか、そういうことにも使われておりますので、決して夢ではなく、実現できるのではないかと私は考えておりますが、その点について、教育長はどうでしょうか。

○議長（小林弘之君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 古池議員、2番目のご質問にお答えしたいと思います。

今、ご提案のございましたように、中野市の事例、また池田町の事例と、大変貴重な事例としてお伺いをさせていただいたところでございます。

これをクラウドファンディング的な事業として立ち上げて、また、やっていくということについては、これはまたすぐというわけにはいかないと思いますけれども、検討は必要だと思います。

また、それで何千万というお金が集まるかどうか、あるいはそれを具体的に集まらなかったとして、また財政面での補充が必要だとかいうことになってまいりますと、やはり教育委員会だけの動きとは、ちょっとまた変わってくると思いますので、そこら辺は庁内でまた検討させていただいて、また、ご提案させていただくということになるかと思えます。

やっぱり非常に夢のあるお話をいただきましたので、また、そんなことも含めて、お話をさせていただきたいと思えます。

以上になります。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） すぐの実現できるかどうか分からないというものが、ちょっと残念ですけども、でも庁内で検討をしていくということはお答えはいただきましたが、検討ではなく、実現するためにはどうしたらいいかということをご検討いただき、ぜひ美術館だけではなく、音楽の振興のほうにも力を入れていただき、きらきら輝く朝日村を目指して、皆さんで私も一生懸命、もし買っていただけましたら、美術館のように朝日村スタンウェイ保存会みたいなことを立ち上げて、やはり企画をしたりとか、そういうボランティアで活用ができるように、そこに置いてあるものの飾り物ではなく、弾いていただける、使っていただける、そういうことをやはり考えて協力したいと思いますので、ぜひ今年は無理であっても、来年に向けてとか、検討というか、庁内で考えていただけるように願って、1問目の質問を終わります。

○議長（小林弘之君） 古池議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 2問目お願いします。

指定管理制度における行政ガバナンスについて、令和7年9月議会の一般質問において、指定管理者の業務管理について質問した際、モニタリングについては再度評価を実施し公表する旨の答弁をいただきました。

しかし、昨日の時点で、半年がたちましたが現在も公表されておらず、議会答弁という公の約束を果さない現状は、行政の信頼性を著しく損なうものです。

また、10月に報告された指定管理者観光施設の随時監査においてもモニタリング評価の妥当性について極めて厳しい指摘を受けています。これらの状況は、朝日村の指定管理者制度に対するガバナンス機能が不全に陥っているということを示唆しています。

全指定管理施設に対する行政の管理体制について以下のとおり伺います。

1、ゲストハウスの総合モニタリング再評価の結果と公表の遅延について。再実施、再評価の結果はどうなっていますか。半年間にわたり公表が遅延している具体的理由と、公表時期及び管理責任の所在の説明を求めます。

2、監査指摘に見るモニタリングの形骸化について、10月の随時監査において、観光施設管理について評価根拠が不明確であると指摘された事実を、村としてどう受け止めていますか。実施記録の不備を見逃してきた管理体制の過失について説明を求めます。

3、ガイドラインに基づくガバナンスの再構築について現在指定管理を行っている全5団体に対し、過去のモニタリングは適正でしたか。令和2年12月策定のガイドラインに沿った、実用性ある管理体制への刷新について、今後の具体的方向を伺います。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） それでは、議員ご質問の指定管理制度における行政ガバナンスについて、私のほうからは、（１）、（２）についてお答えをさせていただきます。

初めに（１）、モニタリング再評価の結果についてですが、現時点では公表前であるため、詳細はお示しできない状況ですので、ご了解をお願いします。

公表遅延の理由ですが、指定管理者制度について、関係課で話し合う中、来年度に指定管理者制度マニュアルの作成、制度の理解を深めるための職員の研修の実施、各施設への外部監査の実施など、取り組んでいくことが決まりました。

公表を約束してから半年を超えたことは行政の信頼を損なうものであり、深くおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

公表の時期ですが、マニュアルの作成、外部監査の結果を待って公表していきたいと考えますので、公表時期というものは、ちょっと明確に今申し上げられませんが、よろしく願いいたします。

管理責任の所在につきましては、指定管理施設の監督責任は各担当課長であると認識しております。

続きまして、（２）ご指摘につきましては、真摯に受け止めております。スキー場などの管理に対する監査において指摘されたことは、村としても重く受け止めております。モニタリングの評価基準が十分に整備されていなかったことを認めざるを得ません。担当課による確認が形式的になってしまいました。

今後は、令和8年度に指定管理制度マニュアルの整備と外部監査の導入を進め、評価基準を明確にしていきたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） 私からは、古池議員の3つ目の質問にお答えさせていただきます。

令和2年12月策定のガイドラインに基づく全指定管理施設の過去のモニタリングの適正性についてでございますが、今回の監査指摘を踏まえますと、ガイドラインの内容が実務として継続的に運用されていたとは言い難い状況であったと認識しております。

今後の具体的な方向性としましては、以下の取組を進めてまいり所存でございます。

まず、モニタリング評価方式の評価様式の見直しということで、特に今回の監査でもる指摘されておりますのが、エビデンスの検証がなっていないというところが、まずございました。その評価根拠が明確に確認できるよう、各評価項目に対する根拠資料の確認をするようにと徹底させていただきます。

それから、定期的な現地確認と記録の徹底ということでございます。これもご指摘があったように、形骸化しているという点もございまして、もう一つは、現地へ赴いて担当者がいないわけではないんですが、そのところで、いわゆるヒアリングが十分になされていないというケースがございます。

それと、出てきた書面をそのまま指定管理者の言うことということとして受け止めているだけという側面がございますので、書面確認にとどまらず、定期的な現地確認と指定管理者へのヒアリングの実施、これをする体制を整備いたします。

それから、評価結果の適時、適切な公表、これは前回、7年9月の定例会及び今回でもご指摘いただいておりますが、監査結果、モニタリングの評価結果ともに、村のホームページなどでの公表を徹底するようにいたします。

最後、もう一つなんですが、これは私の非常に反省点でございますが、副村長レベル、最終的には村長ということになるんですが、私レベルでの定期確認体制の確立ということでございます。担当課任せにせず、管理職、理事者側が定期的に全指定管理施設の状況を確認する体制、これも非常に重要ではないかと思っております。

今回、ご指摘いただいた事態は、単なる手続上の問題としてではなく、組織的な課題として捉えまして、信頼回復に向けた実効性のある管理体制の再構築に取り組んでまいり所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） モニタリングに対しては形骸化していたということで、今、村としての体制についての今まで至らなかったことをお認めになったということで、それをこれから改善していくということで、ぜひ期待いたしたいと思います。

ただし、今回、私もいつかなと思って報告を待っていたんですけども、そうしたら、報告をなしにして、予算計上がされているということですね。それで、ただ、指定管理者制度マニュアルについては、やはり今後、庁舎内の職員が、人事異動とかいろいろありますので、誰が指定管理者の施設の担当になったとしても、きちんと制度を正しく、ミスなく、運用するための職員用の実務手順書としてとても重要なものであると私も思っていますので、ぜひこれはしっかりとマニュアルを作っていただくということは大事ですので、していただきたいと思います。

ただし、これも委託するわけですよ、253万円という計上なされていますが、業者に丸投げをするのではなく、朝日村独自の組織体制にマッチングしたマニュアルになることを希望します。

あさひプライムスキー場を中心としたレクリエーション施設とゲストハウスの経営の健全化及び村の財政リスクを最小化するための具体的なスキームの構築という、コンサルティング要素を含めた依頼にすべきだと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小林弘之君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） ありがとうございます。

今、古池議員がおっしゃったこと、全くそのとおりだと思っております、次回、次、何か質問があったときはそのように実は答えようと思っております、というのは、指定管理制度というものは、そもそもは直営でできないものを、例えば民間の活力を利用して非常に豊かな展開をしていただこうみたいなところと、それから、それに合わせてこういう公共施設、これを適切に管理していただこうというところに準拠したところで始まったものと理解はしておりますが、そもそもそういった今回いろいろご指摘いただいた中で、議論を交わす中でも、そもそもそこら辺の根本が分かっていない。共通認識がないというところに今至っていると私は思っております。

なので、例えば、コンサルティング機能をはじめ、それから職員研修、それから古池議員おっしゃるように、この村、それから指定管理する事業特性に合った対応ができるようなマ

ニュアルというものをつくっていかないと。例えば、指定団体であります西洗馬区とそれからタジマモータースと一緒に語ることは私はできないと思っておりますので、そういったところのまずはベースの部分、それから個別の部分というところをコンサルティングも受けながら、スキルアップを図っていきたいと思っておりますので、少なくとも今回の事態が、仮に人間のことでありますから、間違いがあるとは思いますが、出たときにはこういう取扱いをした中で、こうしましたというきちんと説明ができる、きちんと是正ができる体制をつくりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 今、職員の研修という言葉も出てきましたので、本当に今回のことを通じて、どの職員も分かるように、ワークショップを庁内でやって、みんなが理解するとか、そういうことも大事ですので、そういったものもぜひ入れてつくっていただきたいということをまず希望します。

次ですが、今度、指定管理者制度のガイドモニタリングの委託料というふうに聞いておりますが、この間の予算計上のときにもちょっと触れていただいておりますが、もう一回詳しく、どういう業者、どういった方に委託するのかということをお教えください。

また、全部で企画財政課は90万と210万で300万円、それから住民福祉課では110万円の委託料をやっていますが、その中身というか、90万と210万、特に違うんですが、それはなぜ違うのかということについて、少し説明をお願いします。

それから、選定審査評価員がいるわけですが、その方とこの外部委託、大体ガイドモニタリングというのは、評価委員の方がやりますよね。ですけれども、今度、委託してしまうんで、その選定審査評価委員の扱いとか、その人との関係はどうなるんでしょうか。そこをお願いします。

○議長（小林弘之君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） ご質問ありがとうございます。

ちょっと予算のこと、後で、すみません、あれします。外部委託とそれから内部の委員会ということになりますと、まずは、今、ちょっといろいろ、個別に走っちゃっているので、あれなんです、そもそもの構想として、クリニックで委員会をつくりたい。それは、法務、

税務、それから財務、そこら辺の専門の集団をつくりたいと思っておりますが、そこに落とす資料として、それからガイドラインにも、数年に一編は外部の、それも外部なんですけれども、その前提として、財務分析のプロフェッショナルというか、分析ソフトというか、会計事務所のを頼んで、その分析に基づいて意見を取り交わそうというところで、予算計上しております。

それから、もう一つは、先々の業者さんとして、今、中座しているんですけども、トーマツという監査法人とか、それが民間では筆頭でございますし、あとは地方自治の外部先の中で、そういう研修まで含めてやっていただいているところがあるので、ちょっとそれぞれに予算を立てたところがぶつかっちゃっていますというところでございますが、あくまでも外部委託というのは、財務分析というところ、それを委員会に落としてくる。委員会がそれを基に検討させていただくというプロセスになるかと思えます。

すみません、説明、舌足らずで申し訳ないですが、よろしく願いいたします。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 時間がなくなってきてしまって、ちょっとあれなんですけど、じゃ、財務分析をお願いするものということで、じゃ、事務作業、データ収集とか、そういうものは各課でとかやるということですね。手法をなろうということで、これが上げられているということと私は理解していますが、じゃ、そういうことなのかなということ、ちょっと時間がないので、また先に進ませていただきます。

じゃ、ぜひこれだけのお金を使ってやることですので、次回からはきちんと。

それで、さっき大池課長からそういうものができてからの公表になると、公表になるとあるので、なんですけど、それはどのくらいの予定なのか、何か月先とかあると思うんですけど、そこはもう早急にできて、公表するのが、もう1年も前になってしまいますからね、してほしいなと思います。

あと一つ、先日、総合モニタリングについては、今までしてきたのか、外部モニタリングではないですね、内部の総合モニタリングはやるのかということと、それから、この間、選定審査で、ふれあい親水公園のものがホームページにアップされましたけれども、その内容について私はちょっと点数とかは書いてありましたけれども、その点数がどうやってついたのかということが全然分からないので、そこをきちんと公表する気はないのか、ちょっとだけ聞いておしまいにしたいと思えます。

○議長（小林弘之君） 時間になりましたので、これで終了します。

それでは、ここで昼食の時間を取りたいと思います。

再開を13時40分からお願いします。

休憩 午後 12時29分

再開 午後 1時40分

○議長（小林弘之君） ただいまより一般質問を再開いたします。

◇ 北 村 直 樹 君

○議長（小林弘之君） 次に、8番、北村直樹議員。

北村直樹議員。

〔8番 北村直樹君登壇〕

○8番（北村直樹君） 8番、北村直樹でございます。

私は、本日1問の質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

人材育成と人事についての基本的な考え方についてというところでございます。

常日頃より、当朝日村の運営について日々努力をされております役場行政の皆様には大変頭が下がる思いであり、かつご尽力いただいていることに対し深く感謝をいたします。

日本の多くの自治体では、3月31日が年度区切りとされております。

したがって、これに伴い4月1日より新年度予算の執行、新しい組織体制のスタート、昇進、配置替え等が行われるわけでございます。

本村は、人口約4,000人という小さな自治体ではありますが、少子高齢化の進行、人口減少、行政需要やニーズの多様化が進む中、限られた職員数でいかに質の高い行政サービスを維持していくかは極めて重要な課題であると私は考えております。行政運営の要は、先ほど村長もおっしゃっておられましたが、人であると私も思っております。どの部署に、どの人材を、どのような方針で配置するのか。この人事方針こそが朝日村村政運営の方向性を示すものであります。

昨今では、公務員の定年制度が60歳から段階的に引き上げられておりまして、最終、令和13年度においては65歳となります。毎年、本村においても3月に人事異動が内示され、4月1日付で発令がされております。

12月、1月、2月は、各課で予算編成を行う3月定例会に向けての資料作成等多忙を極め、この時期に人事異動を行うということは非常にタイトなスケジュールをこなす必要があります。引継期間が十分に確保されているのか、繁忙期と重なり現場に負担が生じていないのか、専門性が必要な部署で短期間の異動になっていないのか等々、いろいろと考えてまいります。特に小規模自治体では、1人の異動が業務全体に大きな影響を与えるのではないかと心配になるところであります。

そういった中、村として人事異動の基本方針と引継体制の現状について、次のことについて伺いたいと思います。

1つ目、3月人事における現状と課題について。

村としての人事異動の基本方針と引継体制についてお聞かせください。

2つ目、専門職員の育成と確保について。

近年では、デジタル行政の推進をはじめ、福祉医療の専門性、防災体制の高度化、財政運営の複雑化、特に税制改正等が行われているわけですが、大きく変化をしております。

そこでお尋ねいたします。専門職の計画的育成方針はあるのでしょうか。また、長期的人材育成計画を策定しているのかお聞かせください。

3つ目、管理職登用の考え方について。

管理職の人は、村行政運営の安定に直結いたします。当村では、課長が各課のトップですが、その登用にはどのような要件が必要なのでしょうか。また、能力や実績重視に重きを置いているのでしょうか。村の基本方針について伺います。

4つ目、若手職員の確保について。

将来を担う若手職員は本当に貴重な人材であります。その若手職員の直近5年間の採用人数、また退職者数、こちら40歳未満で結構です、は何名ほどでしたでしょうか。また、若手育成やメンタルケア体制について取り組んでいることがあればお聞かせください。

以上です。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、北村議員の人材育成と人事についての基本的な考え方について、私のほうから1番と2番、それと4番につきまして回答させていただきます。

まず最初に、人事異動でございますけれども、職員の幅広い業務の経験や適正な職員の配置、また、職員が同じ職場に長い間在籍することによる業務の固定化や慣例化を防ぎ、新たな視点で業務改善が図られるなど、組織運営や人材育成の向上を図る目的で行っております。

特に新規採用職員につきましては、採用から10年程度は計画的に窓口、管理部門だとか事業部門など、3年周期で異動させるジョブローテーションを行いまして、様々な業務を経験させることで幅広い知識の習得や適正の発見、人間関係の構築などを図ることとしております。

また、職員の業務の引継ぎにつきましては、朝日村職員服務規程の中に規定がございまして、その中に引継事項や引継書の様式などが定められております。この事務引継書につきましては、引継ぎを行った後、新旧担当者が連名で署名をしまして、上司の決裁を経て村長に届け出るようになっております。

また、会計のそういった職員の引継ぎにつきましては、会計につきましては特別な会計書類がございまして、その書類の引継ぎ等につきましては、さらに朝日村財務規則にも規定を設けているところでございます。

また、それぞれの業務につきましては、副担当者を置きまして複数で行うことになっておりますので、引継ぎの状況によっては副担当者も一緒に引継ぎを行う場合もございます。

続きまして、2つ目のご質問、専門職員の育成と確保についてでございます。

最初に、人材育成計画の関係のご回答をさせていただきたいと思っておりますけれども、人材育成基本方針につきましては国の人材育成基本方針策定指針というものがございまして、それに基づきまして、当村では平成17年に策定をしておりましたが、令和5年に国の策定指針が見直されたことに伴いまして、当村の人材育成基本方針も、昨年令和6年度に、新たに今度は朝日村人材育成確保基本方針として改定をしております。

今回、国の策定指針の見直しでは、大きくはDX人材の育成、それと職員の確保に関わる2つの項目が追加をされております。

これを受けまして、朝日村の計画もこれまでの人材育成基本方針というものから、先ほども申し上げました人材育成確保基本方針というものに名称を変更しまして、DX人材育成の

面では職員のDXに関する知識や活用を目的とした職員研修、またDXリーダーの育成、また、DX実現のためには高度な専門知識や経験を必要とする人材が必要ということで、外部人材の登用などを項目として追加をしております。

また、職員の確保の面では、当村では現状は特に問題はございませんが、引き続き公務の魅力発信や採用試験の工夫など、これまでの取組を進めることとしております。

続きまして、専門職員の育成でございますけれども、職員はどの部署に行っても専門的な知識や関係法令を身につけなければならない状況でございます。総務課でいえば、総務担当になれば給与の知識、税務担当になれば税制の知識、そういった専門の知識が必要になるのでございます。それぞれの部署で業務に必要な知識を身につける必要があるということで、これにつきましては各課で人材育成を行うこととしておりまして、国や県が開催する研修会の受講をはじめ、町村会に職員の研修センターがございますけれども、その研修を受講するなど、必要な研修を受講することとしております。

また、特に簡易水道や下水道など必要な知識のほかに、施設管理のために必要な資格を取得しなければならない場合もございますけれども、こうした場合につきましても、理事者と各課で検討して資格を取得する職員を選定しております。

続きまして、4番でございますけれども、若手職員の確保についてでございます。

直近5年間の職員の採用人数でございますけれども、27名でございます。事務職が20名、保育士が7名となっております。40歳未満の退職者数でございますけれども、事務職で3名、保育士が4名となっております。

また、若手職員の育成につきましては、先ほど人事異動のところでも述べさせていただきましたジョブローテーションを行っておりまして、そのほか一般的な事務の基本を身につけていただくため、契約事務だとか法制執務、資料作り、文書作成など、必須の研修項目を多く設けております。基本的な事務能力は若いうちに身につけるよう人材育成に取り組んでいるところでございます。

また、メンタルケア体制についてでございますけれども、常時50人以上の労働者を雇用する事業所におきましては、労働安全衛生法で産業医の選任が義務づけられておりまして、地方自治体も適用されております。

当村におきましても、信州大学医学部の先生を選任し、毎月1回ですけれども、数名の職員面談を順番に行い、職員のメンタルヘルスの面や健康診断結果の確認等を行っていただいております。

また、年に一回のストレスチェックも義務づけられておりまして、委託会社が作成する調査票の設問に答える形で実施をしております。ストレス度の高い職員につきましては、先ほどの産業医の先生の面談で状態を確認していただきまして、メンタルケアの方法などにつきまして村のほうへ指導やアドバイスをいただいている状況でございます。

説明、回答は以上です。

○議長（小林弘之君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） それでは、私から北村議員の3番目の質問にお答えさせていただきます。

管理職登用の考え方ということでございます。管理職、とりわけ各課のトップである課長の登用につきましては、村政運営の安定と質に直結する極めて重要な判断であると認識しております。

そこで、管理職に求める基本的な資質、あるいは要件といたしまして、村では課長に求める役割として、大きく次の3点を重視しております。

まず最初に、組織マネジメント能力でございます。

課全体の業務を統括し、職員一人一人の能力を引き出しながらチームとしての成果を上げる力が求められています。村は小規模自治体であり、課長が担う役割の幅は非常に広く、係員から係長、そして課長へと段階的に意思決定を行う大規模な自治体とは異なりまして、課長自身が即断即決を求められる場面、つまりプレイングマネジャーの側面も多ございます。

次に、政策立案、予算執行管理の能力でございます。

各課長は、言わば各事業の事業部長としての経営の一端を担う存在です。単に業務をこなすだけでなく、村の総合計画、実施計画に基づいた政策立案と予算の適切な執行管理を行う能力が必要不可欠でございます。

そして次に、村民、議会への説明責任を果たす対応力。

課長は、村民や議会に対し直接説明を行う機会が多く、行政のプロとして、的確かつ誠実に説明責任を果たせる人材であることが求められております。

そこで人事評価との連動ということになりますが、村では人事評価制度を導入、運用しております。目標管理と能力評価、これを行っております。地方公務員法の規定によりまして、昇任、昇格は職員の人事評価、その他能力の実証に基づき行うこととされておりまして、村においても人事評価の結果を管理職登用の判断材料の一つとして活用しております。

また、人材育成確保基本方針において、各職員に求められる能力、スキル、これを明示することとしております。これにより、管理職登用の基準がより客観的、透明性の高いものになるように取り組んでおります。

それから、年功序列なのか、あるいは能力実績主義なのかというところでございますが、管理職の登用に当たりましては、単純な年功序列ではなく、能力、実績、リーダーシップ、業務への取組姿勢を総合的に評価した上で判断することを基本方針としております。

一方で、小規模自治体である朝日村においては職員数も限られており、管理職候補となり得る人材の母数もさほど多くありません。そのような実情の中でも職員が努力と実績が正当に評価されると感じられる公正公平な人事を実現することが職員のモチベーション向上と組織の活性化につながると考えております。

今後の方向性といいたしましても、定員管理計画、人材育成確保基本方針、人事評価制度により、管理職登用の透明性と納得性をさらに高めてまいります。また、将来の管理職候補を早期に見極め、計画的に育成していく仕組みを構築することが本村の持続可能な行政運営に不可欠であると認識しております。引き続き、この件に関しては取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 北村議員。

〔8番 北村直樹君登壇〕

○8番（北村直樹君） ご答弁ありがとうございます。

1、2、4、それぞれ課長のほうから、3つ目は、今副村長のほうからお考えを聞いたわけでございますが、なぜこのテーマを私が取り上げたかといいますと、先ほども副村長もおっしゃってございましたけれども、行政運営に必要なものって本当に何だろうと考えると、やっぱり職員であり人であると私も思っております。

そういった中で、村では第6次総合計画基本方針から始まりまして財政計画、それから、いろいろと長寿命化計画ですとか国土強靱化計画、または、これから上下水、下水道の計画といろいろと計画を練っていくと思われまして。そういった中で、それを確実に実行できるというのは、まずはやっぱりフロントに立っている職員なのかなというところが一つ挙げられるのではないのかなと思っております。

また、さらに、今朝日村においてもこれから人事を迎えると思っておりますけれども、大きな人事のことがうたわれてくるのではないのかなというふうに予想はしているわけでございます。

そういった背景がありまして、この質問を取り上げさせていただいたわけですが、大體人事においての、現状のほうについては理解のほうをいたしました。

そこで、総務課長にちょっと確認をさせていただきたいことが2つほどございます。

まず1つ目なんですけれども、やっぱりこの小さな自治体がゆえに1人の職員が多くの業務を兼任している状況があるかと思えます。当村で分かりやすく例で例えたとしましたら、議会事務局。議会事務局は、日々議員のいろいろなスケジュールから始まりまして、議会に関わる業務をしている一方で、選挙管理委員会の業務も行っているわけでございます。

そういった背景がある中で、現在、その職員の数と業務量について、業務負担が偏っている部署ですとか、また人材不足を感じている部署というのはあるのでしょうか。また、それに対してどのような対応を考えているのかというところがあれば教えていただきたいと思えます。

また、2つ目ですけれども、先ほどジョブローテーションというところで、約10年間にわたりまして、各若手職員がそれぞれ3年間のローテーションを組みながら基本的な事務を学ぶということがございましたけれども、そこで、人事を行うに当たりまして職員の希望部署というものを調査ですとか意向を聞いて、それを基に職員の直属であります上司に意向を告げてすり合わせを行っているのか、この2点について伺ってもよろしいでしょうか。

○議長（小林弘之君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、北村議員のご質問でございますけれども、最初に、職員の事務量等に関するご質問でございますけれども、やはり大きな自治体と違いまして職員が限られております。その中で、こなさなければいけない業務というのは一定量ありますので、どうしても1人の職員が幾つもの業務を兼務しなければならないのがこういった小さな自治体になると思えます。

業務量とかそういった部分については、職員の有給休暇の取得状況だとか超過勤務の取得時間なんかをここ数年ずっとチェックというかデータで蓄えておりまして、そういった中で人材がもっと必要なのかなのかと、そういったところを見させていただいております。

以前に比べて、職員、ここ5年で新規採用が27名あったということで、以前はかなり業務が多くてちょっとこなせない、超過勤務が多いという状況もあったと思えますけれども、ここ5年間で職員も27名増えて、会計年度任用職員も実際増えている状況がございますので、そういった部分につきましては今一旦は落ち着いたような状態で、人員が不足しているよう

な状況は、今はないと思っております。

ただ、今後も引き続き超過勤務の状況だとか、こなす業務の内容も量も変わってきますので、そういったところは、そういった有給休暇の取得とかそういったもので確認をしている状況でございますので、お願いしたいと思えます。

2つ目のジョブローテーションの関係でございますけれども、基本的に今、職員の希望は取ってはおりません。かつて人事異動に際して職員の希望を取ったこともあるんですけども、なかなか希望に即した人員配置ができないということが当時分かりまして、それ以降はたしか、もうやっていないような状況にあると思えます。そんなことから、現在は行っておりませんのでお願いしたいと思えます。

○議長（小林弘之君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔8番 北村直樹君登壇〕

○8番（北村直樹君） 小規模自治体ということでありまして、1人の職員がより多くの仕事を請け負うというのは私も想像しておりましたし、また、しっかりとその状況、目で見える形というふうに判断した場合、やっぱり超過時間がどのくらいなのか、または有給の取得率はどうかというところを見れば確認はしやすいのかなというふうに思っている一方で、今回の8年度予算という部分をひもといていきますと、今回、一般の予算のほうは39億8,000万円、それに対しての人材費というのが7億7,200万円ということで、これ本当に難しい判断になってくると思うんですね。

人材をたくさん入れれば、当然その現場としては人がいることによって個々の負担というのは軽減されていく一方で、将来的な財政力、将来にわたっての負担率をやっぱり考えていかななくてはいけない。または財政のほうに重きを置いていくと、従業員は本当にもう朝早く来て夜遅くまで働くという、そういった現状があると予想するわけですけども、うちの財政規模に対して、大体人件費という部分だと思うんですけども、どのくらいが妥当なのかそういった分析等々は庁舎内のほうで考えて、それに即した人事というのを組んだりとか、そういうのはしているんでしょうか。

○議長（小林弘之君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） そうですね、人件費の関係でございますけれども、経常収支比率の中に人件費の割合というものがございまして、そこである程度人件費が妥当

かどうかというところを今までは見てきているんですけども、今の財政計画の中ではどのくらいが適当なものかというところが、ちょっと今はまだ財政のほうで数字がつかめていないということで、今算定をしているような状況でございます。

朝日村、やはり自立計画で財政が逼迫してきて職員を減らしてきたときには、経常収支比率の割合というのは10%後半でございました。多分、今ですと令和7年度については、もう25%は超えてきていると思います。これも近年の職員の採用、それと給与の引上げ等の影響によるものだと思いますけれども、そういった形で見ると、新年度予算につきましては30%近くになってきているんだと思います。

ちょっと一概にはあれなんですけれども、現在の全国の町村の平均は22~28%くらいということでありますので、比較的ちょっと高い部分に朝日村もなっているのかなという状況はつかめておりますので、あまり人件費がかさむとやっぱり事業に回るお金が、いろんな事業、今回の公民館のこともそうですけれども、そういったところに回るお金がなくなってくるということで、その辺の調整が難しくなってきます。

やはり人件費が多いということになると、業務を減らすことも検討していくということも必要だと思いますので、そういった検討が必要な段階に来ているのかなということでもありますので、お願いしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 北村議員。

〔8番 北村直樹君登壇〕

○8番（北村直樹君） ありがとうございます。

ちょっと先ほどの質問にまた戻ってしまうんですけども、今、若手のほうからは特に、特段希望部署というのは聞いていなかったと。昔は聞いていたんですけども、近年はやらなくなったというご説明があって、その辺については、普通人間であれば、例えば自分がこういう部署で働きたいという少なからず希望というのは何か、これはもしかしたら、私は40ですけども、年代によって考え方がもう違ってきているのかなというところも多少あるかもしれませんが、そこをやっぱり、自分が例えばこれから先、3年とか2年とか働くことに対して、上司がもうそこで、じゃ、あなたはここというのはちょっと従業員から見ると、えっ、どうして私がここなのというところで、何か反発を食らいそうな私はイメージがあるんですけども、そういった現場での意向調査を取らないで、そこで今、回していることに対して現場からの不平不満とか、そういったことは特に起きてはいないような状況として判断してよろしいのでしょうか。

○議長（小林弘之君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 以前は、先ほども申し上げましたとおり個人の希望を取ったときもあったんですけども、結局希望にかなわなかったときにがっかりというかそちらのほうが強いイメージがあったんだと思いますけれども、それで当面見合わせた経過がございます。

それと、組合なんかともいろいろ交渉なんかしておりますけれども、またそういった希望調査を取ってほしいとか、そういう要望は今のところは出ていないような状況でございますので、お願いしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 北村議員。

〔8番 北村直樹君登壇〕

○8番（北村直樹君） どうしても私たち内部でずっと常に職員と接しているわけではないので、どうしても断片的といいますか、客観的な目線でいろいろと心配になるところがあると思うんですが、しっかりとそういったところを踏まえながら今の体系を取っているということに対しては、これ以上私のほうから申し上げることはございません。

それでは、特にこれからの専門職の確保というところになってくるわけでございますけれども、国の施策の指針というところで、令和6年度人材育成基本計画でしたかね、それに基づいて専門職の育成に力を入れていくと。また、必要に応じて資格取得について行っていくということでございます。非常にやっぱり専門的なものを学んでいくということは、これは非常に大変であり、かつやっぱりそのニーズが高まっているというところで、どこまでそれに近づけるのかというのは非常に重要なことになってくるかと思えます。

特に10年前、私が議員になったときと今というのは、本当にもうデジタルのスピードも違いますし、また、ちょっと例外ですけども、例えば空き家というのも10年前はそんなになかったような気もする、もちろんあったことはあったんですけども、ここまで増えてきているということは思わなかったですね。そうすると、じゃ、例えば一番分かりやすく言うと、宅建取引主任者を取ったから、じゃ、すぐ仕事ができるかという、やっぱりできないと思うんですよ。そこに対して、実務というのは、必ずこれはついて回ると思うんですよ。

そういった中で、資格はあるけれども、資格があっても結局実務で生かせなかったら、それはやっぱり資格の持ち腐れというふうになってしまうと思うんですけども、その実務としての経験値というのをどのような形で埋めていくのかというのを、もしお考えであれば

その辺をちょっとお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（小林弘之君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） ご質問ありがとうございます。

まず、専門職ということになりますと、資格職ということに限れば、先ほど説明したように、例えば上下水の取扱いだとか、それから、今住民福祉課におります保健師、看護師等々、栄養士、あるいは保育所、保育園にいる保健師というようなところになります。我々、通常採用する際は、一般上級職として採用しております。

これは、各課どこへ配置されてもできるような、いわゆる社会でいうところの総合職という捉え方をしております。それに伴って、必要に応じて専門分野での専門職ということになりますので、今のところ、そういう意味では住民福祉課と、それから教育ですね。教育委員会のほうではそういう資格職、専門職というような位置づけの人間がおります。ただ、全般的には総合職という判断をさせていただいております。

先ほどのジョブローテーションにもつながるんですが、これは我々とか、あるいは担当の上司、係長等々が見ながら適正なところ、なので変な話ですけれども、ここには向かないかもしれないという話はあるながらローテを組んだりもしております。ですので、採用としては総合職、一般職といいますが、ということで通っております。その育成に関しては、例えば介護福祉士等々で、今実務経験を積みながら資格を取ろうとしている職員も、一般職なんです。そういう職員もおりますので、そういったものは了承しているという状況でございます。そんな程度でよろしいですかね。

○議長（小林弘之君） 北村議員。

〔8番 北村直樹君登壇〕

○8番（北村直樹君） 副村長に今お答えをいただいたわけですが、次、管理職の考えというところで、また再度お尋ねしたいんですけれども、先ほど、今後この朝日村をしょって立つトップである課長に必要な基本方針3テーマいただいたわけでございます。

組織のマネジメント力、それから政策立案の執行力、そして、議会ですとか住民に対しての説明力、対応力というところで、やっぱりそれはすごく重要なことであると同時に、これがやっぱり一番スタートといいますか、そのベースとして考えられるのかなというふうに思われます。

ただ、そういった中で、今いるこの課長さんたちというのも、いずれやっぱり1年、1年、

1年、年を取っていけば、必ず年を取って行って、そして定年を迎えるというこの現状がある中で、次にしよって立つ人たちにこの3つのテーマをどのタイミングで指導していくのか。

やっぱり係長ですとか課長補佐という方が、行く行くその地位になると思うんですけども、管理職をしていく中で、役職もある中で、日常業務をしながらこういったことを教えていくというのは非常にやっぱり隙間隙間を縫っての研修だったりですとか勉強会が必要になってくると思うんですけども、そういったところの勉強会の施行とかというのを今後どういう形で取り入れていくのか、どうやって人材を育てていくのか、もしお考えがあるのであればお聞かせください。

○議長（小林弘之君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） ご質問ありがとうございます。

こと課長職ということに限って言えば、当然求められる資質として改めて研修をすることか指導をすることということではございません。当然のことながら、課長という職制を帯びたときに、それまでの経験値、それから、都度都度行われる研修等々、あるいは実務を通じて発揮する能力であると考えております。

我々の見る目としての3点ということでは挙げさせていただいておりますので、改めて課長に任命されたときに、こういったことを何か指導することかそういった意味合いというよりは、こちらの見る目というのは当然のこととして持っておりますので、当然身につけておくべき、自然に身につく、あるいは自己研さんの中で身につける能力、努力であると思います。

○議長（小林弘之君） 北村議員。

〔8番 北村直樹君登壇〕

○8番（北村直樹君） そのとおりだと思います。

やっぱりそこまで来ると、ある程度年齢もいっていると思いますし、そういった何を培ってきて今の立場があるのかというところが非常に重要になってくるのかなというところが改めて分かりました。

それでは、最後の若手職員の確保というところにつながりますけれども、今回27名、5年間のうちに採用して、退職者の方も若干いたというところをお聞きしました。これからやっぱり、そうはいつでも若い方の職員の可能性というのは、非常に当朝日村にとっても重要なようになってくるのかなというふうに思っております。自治体の魅力発信ですとか、そういった若手ならではのソーシャルネットワークの使い方って、もう私の年代と比べても全然やっ

ぱり使い方って違うのかなというふうに思っております。

そういった中で、これ、先ほどちょっと副村長も触れられておりましたけれども、若手職員をどうやって採用に向けて朝日に引き込むのかということになってくると思うんですけれども、現在求人をするに当たりましての媒体ですとか、職員の募集掲載をどのようにやっているのかということをお聞きしたいのかなというふうに思っております。

また、若手職員を確保するだけでなく、長く働いてもらう環境づくりというのも非常に大事なのかなというふうに考えております。若手職員が働き続けやすいように、職場環境の改善ですとかそういったものというのを、先ほどストレスチェックですとか、またはいろいろとお話を聞きましたけれども、さらに若手職員を育成するに当たってのカリキュラム等と、もしあるようであればその辺をちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（小林弘之君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 北村議員のご質問ですけれども、若手職員の採用に関するものでございますけれども、公務員の魅力の発信とか職員が作ったパンフレット、採用に関するパンフレットなんかをホームページで公表したり、人材確保という部分につきましては、職員の採用試験、上級職の試験ということで朝日村は行っていますけれども、東筑のほかの村では、まだ上級職の採用というのはやっていないところもございますので、そういったところで、上級職の採用とか試験日をやっぱりほかの団体、自治体と重ならないように早めに採用をかけるとか、そういった形で今取組は進めております。

公募につきましては、基本的にホームページの公開のみで現在は行っている状況でございます。

よその自治体へ行くと、なかなか希望者がいないとか、入ってもすぐ辞めてしまうという状況があるわけでございますけれども、当村につきましては、昨年も少数の、少人数の募集だけだったんですけれども、10人以上の方が応募をされている状況でございますし、先ほども言いましたとおり、辞められた職員というのは、朝日村はよその自治体に比べると若手職員が辞めるという状況が非常に少ない状況になっておりますので、そういった形で引き続き村のほうで働いていただけている状況でございますので、お願いしたいと思っております。

若い職員、働きやすい環境ということで、日頃から課内ではいろんな職場のミーティングということで、朝は朝礼をやったり、夕方は終礼をやったりということで、人間関係とかそういったミーティング関係はよくやるようになっております。

それと、やはり若い職員、自分たちのワークライフバランスに合わせた勤務体系ということで、時間差を設けた時差出勤とか、あと、テレワークで自宅で勤務ができるような体制みたいなものを現在できるように整備は行っている状況でございます。

今後、またさらに、都市部の自治体が行っておりますフレックスタイムだとかインターバル制度という一定時間を空けた勤務というのが今採用されてきておりますので、またそういったものについても、今後村としても検討していきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 北村議員。

〔8番 北村直樹君登壇〕

○8番（北村直樹君） ありがとうございます。

今回、1から4つのテーマについていろいろとお聞きしたわけでございます。副村長のほうも部下の育成については、とにかく自分で考えて、自分で行動して汗をかけ、本当にそのとおりだと思います。私も言われたことをやるだけではなくて、やっぱりその過程でミスをしたりとかして、どうしてこれ失敗したのかなという、そこで初めて自分としての成長があって、そしてそれがまた次の仕事につながるということは、私もやっぱり社会人経験のときに学んできたことでございます。

ただ、一方で、なかなか若い方に対しては、やる気はあっても一体何を頑張ればいいのか、どうやって汗をかけばいいのかというのがやっぱり分からなくなってくる、そういった職員もいるんじゃないでしょうか。

よく私も昔、若い頃に研修を受けて、一つ感銘を受けた言葉があったんですけども、旧日本海軍の連合艦隊司令長官の山本五十六さんがこのような言葉を残しているんですよ。「やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、ほめてやらねば、人は動かじ。話し合い、耳を傾け、承認し、任せてやらねば、人は育たず。」本当に昔ながらの言葉だと思うんですけども、今はやっぱりそうやって人を見て、そして自分がやって、そして相手を受け入れて、そうして部下がついてくるような、そういった古くさいような言葉かもしれませんが、やっぱり今、こういった言葉が必要な時代になってきているのかなというふうに思っております。

本当に皆さん、いろんなところで活躍されている課長さん、それから、いろんなところで頑張っておられている職員さんいらっしゃいます。引き続き、この朝日村の将来を担う職員として頑張ってくださいことを心から祈念いたしまして、私の一般質問を終了したい

と思います。どうもありがとうございました。

○議長（小林弘之君） これで、北村直樹議員の一般質問は終わりました。

◇ 清 沢 正 毅 君

○議長（小林弘之君） 次に、9番、清沢正毅議員。

清沢正毅議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） 9番、清沢正毅でございます。

私は、非常に簡単な質問を1つだけご用意させていただきましたので、よろしくお願ひします。

村産根菜ビーツとウクライナ姉妹村提携についてでございます。

朝日村では、30年前から根菜ビーツの栽培が行われており、最近では3農家が年間100トン近くを収穫されているとのこととあります。

既に村民の皆さんもご承知のごとく、4年前から観光協会が主体となって根菜ビーツを使ったウクライナの郷土料理ボルシチを作り始め、村大博覧会と同時にボルシチまつりを開催し、村の士気高揚に非常に有意義な催しとして毎年継続的に開催されております。

きっかけは、NPO法人日本ウクライナ文化協会の副理事長さんが朝日村で売られているビーツを見つけれ、親交のあった村観光協会理事の方がウクライナとの縁を生かし、村を盛り上げられないかと考えて取組を始めたのが原点と伺っております。

そして、2023年には朝日村のビーツのすばらしさを広めたいとの思いから、村民有志の皆さんで朝日村ビーツプロジェクトを立ち上げられ、ビーツをよりおいしく気軽に食べてもらうことを目的に、製造を美勢商事さん、販売を井上さんにご協力いただき、ボルシチのレトルト商品化に挑戦され、2024年、本格的なビーツスープの完成、現在広く販売が展開されてきております。

こうしたビーツが取り巻く縁で在日ウクライナ大使館との交流が深まり、ウクライナ大使館が朝日村産のビーツを仕入れていただくようになり、度々村長がウクライナ大使館を訪れる機会が増えるとともに、最近ではロシアのウクライナ侵攻で戦時下にもあるウクライナのため、社会的にも大きな反響を呼び、マスコミにも大きく取り上げられている事態となりま

した。

こうした活動は、朝日村の知名度向上と村全体の士気高揚にとっても有意義な取組であり、朝日村村民の一人として大変喜ばしい取組であると高く評価をしているところであります。

そんな中、1月に村長がウクライナ大使館を訪れたときに、ウクライナの農村と朝日村が姉妹村の関係を結べないかとルトビノフ大使に申し出たとの記事がございました。

確かにビーツで深い縁が結ばれつつあることを鑑みの中で、姉妹村提携へのニーズが高まってくることには理解もできますし、村のグローバル的な交流の取組と村の知名度向上に一定の評価もできますが、まずは朝日村として今後の村産根菜ビーツ生産へのビジョンを明確にするとともに、外国との交流事業の目的及び村としてのメリット等、こういったものについて十分な議論を重ねる必要を感じますので、以下のごとく村の見解を伺います。

1つ目ですが、朝日村の農業ビジョンの資料の中に、朝日村の農業の弱みとして経営の項目の中に、約50年間同じレタス、白菜、キャベツなので病害虫の被害を受けやすいとあります。前段で申し上げたように、新たに朝日村としてビーツを取り巻く環境が大きく変わりつつあります。朝日村のホームページにも朝日村特産野菜として根菜ビーツが明確にクローズアップをされております。

それゆえに、今後朝日村の主力野菜として、村はビーツ栽培拡大を奨励していく方針を打ち出していく考えはあるのか。将来に向けた朝日村野菜生産を考えたときの根菜野菜ビーツの位置づけをどのように考えられているのか。そして、朝日村のビーツのすばらしさを広めたいと立ち上げられたビーツプロジェクトへの支援及び新たに開発商品化されたビーツを原料としたボルシチレトルトスープの拡販に村として何か支援を考えておられるのか。

2点目ですが、村の海外交流の取組としては記憶に新しいのは、平成29年の中国四川省成都市との日中保育園交流事業であります。

地方創生市町村長協議会を通じて朝日村に声がかかり、成都市と朝日村がお互いに視察団を派遣し、双方の文化交流実現に前向きに取り組みました。しかし、記憶が確かではありませんが、当時交流事業の窓口を担っていたNPO法人が都合で解散されたことにより、その後動きが全く途絶えてしまい、実現しないまま今に至っております。

当時仲介のNPOが解散したとしてもお互いに交流メリットが明確であれば、ほかの手だてを活用してでも実現に向けた動きが取れたのではないかと思います。そんな前例を繰り返さないよう、今回村長が考えられているウクライナとの姉妹村の件につきましては、私を含め村民の多くは、なぜ今なのか、終戦のめどが立ってからでもよいのではないかと捉えてい

る部分もあります。

しかし、村長がウクライナ大使に伝えられた言葉が信毎の記事に載っておりましたが、「村として現地の支援に力を入れなくてはいけない！」と表現されています。ということは、現戦時下の中での提携を意味していると取らざるを得ません。小さな村、朝日村が現ウクライナの戦災に何ができるのか、私にはとても今のところ想像ができません。

したがって、村としては、ウクライナ姉妹村提携の時期及びメリット・デメリットや可能な支援策についてもっと議論を交わし、過去実現できなかった中国文化交流の二の舞にならないためにも熟議を交わす必要があると考えますが、今村長がお考えになっておられるウクライナ姉妹村提携の具体策について明確にお示しいただくとともに、さらなる議論の必要性については、村長はどのようにお考えか伺います。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、（１）のビーツの農業ビジョンにおける位置づけと支援策についてということについてお答えをしたいと思います。

清沢議員ご指摘のとおり、朝日村では約30年前からビーツ栽培が行われてきておりまして、現在、１法人、２農家が年間約100トンを生産するというところまで成長しております。

また、観光協会が主体となったボルシチまつりや村民有志による朝日村ビーツプロジェクトの立ち上げ、そしてレトルトボルシチスープの商品化と販売展開は、村の知名度向上と産業振興の両面において大変意義深いものと高く私は評価しております。

朝日村の農業ビジョンでは、50年間にわたるレタス、白菜、キャベツ中心の生産体制の弱みとしてということで、それは近年の温暖化による高温障害、それや病虫害被害のリスクが指摘されているところでございます。

こうした課題を踏まえて、新たな特産物開発は急務な状態でございます。ビーツは村の新たな特産野菜として地位を築きつつあると認識しております。今後の農業振興の柱の一つとして位置づけてまいりたいと考えております。ただし、課題は販路の開拓でございます。ご存じのとおり、ビーツを使った料理というのは非常に少のうございまして、ある特定のレストランでしか味わえないというようなことに現在はあります。こういったことに関しまして、JAや関係機関と連携をして、栽培奨励に向けた具体的な施策を今後も検討をしてまいりたいと思います。

また、ビーツプロジェクトへの支援及びレトルトボルシチスープの拡販につきましても、村としてもできる限りの後押しをしてみたいと考えております。具体的には、ホームページへの掲載やふるさと納税返礼品への活用、各種イベントでのPRを通して販路拡大につなげていけたらというふうに思います。現在やっていることと大差ございませんが、まだまだこれから販路を拡大する要素は十分に持っている魅力ある商品だと捉えております。

次に、(2)のウクライナ姉妹村提携の時期、具体策及び今後の議論についてでございます。

ビーツを縁としたウクライナ大使館との交流の深まりは、村の国際的な知名度向上に大きく貢献していると感じております。議員ご指摘の中国四川省成都市との日中保育園交流の事業につきましては、仲介役を担っていたNPO法人の解散により交流が途絶えてしまったというようなことですが、ちょっとあれは私も経過を存じ上げず、歓迎した思いはありますけれども、以降どうなったかが全然私もつかまえておりませんのでコメントできませんが、そのような例を真摯に受け止めて、今後の国際交流においては継続的、実効性、村としての明確なメリット、こういったものを十分に検討した上で取り組む必要があると考えております。

ウクライナとの姉妹村提携につきましては、ビーツを縁にウクライナの農村と朝日村の交流を通してウクライナの復興に協力ができたらいいなという思いから、前任のコルスンスキー大使のときから申入れをしているところでございます。

現在、ウクライナは依然として戦時下であり、姉妹村提携に向けた実質的な協議、交流を進める環境は整っていません。村民の安全・安心を最優先に考え、また、このような小さな村として現実的にできることの限界も十分認識した上で、ウクライナとの正式な姉妹村提携につきましては、戦争が終結し平和が回復された後に改めて検討を開始することとして慎重に対応してみたいと思います。これは、この間、大使ともそういった話をさせていただいております。

それまでの間は、ビーツを通じて文化的だとか経済的なつながりを大切に育てながら将来の友好関係の礎を築いてみたいと考えております。議員ご提案のとおり、村議会をはじめ、村民の皆様と十分な議論を重ねながら進めてまいりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） ありがとうございます。

ビーツの件なんです、村長もおっしゃるように、なかなかこのビーツ自体はリーズナブルな野菜ではない、それなりに市場のニーズというのは非常に難しいものなのかなということで、これから朝日村特産の一つのクローズアップされた野菜としてはノミネートされていくということと重要性というものについてはご理解いただいていると思うんですが、なかなかそれを踏まえて、これから野菜生産の一番主流となる、主流にはまだまだならないかもしれませんが、高原野菜以外の根菜としては、朝日村としてはできるだけ力を入れるなら、朝日村特産、いわゆる知名度向上、あるいは、朝日村のメリット向上にある程度寄与できるような形で、このビーツ生産についてはバックアップをしていきたいというふうには受け止めています。

それが、今現在築きつつあると、先ほど村長はそういうふうにおっしゃっていました。さっき言うように、市場ニーズというのはなかなか難しい野菜ですので、販路拡大、開拓、こういったところが非常に難しいということがよく分かりますが、そうはいっても、今せっかく朝日村のボルシチとかレトルトができていますから、何とかこれを朝日の一つのキャッチフレーズに挙げながら、朝日村の知名度向上活動を頑張ってもらいたいところで、観光協会が今主体でいろんな活動をやっていますが、できれば今、大博覧会でのボルシチまつりみたいなものに併せてできていけば、先ほど村もできるだけ支援していきたいという話がありますので、例えば銀座NAGANO、こういったところとか、あるいは、近くでいけばアイシティですとか、いろんなところでいろんなイベントが催しをされると思うんですよね。

あるいは、あるときの記事でちょっと見ましたけれども、松本大学がビーツを使った何かスイーツだかお菓子を生徒が開発してくれたという動きもありました。こういう前向きなもの情報があるだけに、もう少し何かイベントで、ボルシチまつりを銀座NAGANOみたいなところとか、あるいはアイシティですとかそういうような場所で、観光協会が主体になると思うんですが、そういう催しに村もバックアップしながら、もうちょっと違う拡販活動とかそういうものがないかどうかということについて、どのようにお考えになっていますかというのを伺いたいと思うんですが。

○議長（小林弘之君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今、議員ご提案の拡販策でございますけれども、一応もうそういうことはやっておりますので、よろしくをお願いします。

今、1袋800円で売られています。誰が聞いても高いと言うんですね。あれが400円、500円だったら買いたいという人もおるんです。ということは、倍の生産量にしないと、単純に計算してコストダウンできませんので、何しろみんなにこれはうまいというような認知でたくさん食べてもらおうということを徐々に徐々に広めていくということかと思えます。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） 分かりました。

既にレトルトスープについては800円ぐらいで売出しをしていると。その売出しをする機会に、そこで料理して出すというのもいいと思うんですよね、今のボルシチまつりみたいなのに。そういうのが銀座NAGANOだとかアイシティでも、拡販の手段としてそこで作って提供する、そんなイベントをプラスアルファでやってもらえればもう少し違ってくるんじゃないかなという希望ですので、その辺についてはぜひご検討をいただきたいなど。

それから、姉妹村の件についてなんですが、村長おっしゃいましたように、今すぐということではないんですけれども、戦争が終結して落ち着いた頃、慎重に議論しながら考えていきましょうということで、これは理解できました。

前の中国のは、私も中国に行っていますからそれはよく分かるんですけれども、そのときに視察団の目的は、もっとお互いにいい部分というのはつかめていたんですが、それ以降村として、じゃ、どういうメリット、どういうふうにしようかと、方針とかビジョンが明確に見えなかった、出せなかったところが尻切れトンぼになっちゃったのかな。

だから、今私が申し上げたような今後の姉妹村を提携していくにも、やっぱり朝日村としてのメリット・デメリット、それから、当然向こうから得る我々のメリット部分、そういったもののよさをきちっと議論をし、明確に目的だとか方針を捉えて、村民とみんなの中に知らしめておくということが必要だと思うんですね。実際に姉妹村になるかならないかは別として、うちとして、朝日村として、ウクライナのある地域と姉妹村を結ぶに当たっては、お互いに文化交流だとか得るもの、あるいは与えるもの、あるいは終結した後で言っているのかどうかですけれども、避難民の受入れをするのかしないのか、あるいは若者の交流をするのかしないのか、いろんなことを含めた方針、ビジョンをきちっとつくっておく必要がある。

それは、先ほど村長もお話はされておりましたので安心しているんですが、そういった議論

を事前にやっぱりやっておいて、それで明確にして、朝日村の村民も理解する中でウクライナのほうにきちっと、これは口頭じゃなくて多分親書みたいなもので作ってやったほうがいいというふうに思うんですが、その辺のやり方等については、村長はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 誠に申し訳ございませんが、まだそこまで考えがまとまっておりません。

それで、確認、または私の考えをちょっと述べさせてもらおうと、あまりメリット・デメリットということではなくて、例えば、そういったところに親戚がいる。親戚と二、三年に一度交流をしましょうということの程度で私はスタートしていいと思っています。それで、もしメリットを追求していくんだったら、非常に農業国であります。そして、キーウの南のほうというのはすごい穀倉地帯で、これほど機械化された農業はないというふうに、そういう地帯だそうです。

ですから、朝日村の将来の農業を担うみんなが、こういうことがあるんだというような勉強の場にもなればいいし、いろいろなことが考えられますので、大事に農業地帯とのお付き合いというようなことで広く捉えて、今後もし、なるべく早く戦争が終結してもらいたいと思いますけれども、環境が整い次第そういったことにも一步踏み出したいというふうに思います。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） ありがとうございます。

おっしゃる内容はよく分かりますし、ただ、海外に親戚がいるということなんですけれども、結構大きな農家規模、いろんな環境が相当向こうは大きな部分になりますので、片やこちらは小さな農村というところもあります。だから、それなりに明確にビジョンということではないのかもしれないですけども、どういう交流内容を持っていこうか、そういうところはある程度出しながら、結構ウクライナという場所とやると相当お金がかかるはずなんですよね。だから、その辺の予算も含めながら考えていけないというところがあると思いますので、そういう環境を整えるまでの間にきちっとその辺を明確にさせていただいて、きちんと村民の中で議論、議会も含めて提案をいただきながら議論をして、方向性をきちっ

と出して取り組んでいただくということをお願いをさせていただきます。

これで私の質問は終了いたします。

○議長（小林弘之君） これで、清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

ここで一旦休憩を取りたいと思います。

再開を15時でお願いします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時00分

○議長（小林弘之君） それでは、再開いたします。

◇ 清 沢 敬 子 君

○議長（小林弘之君） 次に、10番、清沢敬子議員。

清沢敬子議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 10番、清沢敬子でございます。

本日は2問の質問をいたします。

1番、住民税非課税世帯等への猛暑対策、エアコン設置促進支援事業の実効性と周知について。

近年の記録的な猛暑は、もはや一時的な異常気象ではなく、村民の命を脅かす深刻な災害と言えます。私は昨年12月の定例会一般質問において、熱中症リスクから高齢者や生活困窮者を守るためのエアコン購入助成を強く訴えてまいりました。今定例会、令和8年度当初予算において、住民税非課税世帯エアコン設置促進支援事業が計上されたことは、命を守る福祉の村として大きな前進であると思います。

本事業を真に支援が必要な世帯へ確実に届け、一件でも多くの熱中症被害を防ぐため、以下の点について伺います。

1、当初は慎重な姿勢であった村が、今回、県の補助事業を活用し、予算化に踏み切った

決定理由を伺います。また、本事業を通じて、村民の命と健康を守るという点において、村としてどのような決意で臨まれるのか、基本的なお考えをお伺いします。

2、今年夏は夏の到来が早く、猛暑との予報が報道されています。本事業は、設置を検討している世帯にとって、夏本番に間に合うかが死活問題となります。制度の着実な実行に向け、以下の3点について具体策を伺います。

申請受付の開始時期及び期間はいつですか。

村が想定している対象世帯数と、当初予算には110万6,000円と計上されていますが、積算根拠は何ですか。

エアコン設置の対象者は、住民税非課税世帯と伺っていますが、制度の情報が届きにくいケースも想定されます。広報紙だけでなく、民生委員との連携や個別通知など、対象者に確実に届く周知をどう行いますか。

この間の全協でもちょっと私は聞いておりますけれども、村民に向けてということもございますので、また詳しくお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小林弘之君） すみません、皆さん、冒頭で欠席と申しました清沢企画財政課長が、ただいまから出席しておりますので、お知らせしたいと思います。

それでは、ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） それでは、清沢議員のご質問につきましてお答えいたします。

1項目につきまして、12月の定例会におきましては、清沢議員から生活困窮世帯、住民税非課税世帯へのエアコン購入助成につきまして、強くご提案のほうをいただきました。その際、村としては財政的な観点も含め、国・県、他自治体の動向を注視していきたいとお答えしたところでございます。その後、すぐにでしただけども、12月に住民税非課税世帯エアコン設置促進事業として、県のほうで、国の重点支援地方交付金を活用した市町村への補助制度を創設いたしました。

この県の補助活用することで、村の財政負担を抑えながら支援を実現できますことから、今回、令和8年度当初予算に本事業を計上、住民税非課税世帯を対象に熱中症予防等につなげるため、エアコン等設置にかかる費用を補助し、生活環境の整備を促進する事業を実施するものでございます。

なお、熱中症予防につきましては、前回は申し上げましたが、誰もが意識を持って、自ら、

またご家庭で、仲間同士など、お互いに声をかけ合って、一人一人が涼しい環境の確保を工夫され、命と健康を守るために不可欠であるという意識を持ってぜひ取り組んでいただいていると存じます。

村といたしましても、エアコン等をつけたいと家計をやりくりしても、経済的な理由等によりまして、エアコンを設置できない世帯を支援することは、福祉施策として必要な取組であると認識しておりますが、12月にも触れましたが、個々のご家庭の環境の整備や生活スタイルの考え方があるということも、ぜひお含みいただきたいと存じます。

本事業の継続につきましては、現時点では未定でございますが、今年度実施状況や申請件数、また財政的な観点も含めまして、国・県の動向を踏まえながら今後の対応を検討してまいります。

2項目、制度の着実な実行に向けてというところでございます。

申請の受付の開始時期につきましては、令和8年4月から受付を開始できるよう、今、準備を始めております。受付締切りは9月を予定しております。家庭での設置状況の把握は難しいといったところもございましてございまして。設置希望が多く、間に合わないといったことも予想されます。県への補助申請期間もございまして、こちらの受付期間延長につきましては、またその時点で考えてまいりたいと存じます。

また、予算につきましては、あくまで、エアコン等の未設置の世帯へ補助としておりますことから、22世帯を予定しております。予算額につきましては、110万6,000円でございます。なお、予定数を超える申請数となる場合には、補正等をお願いする予定としておりますこと、あらかじめお含みいただきたいと思っております。

なお、周知につきましては、4月以降となりますけれども、順次回覧板、広報等を活用し、広く周知していくこととしております。該当者への個別通知、事業の案内の発送につきましては、議員の質問にございますように、制度の情報が届きにくいケースもございまして。こちらにつきましては、準備が整い次第となりますけれども、予定していきたく存じます。

また、社会福祉協議会の生活困窮者の自立相談支援事業とも連携し、支援が必要な世帯に情報が届くよう努めてまいります。高齢者のみの世帯への周知につきましては、民生委員さんや社協、社会福祉協議会からご協力いただく等、取り組んでいきたいと考えております。

最後になりますけれども、お手元にご案内がなくとも、4月以降、申請の受付は開始いたしますことから、窓口のほうへのお問合せ等いただければと存じます。

以上となります。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） よく分かりました。

今年も本当に暑いということですので、このエアコンが早く届いてほしいんだと思うんですけども、未設置世帯に回覧板、広報、個別に社協の自立支援事業、民生委員、地域包括センターの方が訪問したときとか、また、詳しく説明してくださると思うんですけども、では、この対象者にエアコン補助制度の情報が届いたとしても、例えば書類の書き方が分からないとか、業者への依頼の仕方が分からないということも、やっぱり申請漏れというか、申請を諦めてしまうようなことが懸念されるんですけども、その場合、伴走型の申請支援を行うお考えはありますか。

○議長（小林弘之君） 当局の回答を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） ただいま伴走型の申請の支援ということでございますけれども、初めて取り組む事業となりますので、どれだけの方が果たして伴走が必要なのかというところも、ちょっとまだ把握できてないというか、まだ見えてこないところでございます。本当に申請したいんですけども、困っているという方は、ぜひ相談のほうをしていただきたいと思います。どのようなことが困っているかとか、どのようなところに一緒に支えたらいいかというところは、考えていけるかなとは思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上となります。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） そうですね。相談があった場合には、ぜひしっかり相談に乗っていただきたいですし、確かに初めてということもありますけれども、民生委員さんとか、地域包括センターの方が訪ねたときに、部屋も見たりしたり、エアコンありますかというような形で、それでこういう制度ができたんだよということで、分からなかったらというところで、そういうところでのご相談も受け付けてほしいなというふうに思います。

次なんですけれども、気象庁は2月24日に長期予報を発表しまして、今年の夏は本当に季節の歩みが早くて、夏、最もまた再び猛暑となるおそれがあるそうです。そんな中で、当村

では、4月からエアコンの補助を開始されるということで、もう迅速な対応をいただいでいて、本当によかったなと思います。また、このエアコン設置事業は、松本市、塩尻市、安曇野市などでも、近隣自治体でも取組が始まっております。5月の連休明けには業者の予約が埋まり始めるということも聞いています。エアコン自体の確保ということも大切だということも聞いています。村としてのエアコンの優先的な設置についてですけれども、地元の関係業者への周知とかエアコンの確保など、実行性のある連携は考えていらっしゃいますか。

○議長（小林弘之君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） 設置をする側を支援するという事は、この制度設計の中で考えてきましたが、設置をしていただく業者さん側へのこちらからのアプローチというのは、特に考えてきておりません。

もし村のほうでこの補助金、決まっていますので、もしも設置したいなと考えている方がいらっしゃれば、できるだけ早くエアコンの電気屋さん等にもご相談していただければと思っておるところでございます。

以上になります。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） そうすると、村の業者さんに、こういう方がいらっしゃるんですけどもということの紹介は考えていないということでしょうか。

地元の業者さんにこういうときに助けていただくというか、村の中で経済を回すというか、そういうことを考えてみても、やっぱり地元の業者さん、活用していただくと、また速やかな対応もしていただける可能性もありますので、ぜひそのところは考えていただきたいと思えます。

最後になりますが、現在世界情勢は極めて不安定です。従来の物価高騰に加え、イランでの戦争勃発によりガソリンや灯油価格が上昇しています。この状況は村民の生活をさらに圧迫し、特に低所得者層、非課税世帯の生活を直撃し、格差を広げています。

この深刻化する事態に対応するため、国は今後も補正予算等で、今回、エアコンの財源となった重点支援交付金による財政措置を講ずることが考えられます。交付金の配分があった際には、村には低所得者層、非課税世帯など、最も支援を必要とする方々へ、迅速かつ確実に

に届くよう継続して支援を講じていただきたいと思いますよう強く求めます。

また、これまでの商品券配布では、利用率97%という報告を受けております。しかし、残りの3%、126人もの村民が利用できていないという事実があります。郵送したものが返ってきてしまうということがあるということも伺っておりますが、126人ということはないと思いますので、3%の取りこぼしは公平性を欠いているということにもなります。

そこで提案いたします。今後の支援策として、村が直接管轄し、全村民が等しく恩恵を受けられる上下水道の基本料金の免除など、事務負担を抑えつつも一人の取りこぼしもない公平で実効性のある方法を検討すべきではないでしょうか。

村民の暮らしを最後まで守り抜く、そのため福祉の村、朝日村の確かな歩みを期待して、私の1問目の質問を終わります。

○議長（小林弘之君） 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 2問目です。

あさひ診療所との連携による日本一の健康長寿の村づくりと、重層的な見守り体制の構築について。

本年8月、リハビリ施設を整えた新たな診療所がオープンします。先生が掲げる日本一の健康長寿の村という理念、実現をするためには、医療と行政、そして地域が一体となった見守り体制が不可欠です。誰もが安心して暮らし続けられる村を目指し、以下のとおり質問いたします。

1、新診療所と連携した予防、見守りの体制整備について。

新診療所のリハビリ機能や専門的なノウハウを、高齢者等のフレイル予防や早期の異常察知にどのように生かしていくのか、お考えをお伺いいたします。医療機関、新診療所と行政、地域包括支援センター、社協などの間で、見守りが必要な方の情報をスムーズに共有する仕組みをどう構築していくのか伺います。

2番、独り暮らしの高齢者等の把握と訪問支援体制の強化について。

最新の対象世帯把握数、把握状況と、民生委員等の活動を通じた実態把握において、現在直面している課題はありますか。制度のはざまにいる孤立層への訪問支援体制について伺います。

3、民間事業者等との見守りの実効性の向上について。郵便、新聞、宅配、インフラ事業者等との見守り協定の現状と実績を伺います。

民間からの異変情報を、迅速に適切な支援へつなげるためのルール整備について伺います。今後、民間事業者等との見守りのネットワークをどのように広げていくのか伺います。

4、若手職員の地域参画による見守りの推進について。

若手職員が地域活動や見守りに積極的にに関わり、住民の顔と名前が一致する関係性を築くことは、将来の村を支える人材育成にもつながると考えますが、お考えを伺います。お願いいたします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） それでは、清沢議員、2問目のご質問についてお答えします。

1項目、新診療所と連携した予防、見守りの体制整備につきましては、令和8年8月に開業予定のあさひ診療所のリハビリ施設につきましては、循環器内科の専門医の先生の診断によります心臓リハビリの設備を整備する予定でございます。整形外科で行われておりますリハビリや、介護保険制度の下で行われているリハビリとは少し異なりますので、お含みいただきたいと思っております。

あさひ診療所に入る予定の先生は、村民の健康づくりには積極的な姿勢でございます。診療所との連携につきましては、まずは診療所の運営を軌道に乗せていただく中、定期的な先生との懇談の場を設け、診療所の運営にとどまらず、村民の健康づくりにつきましても懇談をしていく予定としております。現在、地域ケア推進会議といった、すみません、医療、村内の医療機関、介護、介護サービス事業所の福祉、地域包括支援センター、社協の従事者の情報交換の体制がございます。

清沢議員ご提案の医療、医療機関と行政、社会福祉協議会等々の間での情報共有、情報連携を構築していくためには、個人の情報が含まれるということも想定されますので、この個人情報取扱いに十分な配慮を行いながら、仕組みづくりの構築が必要であると考えております。

2項目、独居、独り暮らし等の高齢者の把握と訪問支援体制の強化につきましては、現在は、民生・児童委員の皆様と連携しまして、名簿等につきましては、年2回出しておりますが、65歳以上の独り暮らしの方、または65以上のみの世帯の方等といった情報は、民生・児

童委員さんにお渡ししまして、地域の個別訪問をいただいております。

課題といたしましては、地域のつながりが希薄化する中で、自ら関わりを持たなくなってしまう方が増えており、支援が必要な状態であっても把握が難しいケースも生じていることが挙げられます。訪問先で、まだお元気そうな場合は、また来るでねとか、まだいいでねというお返事もいただいておりますので、そういったときは見守るという姿勢でお願いしております。

民生委員さんも、活動の負担増を懸念されることをごさいます、民生委員さんの負担にならない程度で、皆様と緊密に情報共有を行いながら、実態把握に努めているところでございます。

それから、制度のはざまにいる孤立層への訪問支援体制でございますけれども、こちらは村として把握がなかなか難しいところもございまして、介護保険等の既存の制度では対応し切れない制度のはざまにいる方につきましては、地域包括支援センターや社協の相談を通じて、把握と支援に取り組んでおります。こちらの計画をつくる中でも、この制度のはざまにいる方の支援というのは、重要な課題であると認識しております、地域福祉計画等にも入れているところでございます。

3項目です。

民間事業者との見守りの実効性の向上につきましては、まずは、民間事業者との連携につきましては、令和3年6月に朝日郵便局と包括連携の協定を締結しております。郵便配達員の方が、各戸を巡回する、配達する中で、村民の異変に気づきまして、救助につながった事例も実際に発生しております。地域の安全・安心に大きく貢献いただいているところでございます。また、新聞配達業者など、日常的に地域を回る民間事業者との見守りネットワークは、やはり行政だけでは届きにくい部分を補うという上では、大変有効であると村としても考えております。

県が既に取り組んでおります高齢者等の地域見守り活動への参加事業者との連携も図りながら、やはり近隣でも見守りネットワークのほうは取り組んでおりますので、村といたしましても、ネットワークを広げて、散歩しながら見守りネットワークを広げていくことができると考えております。

最後にです。4項目の若手職員の地域参画による見守りの推進についてのご提案でございます。

若手職員に限らない職員が業務を通じた住民との接点を大切しながら、職員一人一人が地

域への関心と当事者意識を持ち、また業務を行う中で、職員同士の連携を図り、住民福祉課、担当課以外の職員のさりげない見守りが、住民福祉課へのつなぎになってきていると、日頃業務を通じまして感じております。

以上となります。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 新しいあさひ診療所なんですけれども、循環器の先生ということで、心臓とか循環器のリハビリということをされるということで、とても大事な部分ですので、期待が高まるんですけれども、まず、あさひ診療所について伺います。

今現在、足桁も外されて姿が見えてきましたけれども、役場、小学校、保育園、かたくりの里、中央公民館などの公共施設が集まる中心地に位置しているんですが、アクセスもしやすい場所で、みんなが集うのに43台もの車が止められるようになっていくということも伺っていますし、ここがいい集いの場になるのではないかという気もしています。

そこで、あさひ診療所へ協立病院の副院長をされている先生がいらっしゃるということですが、村として先生に期待していることは何でしょうか。また、朝日村でのあさひ診療所の役割は何でしょうか。お願いします。

○議長（小林弘之君） 当局の答弁を求めます。越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） 一言で申し上げますと、あさひ診療所の役割というのは、村のかかりつけ医ということに位置づけております。

今のところ、建築途中の中で、小山先生とは都度都度ディスカッションを行っておりますが、当然のことながら、住民福祉課の包括の関係ですとか、そういったスタッフも絡めて、どんなことができるのかということは、視野に入れていただいております。なので、ちょうど本当に清沢議員おっしゃるように、何かおへそ部分にあるんですね。おへそ部分にちょうどあるので、そういったところを起点にしながらということは、先生も十分にご理解いただいておりますし、いろいろご提案もいただいております。ただ、まずは着陸していただくこと、これを最優先に考えておりますので、そこら辺はぜひご了承いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君）　そうですね。かかりつけ医、そのとおりだと思うんですけども、やっぱり情報をスムーズに共有する仕組みとして、医療、介護いろんな面で情報の交換をするんですけども、先ほども個人の情報の取扱いには気をつけなきゃいけないということだったんですけども、ケア会議みたいなものを設けてやっていくという、その頻度とか、内容とか、そういうものをやっていくということでしょうか。

○議長（小林弘之君）　越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君）　はい、そのとおりでございます。

通常、1人の患者さん、患者さんと申し上げておきますが、に対しては各ソーシャルワーカー、それからケアマネジャーさんとか、場合によってはなんですが看護師さん、それぞれの職種の方がカンファレンスを開きます。そこに対しては、積極的にというか、非常にフットワーク軽く参加していただけるということが、まず前提として、非常にDXに明るい先生でございますので、そういったものがうまく回らないかということも、既に腐心していただいておりますので、ご安心ください。お願いします。

○議長（小林弘之君）　清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君）　今、DXに明るい先生であるということが出たんですけども、前々から診療所等で、これからDXを活用してやっていきますということは伺っていたんですが、今後ますます高齢者が増えていく中で、担い手である現役世代は減少していきます。業務の効率化を図るための電子カルテ等の導入や、LINEが困難な受診者へのオンライン診療の導入を検討しているということも、ちょっと資料に書かれているんですけども、どのような内容のものを導入して、どのような効果を期待してやっていくのか、伺います。

○議長（小林弘之君）　越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君）　すみません、一番DXには疎い人間が答えなきゃいけないので、どこまで答えられるか分からないんですけども、オンライン診療自体は既に各所で実証がされておりまして、もう実用十分な段階にあります。それを例えば訪問診療ですとか、いろんなことに応用できるというところなので、それに対する機器ですか、端末等々も非常に充実しておりまして、今はもう本当につけるだけで脈拍から何から全部取れちゃうというようなこともありますし、今目指している一つの方向性としましては、診療の合間に時間を取って

予約制か何かにするんですけれども、看護師さんなり、その担当のケアマネさん、介護士さんが行ったときに、オンでつないで診療すると。それが何かって言うと、何でしたっけ、D t o P w i t h Nで、Doctor to Patient with Nurseということで、単純なオンライン診療よりもさらに一步進んだもの、精度の高いものというもの。それが結局、カンファレンスそのものにつながっていくようなことだと思っんです。

そこに対するいろんなデータのやり取りですとかは、結局、医療法とかに準じておりますので、お医者さんが患者さんの同意を得てというところまでやっていただければ、どうもいけるんじゃないかというところがございますので、そこら辺はお任せしていきたいと思っんです、方法については。

○議長（小林弘之君） 清沢議員、あさひ診療所と見守り体制の構築という中で、質問あればお願いします。

清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） こういうDXというのも見守りの一つと考えています。私もちょっと調べてみたんですけれども、今の話伺うと、スマートウォッチタイプのもので、心拍数とか、例えば血圧系のか測れるということだと思っんです。テレビ通話で、例えばオンライン診療が看護師さんが行ったときにできるというような、そういう仕組みなのかなと今ちょっと聞いていて思っんですけれども、それを常に、患者さんに対して、身にずっとつけていてもらっての情報を集めて、カルテに落とし込むとか、そういうことにつなげていくということではないんでしょうか。看護師さんがあくまで行ったときに測ったものを、オンラインで乗せて、電子カルテに乗っけるような、そんな形ではないということですよ。ちょっとまだその辺は分からないですかね。

○議長（小林弘之君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） 大分説明が下手ですみません。

そういう方式もあります。そういう診療の仕方もありますし、もう一つ、議員おっしゃる見守りということに関しては、実は今度の先生、ご自身でベッドのセンサーですか、自動的にいろんな変化を読み取るものを開発した技術者でもありますし、それは今は大分陳腐化されてしまったと本人はおっしゃっていますが、今世の中というのは、この間プレゼン受けたのは、コンセントに差しておくW i - F i というのがあって、それが要所要所に差しておけ

ば、日常の動態を全部検知してくれるというような領域まで、今、発達しておりますので、そういったものも応用しながら、要は診療が終わってしまった患者さんのその後のトレースです。そういったところが多分重要になるんじゃないかということはおっしゃっておりますので、そういったものに在宅での何かそういうものが使えるという時代にどうも入っているようでございます。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） そうすると、例えば元気になったんだけど、急に倒れてしまったときに、それも察知して手当てができるというか、報告が行くという仕組みだと思うんですけども、すごいことだなと思います。本当にいい環境になっていくことを期待しております。

やっぱり費用の面も気になるところですが、こういうDXって結構お金もかかると思うんです。そういう支援に国はデジタル田園都市国家構想交付金というような、こうした外部財源を積極的に確保していただいて、村単独の持ち出しを控えつつも進めていただけたらいい見守りになるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そうしましたら、次、民間事業者との見守りの連携ということで、郵便局さんと連携協定を結んでいらっしゃるということで実績もあるということなんですけれども、見守りのネットワークというお話が出ましたが、このネットワークの中には新聞配達員の方以外にもどんなネットワークがあるんでしょうか。

○議長（小林弘之君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） ちょっとまだ村としては、どんな事業者さんとネットワークをとるところまでは、考えが至っておりませんが、おうちを訪問されとか、配達している業者さんとかということだと思います。県のほう、登録されているところでは、新聞の配達員さん、それからガスの業者さん、それからコンビニでお弁当とかを扱っているところとかも登録のほうをされているというところは見受けられます。松本にいたしましても、お弁当の宅配業者さんとのネットワークもつくられているというところなんです。あとは、塩尻市さんもございますが、それ以外で言うと、ヤクルトさんというか、本当にご自宅にお伺いをする方が、ちょっと異変を感じた場合はというところのネットワークが強いんだと思

います。

村といたしましても、業者さんとちょっとそんな見守りネットワークができればいいかなというところで、現在も担当の職員と相談しながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上になります。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 民間事業者との見守りの連携は緻密ですが、とても大切なことだと思っています。実は私がお菓子の仕事をしていたときの経験なのですが、あるお宅を訪問してお昼の時間帯だったと思います。こんにちとは声をかけても返答がなく、耳が遠い方なので、ご夫婦とも耳が遠いので、ちょっと玄関を開けてお声をかけようと思って玄関を開けたところ、そこにおばあちゃんが倒れていらっしやって、動くこともできないでいたんです。うつ伏せにぴたっと倒れたままになっていたんですけれども、それでびっくりして救急車を呼んだんですけれども、後日、お伺いしたら、その日はおじいちゃんが用事があって出かけていて、夕方でないとは戻らないということだったんです。その時私が偶然そこに行かなかったら、この日は寒い日でもありましたし、夕方までその状態でいたことになります。考えるとちょっとぞっとしたんですけれども、見守りのネットワークというのはすごく大事なことだと思っていますので、引き続き取り組んでいただきたいと思っています。

そうしましたら、続いて、若手職員の地域参画による見守りということですが、2月18日の社会福祉協議会のえべやかたくりの里で、60歳以上の方を対象に、健康や仲間づくりを目的とした介護予防事業えべカルチャーに参加しました。

テーマは暮らしに役立つ行政サービスということで、何と20代の若手職員が5人いらして、それぞれの担当についての説明をしてくれました。空き家対策、家庭ごみの減量、公共交通の活用と免許返納について、マイナンバーカードの利用について、介護保険と骨折予防について。まず自己紹介から始まって、分かりやすく優しく笑顔で説明してくださり、ふだん見ている私の感覚だと、ああ、こんな笑顔されるんだなというような、とても温かい雰囲気の中で楽しく学ばせていただいたんですけれども、そのときに約30名ほどの高齢者の方、お集まりになっていました。まるで、孫の話に耳を傾けるおじいちゃん、おばあちゃんという感じで、とても好感が持てました。若いということはいいなって思ったのと、朝日村にはすばらしい若手職員がいるなということを思いました。

朝日村の役場の中で、60人の中で15人は若手職員だと伺いました。それも皆さん、村外から通っていらっしゃるということで、なかなか村民とは交流が持てなかったり、お互いに知らないということがあると思うんですけれども、このような企画はとてもすばらしかったって思うのは、本当にそういうつながりができていく一つだと思っています。

この若手職員の皆さんに、例えば高齢者の集う地域サロンとか、各地区の常会とか、行事に出向いていただくとか、また、例えば若手職員の皆さんがチームを組んで自ら企画をして、高齢者や地域の皆さんと関わっていくとか、若手職員の活躍の場をつくっていくようなお考えはないでしょうか。

○議長（小林弘之君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） ありがとうございます。

一つのお答えとしては、そういうことで動き始めているところがあります。まず一つとしては、出前村政等に村長、わざわざ若手職員を連れていきます。そこで紹介します。どんどん使ってくれと、そこまでおっしゃいます。いろんな機会を捉まえてなんですけど、村長の心持ちとしては、顔の見えないとかよく言われますけれども、若手職員は何かの機会に引っ張り出したい。そこに何かの役割を与えたいということではございます。

今、おっしゃっていただいたことも非常に参考になりますので、ちょっとまだ完全に制度化はしていないんですが、そういう気持ちでいっぱいであることは確かでございます。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 出前村政で紹介していただいたりとか、そういうことが進んでいるんだなということが分かってすごくよかったと思います。

村長も先ほど人づくりが大事なんだということをおっしゃいましたし、デジタル化がどんどん住んでいくんですけれども、やはり人と人とのつながりということが、一番大切ではないかと思います。

デジタルもうまく活用しながら、人と人がつながって、自然と、ああ、あの人どうしているかな、ここで会ったら、ああと言って挨拶ができるとか、自然と見守りができるような、誰一人取り残さないきらきら輝く朝日村、福祉のあふれる朝日村として、誰もが安心して暮らせる、楽しく暮らしていける朝日村になることを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（小林弘之君） これで清沢敬子議員の一般質問は終わりました。

◇ 齊 藤 正 法 君

○議長（小林弘之君） 次に、1番、齊藤正法議員。

齊藤正法議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） 1番、齊藤正法でございます。

本日は1問の質問をさせていただきます。

危険鳥獣の緊急銃猟について、お伺いいたします。

昨年は全国的にツキノワグマの出没が多発し、人身被害も発生するなど、住民の生命、身体に対する危険が現実のものとなりました。朝日村においても山林に隣接する生活環境である以上、同様の事態が起り得ることを前提とした構えが必要であると考えます。

こうした状況を受け、令和7年9月1日に施行された改正鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律において、新たに緊急銃猟制度が創設されました。この制度は、人の生命や身体に対する危険が差し迫った場合に、従来の手続に比べ迅速な対応を可能とするものであり、住民の安全確保の観点から重要な制度であると認識しております。

一方で、本制度は法令で定められた厳格な要件の下でのみ実施される特例的な措置であり、簡易に実施できるものではないと認識しております。また、人家周辺で銃器を使用する可能性を伴う制度でもあることから、目的や判断基準、実施体制、安全確保の方針について、自治体として明確に整理しておくことが重要であると考えます。

そこで、本制度の運用について以下質問いたします。

1、改正法により創設された緊急銃猟制度について、その目的及び運用をどのように認識しているか。

2、緊急銃猟の実施判断について、決裁権限及び指揮命令系統はどのようになっているか。

3、緊急銃猟の対象となる鳥獣は何か。

4、緊急銃猟が可能となる4条件について、どのように整理し、実施判断に当たりどのような手続で確認する想定か。

5、緊急銃猟を実施する場合、県、警察、猟友会等との連携や情報共有はどのように行い、対応方針はどのような手順で決定する予定か。

6、ツキノワグマ等の出没増加を踏まえ、緊急銃猟制度を含めた鳥獣対策を今後どのように整備、強化していく考えか、当局の回答をお願いいたします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） それでは、議員ご質問の危険鳥獣の緊急銃猟についてお答えさせていただきます。

初めに、（１）であります。

緊急銃猟制度は議員おっしゃるとおり、改正鳥獣保護管理法により創設されております。本制度は危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入し、銃猟以外の方法では迅速な捕獲が困難な場合に適用されるものでございます。これまで都道府県知事に一元化された捕獲許可権限の一部が市町村長に移譲されることで、市町村が主体的かつ迅速に対応できる体制を整えることを目的としております。

運用に当たっては、警察、県、猟友会と連携し、国のガイドラインに従って対応してまいります。なお、発砲に伴う事故が発生した場合は、村が賠償責任を負う制度となっております。村では、制度創設に合わせ、賠償保険へ加入しております。

次に、（２）緊急銃猟の実施判断は村長が最終的な決裁権を持つ制度となっております。実際の運用においては、危険鳥獣の出没情報を受けた後、警察、県、猟友会と現地で協議を行い、住民の安全確保や捕殺の確実性を検証した上で、村長が発砲の可否を判断いたします。

指揮命令系統としては、村長の判断、委託の下、鳥獣被害対策実施隊員に任命された猟友会会員が現場対応に当たる形となります。

次に、（３）対象はヒグマ、ツキノワグマ、イノシシであります。イノシシは成獣に限られます。

次に、（４）緊急銃猟が可能となる４条件ですが、１つ目は、危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入していること。２つ目は、人身被害が発生するおそれがあり、緊急性が高いこと。３つ目は、銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲が困難であること。４つ目は発砲による住民への二次被害が生じないよう、安全が確保できることの４点であります。

出没現場での４条件の充足を関係者で確認した上で、村長が最終的な実施可否を判断する手続を想定しております。

次に、（５）熊の目撃情報が寄せられた際は、状況を聞き取り、塩尻警察署、松本振興局

へ情報共有を行います。現場の状況に応じて猟友会へ出動を要請し、痕跡調査、周辺パトロールなどを実施いたします。緊急銃猟の判断に当たっては、(4)の質問で回答したとおり、4条件の充足を関係者と慎重に見極め、決定をいたします。また、庁内関係部署とも情報共有を図り、住民への周知を行ってまいります。

最後に、(6)熊出没増加への対応としては、捕獲対策、防除対策、また里に寄せつけない生息環境管理を基本とし、総合的な鳥獣被害対策を進めてまいります。

猟友会と連携した捕獲おりの設置、駆除。鳥獣防護柵の定期的な維持管理。緩衝帯整備を継続するとともに、狩猟免許取得への補助を通じ、猟友会の担い手確保、育成にも取り組んでまいります。また、住民が熊の生態を正しく理解し、身を守るよう普及啓発にも力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(小林弘之君) 齊藤議員。

[1番 齊藤正法君登壇]

○1番(齊藤正法君) ありがとうございます。

今回、緊急銃猟ということで、新たな制度ができたわけですが、今まで鳥獣保護管理法の中での有害鳥獣の駆除ですとか、最近できました熊のゾーニング計画での排除地域の中での駆除といったものもございます。

今回、この緊急銃猟という新たな制度が出てまいりまして、従来の有害駆除と熊のゾーニング計画での排除、それから今回の緊急銃猟ということで、この3つの制度の関係性について、もう少し詳しくご説明いただければと思います。

○議長(小林弘之君) 大池産業振興課長。

[産業振興課長 大池 守君登壇]

○産業振興課長(大池 守君) 通常の駆除に当たっては、姿が見えないのが現状ですけれども、そういう場合は追い払い等を行って箱わなとか、わなをかけて、箱わなに入るのを待つものと。また、緊急的な熊のゾーニングを、今年度からゾーニングを行っているわけですが、ゾーニングを行った際は、半径200メートルでしたか、10軒以内民家がある場合は打てませんが、10軒未満で安全が確保できる場合は、排除地域ですので、村長許可で打つことも可能でした。そういう場合は行いますけれども、例えば熊が本当に民間とか、人の生活圏、10軒以上の本当の集落の中に入った場合は、緊急銃猟を検討するという場合が起こってくるということを想定しております。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

今回の緊急銃猟も含めまして、猟友会が最終的に銃器を使ってといったところになってきます。恐らく、せんだって猟友会でこちらの緊急銃猟の講習会というのもございまして、課長もそれに、当然、産業振興課ということでご出席されておりました。

恐らくこの制度につきましては、産業振興課、それから猟友会は大分詳しく、今後、運用の中で知っていかなければいけないんですが、民間の方ですと、今この制度で、全国的に58件ほどですか、緊急銃猟で、実際、鳥獣を駆除したといったところで、ニュースが出ております。そうした場合に、やはり家のそばに熊が出たから、役場、何とかしてくれよ、猟友会打ってくれよという話になっても、なかなか、それは法律で難しいといったところもあるかと思えます。

今後、村民の方も、この緊急銃猟といったものができること、できないことといったところを知っていただかないと、すぐ村長に、いや、あそこに熊いるで、ちょっと許可出してくれとか、猟友会のほうですぐ打ってくれと言われぬように、ちょっとまたそこも詳しく、村民の方にも説明をしていっていただく必要があるのかなというふうに思います。

今、課長が有害駆除、それから熊ゾーニング、緊急銃猟ということで3つのところでお話をいただきましたが、基本的には、まず有害駆除ということで一報が入ります。村内で見かけたといったところで一報が入って、それが塩尻警察署等々と情報を共有しながら、熊のゾーニングの排除でできるのか、それとも民間の家の庭先に熊がずっといるので、今までですと、警察官の職務執行法以外、打てなかったものが、今回はこの緊急銃猟を使って、村長の権限の中で対応できるといったようなところでの認識でよろしいかと思えますが、すみません、私の今の認識でよろしいかどうか、もう一度確認をお願いいたします。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 今の齊藤議員のお考えで大丈夫だと思うんですけども、1件だけ、夜間です。夜は特別な免許を持った人以外は、夜間では打てないという状況です。この夜間の緊急銃猟ができる方は、県内でも数名ということで聞いております。とても試験が難しいそうです。本当に100発100中の腕を持っていることと、そういう熊への見識を持っている人へ、許可が出ているそうなので、夜間というのはなかなか難しいかなと。ちょっと

そういう人を頼めるかというところも、今、上伊那圏域では、市町村をまたいで、そういう猟友会の方をお願いするということを考えているそうですけれども、松本圏域ではちょっとまだそこまで実際に動くことが、まだできないようですので、夜間だけはちょっと厳しいかなと思います。夜間、朝まで待たなきゃ、夜明けまで待たなきゃいけないのかなという考えではおります。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） 今、課長の答弁の中でも、上伊那地域では、いろいろ猟友会の枠組みを超えたところでの対応ということで、現在、この緊急銃猟もそれぞれ市町村で、それぞれが策定といったところで、最終的に銃器を使うというのは、そこにいる猟友会の方に委ねられるといったところが多くなってくるかと思えます。

当然ながら、猟友会はそれぞれほかに仕事を持ちながら、ある意味自分の趣味といいますか、そういったところの中で銃器を扱うということで、やはり腕前といったものにつきましても、人それぞれ違ったりですとか、例えば猟友会の規模もそれぞれの町村で違うといったところもあるかと思えます。

全国には、これを対応するというところで、公務員のハンター、ガバメントハンターといったものを、実際に募集をかけたというところも出てきております。恐らく、今、県内では上伊那地域がそれに似たようなところで、先進的な取組という形になってくるかと思うんですが、今後、運用していく中で、国ですとか、県に対して、村からも広域的なガバメントハンターといったものになるのか、例えば警察官の方がそういう銃を持っていたいで対応していただくのかっていったところもなるかと思えますが、今後の猟友会、要は素人の方ではなくて、きちんと定期的に訓練場で銃の射撃の練習をしたりとかといったところが、仕事としてやれる方を増やしていく必要があるかと思うんですが、そのところは今後の流れの中で、松本地域で固まって何かをしていこうですとか、そういったような動きというのは、現在あるのか、それとも今後そういうことを広めていくお考えあるのか、そのところをお伺いします。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 齊藤議員のご質問なんですけれども、今、先ほど議員がおっしゃったように、8日の日曜日に、猟友会の皆さん、警察、県と村職員で講習会を受けさせ

ていただきました。私もちょっと認識不足で、銃に対しても、ライフルであったり、散弾銃であったり、猟友会員が持っている銃の種類が、それぞれであるということもいろいろ聞かされたり、また、散弾銃、ライフルの射程距離が違うんだということも、講師の先生から聞いたり、殺傷能力があるスラッグ弾というものが、なかなか距離が出ないというようなのも聞いたりして、本当に猟友会の皆さんに緊急銃猟のことをお願いするに当たって、射程距離とかの問題も、どこから打てるかとか、本当に猟友会さんの安全を確保しながら、緊急銃猟に当たらなきゃいけないというのは、講習会で聞かせてもらって、広域であったり、腕前が立つ人だったりというところの確保は、やはり松本圏域で必要なのかなということをちょっと感じましたので、松本、林務課のほうですか、振興局林務課のほうとも連携しながら、ちょっとそういうような対応ができるかどうかは検討していきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） また対応のほうをよろしく願いいたします。

先ほど、これもお話がありました、これについて村が、保険に入って賠償責任っていいですか、対応していくということなんですが、この賠償保険につきましては、どこまでの対応が可能なのか、例えば人身被害といいますか、あつてはならないんですが、例えば打った弾が何らかの形で人に当たってしまった。そういったようなところまで含めた保険になるのかといったところをお伺いいたします。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） そもそも人身への安全確保を大前提として行われる緊急銃猟ですので、緊急銃猟での人身事故に対する保険はございません。もし最悪、人身被害が起きた場合は、国家賠償法による国家賠償請求により市町村が対応することになっています。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

それから、こちら決裁権者といったところのお話になりますが、最終的には村長の判断でといったところになってまいります。これは国ですとか、県のマニュアルの中では、権限者の委任もできるということで、こちらは括弧書きされておりますが、朝日村におきましては、

この決裁権者につきましては、今のところ村長のみというご判断でしょうか。それとも例えば副村長ですとか、課長も含めるのか、そこら辺、もしお考えありましたら、お伺いいたします。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 今のところは村長ということで考えております。

村長がもし職務でいないような場合は、もしかするとそれも決め事で、マニュアルをつくらなきゃいけないと思うんですけども、副村長、または課長というような、いない場合の緊急的なことはちょっと整備したいと思います。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

それから、また情報共有のところについてお伺いをさせていただきます。

こちらにつきましては、熊のゾーニング計画の際に、出役の連絡網ですとか、対応のフローというものが示されましたが、今回の緊急銃猟につきましても、この対応マニュアルですとか、フローに基づいた中での対応ということで、新たなものは作成はされないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 議員ご質問の緊急時の対応フローというものを。講習会のほうで、県のマニュアル、環境省のマニュアル等が添付されております。これ、齊藤議員のほうも見ていただいていると思いますが、こういうことで、やはり緊急銃猟のための緊急時の対応フロー、こういうものはつくって、現場でこういうことが必要だとか、そういうことは担当のほうでつくりますので、緊急銃猟の場合の対応フロー、これは整備したいと思います。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） 新たに始まった制度ということで、これからいろいろ詰めていかなければいけないところ等もたくさんあるかと思えます。せんだっての講習会の中でも、産業振興課の課長を含め係長まで、皆さんいろいろ役割を持たれた中での一つモデルケースといったところでやりましたが、やはり産業振興課が総出で当たらなければ、なかなか人が足りな

いといったところも、先日のものでは見て取れました。

そうしますと、やはり先ほどの村長の決裁権者のところも、村長が何か、例えばほかの会議に行かれている等で、すぐ判断できないといったところの中では、副村長ですとか、課長といったのを用意しなければいけないのと同じように、やはり産業振興課の中でも人が足りなかったときに、ほかの課から人を当然借りてこなければ対応できないといったところになるかと思いますので、そのところもまた詰めていく中で対応していただければというふうに思います。

これで6番目の質問のところに行くんですが、あくまでこれは緊急ということで、最終的にやらなければいけないといったところですが、本来、緊急が起きてはいけないということで、緊急銃猟以外の整備ということで、先ほどおりの設置ですとか、柵の管理、それから緩衝帯の整備ということで、今回、令和8年度の予算の中では緩衝帯の整備ということで、環境省、それから林野庁、それぞれから補助を取ってきていただきまして、曾倉沢付近、それから旭ヶ丘の付近、同じく旭ヶ丘の西方の山林、あと大石原の南東の山林ということでの緩衝帯の整備事業ということで予算が計上されております。こちらの緩衝帯の整備について、どの程度の整備をされるのか、完全に全伐をして何かされていくのか、それとも下枝だけの対応になるのか、ここの整備についてもう少し詳しく教えてください。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 環境省、また林野庁の緩衝帯の整備につきましては、木の伐採というのは、まずできません。何ていうんですか、下草だったり、下枝まではできるかどうかちょっとあれなんですけれども、要は森から里が見えるような見通しの利く、そういう環境を整備するところが重要になってきますので、木を伐採するところまではまだちょっといかない補助事業だそうですので、そういうところを見通しが利いて、熊たちがこっちを見て、出にくいみたいなことを想定して、緩衝帯の整備を考えておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） この緩衝帯整備は、とても重要なものになってくるかと思えます。

そこでこの辺につきましても、ちょっと何点かお伺いさせていただきたいんですが、まず1点目が、今回、曾倉沢付近と旭ヶ丘、それから大石原ということで、この3地域がここに

ピックアップされましたが、この3地域をピックアップした理由というものは、何になるんでしょうか。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 場所のピックアップですが、今年度、令和7年度に出没した箇所です。多く、何ていうんですか、こちらの通報もあったり、私たちも見回りでよく気をつけるようになりますので、そういうところをよく見ますと、見通しが悪いなというのは分かりますので、こういうところを、まずは手をつけて熊が出ないような環境をつくっていききたいと思います。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

よく熊が出るというところで、今回この3か所なんですけど、西洗馬にもよく出るところありますね。こういったところにつきましても、今後もこれは継続的に補助をいただきながら、ある意味、村内ある程度、熊が出やすいところといったところを対応されていく予定なのか、それとも今回のこの1回限りのものなのか、継続性があるのかといったところをお伺いいたします。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 西洗馬、内山沢は今年度中にやります。これは予算をいただいておりますので、それは行いますので。補助事業が、全国的に熊の被害というものが出ていますので、補助がもらえる限りはちょっと継続的にやっていきたいとは思いますが、なかなかちょっと補助をもらわないと、単独、これは財政との相談にもなりますが、そういうことが必要だということになりますと、そういう緩衝帯の整備というのは継続していかないと、熊出沒を抑えるということなかなか難しいかなと思いますので、できるだけ継続はしていきたいという考えであります。それはただし、財政面というか、お金がかかることですので、ちょっとそこはご了承いただきたいと思います。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） 補助金につきましては、恐らく全国どこの自治体も似たような形で申

請されていくかと思しますので、また対応いただければと思います。

この緩衝帯についてもう1点です。

これで緩衝帯整備をされた後の維持管理をどのようにしていくかといったところです。これで補助金をいただいて整備しても、例えば5年、10年すれば元どおりになってしまうかと思ひます。緩衝帯の整備をされた後の維持管理については、現在どのようなお考えなのか伺ひいたします。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 維持管理であります。柵の向こう側という考えであります。柵の管理の中で、各地区、各区にお願いする部分もあるかと思ひます。その分、柵から何メートルってところもあるんですが、ちょっときれいになったところは、なるべく区、地区のほうで面倒を見ていただければありがたいかなと思ひます。

そこがちょっと厳しいということになれば、村のほうでも緩衝帯で整備したところは、何とか補助事業を使ってでも継続していきたいと思ひますけれども、地区、区にお任せしている緩衝帯があればいいんですけれども、それ以外の村が管理しているところもありますので、その部分については、村が積極的に緩衝帯が継続的にきれいな感じに、整備が必要なところは、ちょっと金をかけてやらなきゃいけないかなというところで、今は考えておりますが、現在、どのようにそれを維持していくかということは、今、また担当と検討していかなくちゃいけないかなというところで考えております。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

今回、この緊急銃猟ということで、いざといったときにつきましては、今までよりも柔軟に対応できるといったところになってまいりますが、最後、課長のお話の中でもありますように、この緩衝帯の整備が恐らく一番の肝になってくるのかなというふうに思ひます。

維持管理につきましては、どのようにしていくのか、地区だけでもなかなか難しいところですし、かといって一般財源でどこまでやれるのかといったところもあるかと思ひますが、熊が村内に出没して、人命が奪われるといったことに比べれば、人の命はお金に変えられないといったところもあるかと思ひますので、ちょっとまた、そのところはいろいろな補助金等も含めまして、対応いただければと思ひます。少なくとも、また今年も熊の出没で、村

民が不安になるようなことがないように、これはまた猟友会も含めて、熊対策といったところで、引き続きの対応をいただければと思います。

私の一般質問は以上で終わります。

○議長（小林弘之君） これで齊藤正法議員の一般質問は終わりました。

◎会議時間の延長

○議長（小林弘之君） 皆さんにお知らせします。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまであらかじめ延長します。よろしく願います。

◇ 中 村 文 映 君

○議長（小林弘之君） それでは、次に、2番、中村文映議員。

中村文映議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 2項目について、質問させていただきます。

1項目、朝日村のブランドイメージ向上について伺います。

宝島社の雑誌『田舎暮らしの本』2月号で、第14回住みたい田舎ベストランキングが発表されました。住みたい田舎ベストランキングは、移住したくなるまち、暮らしやすいまちを調査する大規模アンケートの企画です。そのことは北安曇郡の松川村が村部門のランキング総合2位、全国2位という記事が、地元紙に掲載されていたので、見た方もいらっしゃるんじゃないかと思います。ちなみに、今回の1位は、南信の宮田村でございました。長野県の村が1位、2位であり、上位20位までに4位木島平村を含めて、7村が入っています。

また、別なランキングなんですけれども、移住したい都道府県ランキングでは、長野県が20年連続不動の1位でございます。我が村はそんな移住者に魅力のある県のど真ん中に存在をしています。

また、テレビでは、現在、長野朝日放送が毎年実施しているふるさとCM大賞の入賞作品

が放送されています。先日、CMを楽しんで見ているという村民の方から、なぜ朝日村は放送されないのかとの素朴な疑問をいただきました。そこで、本日は、村が交流人口の拡大や人口増加対策、少子化対策、移住定住政策、基幹産業の農業政策として、今後、全国や近隣の皆さんに村を知り、関心を持ってもらうために、どのようなPR活動を行っていくかについて伺います。

1、村は宝島社の住みたい田舎ランキングのアンケートに回答を出していませんが、その理由を伺います。

2、村は長野朝日放送のふるさとCM大賞に応募していませんが、何かそれには理由がありますか。

3、朝日村をPRするために、村は現在どのような施策を行っているのか。行っているならば、その施策の目的と目標、現時点の評価を伺います。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

企画財政課、清沢課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、中村議員ご質問の朝日村のブランドイメージ向上についてお答えいたします。

まず1つ目の宝島社の住みたい田舎ランキングのアンケートにつきましてでございますが、現在、村として回答は行っておりません。その主な理由でございますが、アンケートの設問内容が多岐にわたって、朝日村の実情とは合致しない項目が非常に多くあるというのが挙げられます。具体的には、3大都市圏への移住相談員の常駐、道の駅の有無、大型ショッピング施設の有無、世界遺産の有無といった非常に大きな設問が多くありまして、これらの多くの質問が、朝日村が現時点では到底該当しない項目でありますので、強みとして打ち出していくことが非常に项目的には難しいと捉えているのがまず一つあります。

このアンケートに基づきまして、上位にランクされれば、先ほどのような自治体がPR効果が生まれて期待できるんですが、一方、下位に掲載された、これ掲載していることはないんですけども、掲載された場合には、むしろ村のイメージが損なわれるという逆効果も懸念するところでございます。村の実態に即さない指標で評価されるということは、自然豊かで、福祉あふれる朝日村というイメージを正確に伝えることがなかなか難しいと判断しておりまして、現時点では回答していないという部分もございます。

また、今回、議員おっしゃるアンケートには、村の部分では、全国では30自治体ほどの参

加しかございませんので、その中で順位を決められるという部分も、少し私たちのほうの担当としても、腑に落ちないという部分も正直あるというのもございます。

続いて、2つ目が、長野朝日放送のふるさとCM大賞の応募についてでございますが、応募していないという理由につきましては、昨年6月の清沢正毅議員の一般質問でもお答えさせていただきましたが、改めて応募に至っていない理由を申し上げます。

2011年から始まりましたこのCM大賞でございますが、朝日村はこれまで11回の応募はしているというような実績はございます。近年では、2019年の中学生がつくっていただいた「朝日村っていいね!」、2022年には、役場職員の有志による「発掘大作戦!」といった2回の応募にとどまっている状況でございます。

現在、積極的な応募を行っていない主な理由としましては、以前は、有線テレビ等設備がございましたので、編集が可能にできましたが、現在は編集用の機材がないという状況でございます。役場職員が有志でやっていただいた際も、ちょっと個別に、自分自身でそういったものを用意してやっていただいたという経過もございますので、なかなかそういった対応ができないという部分と、テレビ放映に対する企画であったり、品質の、作成の基準が非常に困難という部分も捉えておりますので、そういったもので応募ができていないという状況です。

次に、令和6年度の参加状況を見させていただきますと、参加団体は42団体84作品と多くは応募されておりますが、自治体による作品の応募は約10%、大半が小・中学生の作品となっているのが現状でございます。テレビ放映される本選まで残れば、テレビ放映はされるんですが、その本選まで残れなければ、放映が全くされないという状況でありまして、ホームページには載せていただけますが、多くの方々に見ていただくという効果はあまりないということに捉えている部分もあります。効果が限定的になってしまうというところでございます。

ただし、そうは言っても議員おっしゃるとおり、他の自治体の応募状況を見ますと、学校や団体など、取組手法は多様でありますので、学校や村民、各種団体との連携で、また、公募の実施の可能性も含めまして、今後の応募につきましては、条件を整えば参加を検討したいと思っておりますので、ご理解賜ればと思います。

続きまして、3つ目の村をPRするためにはどのような施策を行っているかという、その目的と目標、評価についてでございますが、村では現在、PR活動を各担当化が連携しながら実施しているということで捉えてございます。主なものとして、企画財政課では首

都圏等で開催される移住フェアへの参加、またそれに備える移住定住パンフレットの制作や配布をしております。また、お試し住宅の実施等を行っております。

産業振興課では、観光協会連携による物産展等への参加や、特産品の開発、鉢盛山登山マラソンや、観光施設のイベントの開催、また農業分野では、村長によるトップセールスでの朝日野菜のPR、また教育委員会では、美術館やスケート場への誘客やホームページ等による子育て支援策などの掲載により、村の魅力を全課共通の認識の下、PR、発信しているというところがございます。また、報道機関を通じたPRも朝日村は積極的に実施しているというふうに捉えてございます。

これら事業の目的、目標は、総合計画にございます移住定住の促進、人口維持、交流人口の拡大を目指すこととございまして、その根幹は2060年のチャレンジ目標人口3,100人と捉えております。

現時点における評価としましては、それぞれの立場で村の魅力を伝えていると考えてはおりますが、村全体が統一された村の魅力発信ができていくかという点につきましては、まだまだ改善する余地はあると認識してございます。

今後の方向性の一つとしましては、今回の令和8年度の当初予算にもございましたが、村職員が村の魅力を理解し、ホームページの充実や新年度予算にも計上させていただいておりますSNS等を活用した情報発信について、日常の魅力を継続的に発信することで、都市部への転出者や移住希望者への効果的なアプローチが可能と考えております。

また、引き続き報道機関等への情報提供、取材依頼も引き続き積極的に行い、効果的な情報発信につなげてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今、参加していない理由をお聞きしました。確かに、これが雑誌ですけども、アンケート内容は336項目に渡っての調査ということになっています。今、課長がおっしゃったとおり、全国で、村としては36村が参加しています。隣の山形村さんも回答を出していらっしゃるということですが、今、課長がおっしゃったように、中には本当に、我が村に、ああ、これは当てはまらないなというものも数多くありますけれども、宮田村さんが1位なんですよ。松川村さんが2位なんですよ。私、宮田村さん、議会の研修でも伺ったことがあるんですけども、私が思うに、決して我が朝日村が宮田村さんに引けを取

とは思えないんです。いろいろな意味であろうかと思うんです。自然環境にしても、生活環境にしても、子育てにしても、それから中核都市へのアクセス、松本市や塩尻市、それから、学校教育においてもそうですし、信大を含めて、高度な医療の施設にもアクセスできるような状況の中においては、決して朝日村が宮田村さんに劣るとは思わないんです。だから、確かに回答はいろいろあってなんですけれども、でも最終的にそれが、一つ一つがポイント化されて積み重ねた中において、総合1位、それから移住部門で1位とか、子育て部門とか、いろいろな部分のが出てきますので、大変かなとは思いますが、何かそれを回答することによって、それからまた結果を見ることによって、回答する中において、新しい村の、ここは絶対にうちのほうがすごいよとか、それから、よその村のよさ、ああ、こういう点はどうも見習ったほうがいいとか、村長を常々言っている道の駅というか、販売所とか、そういうのも、近い将来、何とか設けようじゃないかとか、そんなようなことも出てくるんじゃないかというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ありがとうございます。

私、常々、口癖になっちゃっているんですけども、鉄道はねえ、国道はねえ、ましては高速道路もねえし、これにもう一つ加えて、スーパーマーケットもねえということをよく言っているんですけども、今、議員おっしゃられるように、そういったところに参加する特に大きな理由もないもので、参加しない理由もないもので、また企画のほうと相談して、来年度そういった申込みがあるのかどうか分かりませんが、また相談してみたいと思います。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 先ほどの課長の答弁の中に、2020年度でしたっけ、職員の皆さんが、有志の方でやっていただいたって。やっぱりそういう何ていうんですか、職員の皆さんがいらっしゃるといのがすごくすてきなというふうに思うわけなんです。ですから、先ほど清沢敬子議員の質問の中にも登場していましたが、若手の職員の皆さんが、地域のイベントに参加して、そこですごくすてきな交流ができたというようなことを、SNSの発信でも見かけましたけれども、そういうことを、何か楽しんでやるような雰囲気、村のほうにもぜひつくっていただきたい。当然、何かやるには予算的なこともあるでしょうけれども、何か若手の皆さんが活躍できるような形の施策というか、条件を、ぜひ村長とか、課長の人

たちにつくっていただきたいと思うんですけども、その辺の考えについても伺いたいんですが。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今度はコマーシャルのほうですね。またそれも相談してみます。ちょっとやさっとじゃできないものですからね。さっきも話したとおり、手間暇かかることでございますので、その余力があればということで検討をします。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今、村長のほうから検討しますというお言葉でございましたけれども、今、昔みたいに機材がそろっていないと情報発信ができないような時代じゃなくなってきていて、どちらかというと、携帯一つでもかなりのことができてしまうような状況、村の予算にもあって、今年の事業にありますSNSの発信についても、やっぱり得意な方がやれば、そんなにお金を出さずに、みんなお金を稼ぐためにも簡単につくってしまっ、ぱっぱと情報発信しているような時代になってきていますので、その辺についても、私どもや、失礼ですが、先ほど副村長もSNSに疎いというようなお話をしていましたけれども、若い20代の方たちにとっては、それは生まれたときから携帯を持っているような、育っているような方たちでございますので、また捉え方が違うかと思っておりますので、ぜひ若い方たちの力を引き出していただくような方策を、ぜひ何とかつくっていただきたいということで、私のほうは、ぜひ、若手の方たちの力を使っていただきたい、力を引き出していただきたいことを希望してまして、1問目の質問を終わります。

○議長（小林弘之君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 村営合葬型墳墓と終活の支援について伺います。

墓石を撤去して墓じまいなどを経て、遺骨を別のお墓や納骨堂に引っ越しをさせる改葬の件数が2023年度、県内で2,254件に上り、過去最高になったことが厚生労働省の衛生行政報告例に載っていました。少子高齢化や子や親戚が遠方において、墓を継ぐ人がおらず、管理の手間が少ない樹木葬霊園や、合葬墓に遺骨を移すケースが増えているようです。

以前から転入された方へのついの住みか、公営墓地の建設を望む声が上がっていました。議会の一般質問で何人かの議員が質問していましたが、進んでいないのが現状です。行き届いたサービスをゆりかごから墓場までと言いますが、村民サービスはまさに言葉のとおり全世代にわたってのサービスの提供、選択肢の提供かと考えます。

近隣のほとんどの市町村には公営墓地があります。また、時代の要請により合葬墓が既にあり、建設計画が進んでいます。合葬墓という人生の最期の選択肢を村民に提供することが、今、村に求められているのではと考えます。

加えて、松本市は昨年度から終活情報登録事業がスタートしています。住民が必要な情報を市に登録しておく、万が一の際に、本人が指定した開示者に情報が提供される仕組みです。独り暮らしの高齢者の増加や、人付き合いが希薄化している中で、元気なうちに終活の備えをして、前向きに生活をしてもらうのが事業の目的のようです。

そこで伺います。

1、少子高齢化が進む現在、お墓事情も大きく変化しています。近い将来管理されない墓地が村のあちこちに点在する状況も想定されます。他市町村の公営墓地の施策や村民の意識の変化を踏まえ、村の公共墓地に対する考えを伺います。

2、過去に何度か一般質問された墓地問題ですが、村は質問を受け、近隣市町村の公営墓地、合葬墓の状況把握、情報収集などを、現在、行っていますか。

3、昨年6月にスタートした松本市の終活情報登録事業について、村は関心を持って情報収集はされていますか。情報収集をしていたならば、担当課はどのような検討をしているかを伺います。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） それでは、中村議員ご質問の村営合葬型墳墓と終活支援について1番と2番について、私からお答えいたします。

初めに、①公共墓地に対する村の考え方についてです。

中村議員ご指摘のとおり、少子高齢化や核家族の進行、また改葬件数の増加など、お墓を取り巻く状況が大きく変化していることは、村としても十分に認識しているところでございます。

本村においては、平成30年度に、全世帯を対象とした公共墓地検討アンケートを実施し、

743通、回収率50%のご回答をいただきました。その結果、公共墓地、合葬墓等に対するニーズが相当数あることが確認されており、村民の皆さんの関心の高さを感じているところでございます。

これまで視察や調査を重ねてまいりましたが、村が墓地を一度設置いたしますと、半永久的に管理し続けなければならないという非常に重い責任が生じます。草刈りや清掃、施設の修繕、記録の管理など、将来にわたって継続的なコストと人手が必要となります。

近隣市町村の状況を見ましても、合葬墓や樹木葬だけを単独で運営しているところはなく、霊園全体の中の一部として運営しているのが現状であり、村の財政規模や将来の人口動向を考えると、この長期的な管理責任をどのように担保していくかが最も慎重に考えなければならない点でございます。

また、過去の議会答弁でも繰り返しご説明しておりますとおり、村条例の墓地設置基準に合致した適当な場所の確保が難しい状況が続いており、現時点でも具体的な進展に至っていないことは、大変申し訳なく思っております。

村民の皆さんが、人生の最期の選択肢として、合葬墓を望まれるお気持ちはしっかりと受け止めております。なかなか前に進めない現状ではございますが、ご理解をお願いいたします。

続いて、②近隣市町村の公営墓地、合葬墓の状況把握、情報収集についてお答えいたします。

これまでの議会での質問を受け、具体的に以下のような調査、情報収集を行ってまいりました。

1つ目は、視察、現地調査になります。村長自ら松本市内の公営墓地を視察するとともに、東京都町田市まで職員と共に現地調査を行っております。また、近隣の山形村、生坂村、筑北村の村営霊園についても、管理体制や運営コスト、課題等について実態調査を行ってきております。

2つ目は、村内寺院への聞き取りになります。村内の2つの寺院についても継続的に聞き取りを行っており、うち1つの寺院では、宗派を問わずご利用いただける合祀墓、永代供養が既に用意されていることも把握しております。現時点で、お墓にお困りの村民の皆さんには、こうした寺院の合祀墓のご利用も選択肢の一つとしてご案内できる状況でございます。

このような情報収集は、継続して行っているところでございますが、引き続き、今後の財政状況の変化や社会情勢の動向を見ながら、候補地の掘り起こしも含め、この問題を積み残

すことなく取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） それでは、私のほうからは中村議員、③番目のご質問についてお答えいたします。

松本市が昨年度からスタートした終活情報登録事業につきましては、独り暮らし高齢者の増加や、人付き合いの希薄化が進む中で、元気なうちに就活の備えをし、万が一の際に、本人が指定した開示者に情報が提供される仕組みとして、大変注目すべき取組であると認識しております。

当村においても、地域包括支援センターが身寄りに課題がある方の見守りや、相談対応を行っているところでございます。こうした現状を踏まえ、村といたしましては、まず就活の基盤となるエンディングノートの策定と普及に取り組み、住民の皆さんが元気なうちから自らの終末期の思いを記録できる環境の整備を進めているところでございます。

その後の段階として、先進地の事例を参考にしながら、死後事務支援まで見据えた終活情報登録制度の導入についても、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

また、令和8年度の地域ケア推進会議において、身寄り問題を関係者間で共有、協議する場を設けるとともに、専門家による講演やワークショップを通じて、村全体でこの課題へ理解を深められたらと思っております。

以上となります。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今、お墓の問題については、村民の需要が高い、要望とか、そういうのはアンケートの結果で非常に高かったんだというお話、課長のほうからもありました。非常に移住者が村のほうも増えています。また、従来からお墓を持っている方の中にも、今のお墓を自分以降管理ができないと思って心配している方もいらっしゃる。この機会に、合葬墓とかあれば移りたいなんていう希望も、結構聞いております。

私の地区のお墓事情ですが、本当に何十軒かのお墓が並んでいるんですけども、みんな中村同姓なんですけれども、やっぱり歯抜け状態になってきて、そして、そこが草ぼうぼうになっていて、これがどんどん増えていったらどうするんだというようなところも、私自身

が心配になるような状況もあります。今、課長答弁の中には、研究はされていっていただけるといふことでしたけれども、課長が、村のほうで視察に行ったところがどういうところか分かりませんが、他市町村のお墓は、普通のお墓も従来どおりのお墓の分譲もされているようなところがあるということでしょうけれども、今、時代がかなり変わってきて、お墓を造るといふ要求は、松本市の中山霊園とか、いろいろ霊園あるんですけども、お墓を返しに来るといふ、募集しても返すほうが多くなるような時代になりつつあって、従来のお墓を造ろうといふ要求は少なくなっていると思うんですよね。ですから、私が、今、村に求められるのは、従来のお墓の頭の中にあるお墓ではなく、樹木葬であったりとか、それから合葬墓であったり、そういう形のものでいいんじゃないかと。これから村が、もし墓地を計画するのは、従来のお墓をイメージしないでいいんじゃないかと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ありがとうございます。

せんだっても市民タイムスに、この中信平のお墓の実情が載ってました。お彼岸も迫るんで、そういった宣伝云々だと思って見ていました。それと、豊田議員が、村長になって、あえて一つ村民の声を実現できたのが何かといえばという問いがありましたけれども、あえてできなかったことは何ですかの問の一つ、1番目がこのお墓です。

私も先頭に立って、1期目の頭から、町田のほうを見に行ったり、そこら中のお墓、見学してきました。それで問題は、私はすぐ造りたいと思っていました。ここからが話なのですが、朝日村に適切な土地があればすぐに造ります。適切な土地がないもので、困ったという今状況でございます。

議員おっしゃるとおり、従来のような墓石を立てた、いわゆる本当のお墓っぽいお墓というのは、今、もうお墓を墓じまいをするというのが、幾つも私の一緒の墓地でもありますし、もうそういうのじゃなくて、樹木葬だとか、合葬墓だとか、そういう目で、そういったところも調査をしておりますけれども、そういったことは、30センチ角のこういう、いろんなところがあって、拝む一つの石碑があってであればいいという、そこまではもう構想はできているんですが、いかんせん朝日村には適地がない。もし議員が探していただいて、あるようだったら、ぜひ紹介をしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 村長がやり残した仕事の一つだというふうにおっしゃっていましたが、先日も、先日、私、先日というか、去年の秋頃ですか、松本市の中山霊園の一番上に公園があるんですけども、その公園で音楽コンサートがあって、知り合いが出演したので、出かけていったんですけども、公園のちょっとした高台のところに、松本平が一望できる場所があるんですよ。そんなに広い場所じゃないんです。本当に公園の横にくっついているみたいところで、そこが散骨場になっていたんですよ。立ち入らないでくださいって書いてあって、でも、周りは自由に歩いて、ちょっと芝生が張られているだけで、散骨という形ですから、お墓という状況ではないような形にもなっているんです。ええ、ここがお墓なんだって。じゃ、来た人はどうなのかっていったら、確かにその入り口のところに手を合わせるような場所が設けられていました。だから、本当に状況は変わってきているのかなというふうに思っております。

村長、場所があったらということだったんですが、私がここに具体的に、いや、こんなところいいなという箇所も何箇所か頭にはあるんですけども、この場で、こうだというわけにはいけないんですけども、朝日の中にも、かなりいろいろな規制があるかもしれませんけれども、放棄された土地もかなり増えてきていますし、先ほど齊藤議員の中で、熊との緩衝帯をというような場所の中にも、かなりきれいに整備すれば、樹木葬とか、散骨ができるような場所もあるかと思えます。見渡せば朝日村もよその過疎地といいますか、同じようにかなり土地は空いてきているのかな、それも結構見晴らしのいいような場所もあるなというふうに私は思いますので、その辺、例えばそういう建設委員会とか、何か村民の皆さんの意見を聞く場所を村のほうでつくっていただき、場所とか、どんな形にするのかというようなこともやっていかなきゃいけないということであるならば、一歩踏み出してやっていただきたいなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 先ほども申したとおり、いい場所があったらぜひ紹介してください。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 場所については、また個人的に、村長、こんなところはどうかという

ようなお話もできればと思いますけれども、隣の山形村の2月の全協で、なろう原霊園の建設中の合葬墓の受付とか、どんなふうになるのかというような説明があったと新聞記事にありました。

永年埋蔵で合葬墓式墓地は使用料が1柱5万円の予定だということなんです。今、例えばお墓を、土地を買って、墓石を立てたら、かなりのお金がかかるんですけども、埋葬の仕方、これから故人の霊をどういうふうにしていくかという点は、それぞれのお考えがあるかと思うんですけども、1柱5万円ということになれば、これから私も先々のことを考えると、非常に、ああ、何か自分の居場所というか、最期が安心できるなというふうにも思うわけなんです。ですから、ちょっとその辺、場所がということもありますが、ぜひ前向きにお墓のほうも検討していただければというふうに要望をします。

お墓のほうはそれで終わりますが、終活支援事業のほうなんです、課長のほうから、今、先ほど答弁がありましたとおり、検討はしていただいているということなんですけれども、この間、新聞なんかで私も見たんですけども、成年後見制度の見直し、今、国のほうで進められているというふうに聞いております。先月法改正の答申が出ているそうでございます。

超高齢化社会を踏まえると、支援が必要な状態になる前に、先ほど課長のほうエンディングノートというお話がありましたが、自分自身で誰を後見人にして、何を任せるのかを決めることが、非常に大事になってくるかと思えます。

松本市の終活情報登録事業は、ちょっと敷居の高いと思われる成年後見制度の利用まで行かない、手前の制度かと思われます。ぜひ村でも取り組んでいただきたいと思いますが、具体的ところで、何か課長のほうにはお考えはありますか。

○議長（小林弘之君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） 松本市にございますこの登録制度なんですけれども、村としましては、住民福祉課の立場としますと、亡くなった後、身寄りがいないという方がいらっしゃるというのが現実ございまして、そこが、今一番課題になってきております。ですので、その方と接触する際に、じゃ、どうしていくか。死後事務といったところというのは、ご本人が不在にももちろんなりますし、私たちができる範囲は決まっておりますので、元気なうちに自分としてどなたか、きちんとできる方に頼んでいただくとか、どうしても身寄りをお願いできない方もいらっしゃるんですよ。だから、そういったところもきちんと考えて本当

はいただけると、担当課としてはすごく助かります。ただ、やはり元気なので、なかなかそこまでというところは難しいところもあるかと思えますけれども、現在進めておりますエンディングノート等もできれば活用していきたいって思います。

そして、松本市のこの登録制度も、確かに身寄りのないほうにとってはいいかなというふうにも考えますけれども、さらに一步進んだ、先ほど申し上げましたとおり、死後の事務です。その辺も支援も含めた何か取組が今後できていければというところも含めて、ちょっとすぐにはなかなか難しいかもしれませんが、考えていきたいというところに考えております。

以上になります。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今、課長のほうから説明いただきましたけれども、この間、新聞のほう、何度か見かけているんですけども、がんや老衰などで、終末期を迎えた方が延命治療をどうするかという、延命治療終了の判断をどうするかというところが、今、医療関係者や行政や消防関係者の間で検討されているという新聞報道を見かけているんですけども、ご本人が生前というか、ご本人が日頃の中で、蘇生措置を望まない意思を示しておくことにおいて、蘇生措置を行わずに対応している例も増えてきているようでございます。そんなことも含めて、やはり何らかの形で、自分の今後、死後も含めてですけども、どうしていきたいかというところを、気軽に登録できるというのが、松本市の制度かなというふうに思います。

松本市のを見ると、年齢は問わずになっているんです。場合によっては子供さんでもいいわけなんです。自分がどうしたいというところを、登録をしておく。もちろん書き換えることもできます。本当に見ると、遺言書、エンディングノート、それから保管場所、墓地の所在地、先ほどからしている墓地の問題、それから埋葬の希望、どういうふうに埋葬してほしいか、それから生命保険、預金情報、スマートフォン、ロックがどうしたら外れるかとか、そんなことまで書いて登録をして、それから登録をすると登録証というのが市のほうからもらえて、それを、例えば冷蔵庫のところに貼っておくとかというような形のことを想定しているようでございます。

ですから、そういうことが、何ていうのか、今後の超高齢化社会の中で、本人の今後についての自己決定権っていいですか、意思の尊重とか、尊厳をどう守っていくかというものにつながるかと思えますので、村のほうでも取組といいですか、検討を進めていただければと

思いまして、私の質問を終わります。

○議長（小林弘之君） これで、中村文映議員の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小林弘之君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 5時08分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和8年朝日村議会3月定例会 第3日

議事日程(第3号)

令和8年3月13日(金) 午前9時開議

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案第4号から議案第38号までの質疑、討論、採決

(追加付議事件)

第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 5 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 6 同意第 1号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第 7 同意第 2号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第 8 同意第 3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第 9 同意第 4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第10 同意第 5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第11 同意第 6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第12 同意第 7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第13 同意第 8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第14 同意第 9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第15 同意第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第16 同意第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第17 同意第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第18 議案第39号 財産の取得について

第19 議案第40号 財産の取得について

第20 議案第41号 財産の取得について

第21 諮問第1号及び諮問第2号並びに同意第1号から同意第12号まで並びに議案第39号から議案第41号までの議案提案説明

第22 諮問第1号及び諮問第2号並びに同意第1号から同意第12号まで並びに議案第39号から議案第41号までの議案内容説明

第23 諮問第1号及び諮問第2号並びに同意第1号から同意第12号まで並びに議案第39号から議案第41号までの質疑、討論、採決

第24 閉会中の継続調査の申出について

出席議員（10名）

1番	齊藤正法君	2番	中村文映君
3番	羽多野美映君	5番	豊田恵美子君
6番	清澤あゆみ君	7番	古池美佐江君
8番	北村直樹君	9番	清沢正毅君
10番	清沢敬子君	11番	小林弘之君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林弘幸君	副村長	越川豪君
教育長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君
企画財政課長	清沢光寿君	住民福祉課長	上條裕子君
建設環境課長	小林秀樹君	産業振興課長	大池守君
教育次長	上條靖尚君	保育園長	上條浩充君

事務局職員出席者

議会事務局長	山本珠明君	書記	北林薫君
--------	-------	----	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（小林弘之君） それでは、ただいまから、3月定例会本会議を開会します。
ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。
ただちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（小林弘之君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小林弘之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により
- 1番 齊藤正法 議員
2番 中村文映 議員
- を指名いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（小林弘之君） 日程第2、諸般の報告を行います。
報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎議案第4号から議案第38号までの質疑、討論、採決

○議長（小林弘之君） 日程第3、議案第4号から議案第38号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第4号 朝日村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第4号は原案どおり可決されました。

次に、議案第5号 朝日村附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 朝日村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 朝日村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 朝日村職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第8号は原案どおり可決されました。

次に、議案第9号 朝日村基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 朝日村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 あさひ診療所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 朝日村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

本案は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 朝日村火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 朝日村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 朝日村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 朝日村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 松塩筑木曾老人福祉施設組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 指定管理者の指定期間の変更についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 財産の取得についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 財産の取得についてについてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 村道路線の廃止についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 村道路線の認定についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和7年度朝日村一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和7年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和7年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和7年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和7年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和7年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和7年度朝日村下水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和8年度朝日村一般会計予算についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和8年度朝日村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和8年度朝日村介護保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 令和8年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和8年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和8年度朝日村簡易水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 令和8年度朝日村下水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎追加付議事件 諮問第1号及び諮問第2号並びに同意第1号から同意

第12号まで並びに議案第39号から議案第41号までの上程

○議長（小林弘之君） この際、日程第4、諮問第1号及び日程第5、諮問第2号並びに日程第6、同意第1号から日程第17、同意第12号まで並びに日程第18、議案第39号から日程第20、議案第41号までの議案を一括上程します。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（小林弘之君） 日程第21、ただいま提出されました諮問第1号及び諮問第2号並びに同意第1号から同意第12号まで並びに議案第39号から議案第41号までの提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

本日追加提案いたしました議案は、諮問2件、同意12件、財産3件の計17件でございます。

初めに、諮問第1号から第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員2名の改選に伴い、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

任期は令和8年7月1日から3年間でございます。

次に、同意第1号から第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、農業委員会委員12名の改選に伴い、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

任期は令和8年4月16日から3年間でございます。

次に、議案第39号から第41号 財産の取得につきましては、地方自治法及び条例の規定により土地開発公社が造成しました中組西住宅団地の道路、水道管施設及び下水道管施設の取得につきまして、議会の承認をお願いするものでございます。

本日提案いたしました議案等につきましてご説明を申し上げます。担当課長及び担当者が補足説明をいたしますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

◎議案内容説明

○議長（小林弘之君） 日程第22、諮問第1号及び諮問第2号並びに同意第1号から同意第12号まで並びに議案第39号から議案第41号までの議案内容説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩します。

休憩 午前 9時34分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時38分

○議長（小林弘之君） 本会議を再開します。

◎諮問第1号及び諮問第2号並びに同意第1号から同意第12号まで並びに議案第39号から議案第41号までの質疑、討論、採決

○議長（小林弘之君） 日程第23、諮問第1号及び諮問第2号並びに同意第1号から同意第12号まで並びに議案第39号から議案第41号までの質疑、討論、採決を行います。

お諮りします。諮問第1号及び諮問第2号並びに同意第1号から同意第12号まで、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） ご異議なしと認めます。

初めに、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

当議会の意見は、三村みき子氏を適任としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、当議会の意見は、三村みき子氏を適任とすることに決定しました。

○議長（小林弘之君） 次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

当議会の意見は、清沢光彦氏を適任としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、当議会の意見は、清沢光彦氏を適任とすることに決定しました。

次に、同意第1号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

上條けい子氏について、農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第1号 上條けい子氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

次に、同意第2号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

上條裕康氏について、農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第2号 上條裕康氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定しました。

次に、同意第3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

上條 武氏について、農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第3号 上條 武氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定しました。

次に、同意第4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

栗津原 淳氏について、農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第4号 栗津原淳氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

清沢孝子氏について、農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第5号 清沢孝子氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定しました。

次に、同意第6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

曾根成明氏について、農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第6号 曾根成明氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定しました。

次に、同意第7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

上條敏英氏について、農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願いま

す。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第7号 上條敏英氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定しました。

次に、同意第8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

青柳文彦氏について、農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第8号 青柳文彦氏の農業委員会委員の任命につき同意することを決定しました。

次に、同意第9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

塩原基広氏について、農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第9号 塩原基広氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

次に、同意第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

三村かつ代氏について、農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第10号 三村かつ代氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

次に、同意第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題としま

す。

清澤 務氏について、農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第11号 清澤 務氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

次に、同意第12号 農業委員会委員の任命につき同意することについてを議題とします。

柳沢武利氏について、農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、同意第12号 柳沢武利氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

次に、議案第39号 財産の取得についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 財産の取得についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 財産の取得についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（小林弘之君） 日程第24、閉会中の継続調査の申出について議題とします。

各委員長より、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） ご異議なしと認めます。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

◎退職者挨拶

○議長（小林弘之君） ここで、来る3月31日付で退職される上條晴彦総務課長から、挨拶したい旨申出がありましたので、これを許可しました。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 発言の機会をいただき、大変ありがとうございます。退職に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

私は昭和59年に奉職して以来、42年間にわたり村の職員として務めさせていただきました。この間、村議会議員の皆様をはじめ、理事者の皆様、諸先輩方や、同僚の皆様、そして多くの村民の皆様からご支援、ご指導を賜り、無事に退職を迎えられることができますことに心から感謝を申し上げます。

私は、入庁後は初めに総務課の税務係に配属をされまして、その後は、産業振興課の林務係、総務課の企画財政係の職員として、またその後は、産業振興課、企画財政課、総務課の課長として行政に携わらせていただきました。

特に心に残っておりますのは、企画財政係で取り組みました行財政改革です。その当時は村が自立を選択して歩み始めた直後でございましたが、財政状況は逼迫しておりまして、実質公債費比率は20%を超え、基金の総額は7億円余りで、財政調整基金は約2億円という時期でございました。

大変厳しい状況にありましたが、議会と行政、村民が一体となって行財政改革に取り組み、10年余りの長い期間がかかりましたが、一定の水準まで改善を図ることができました。

もう一つは、朝日村百年の計として取り組まれた庁舎建設事業でございます。財政状況の改善が図られたことで、長年にわたり村の懸案事項でありました庁舎建設事業が実現のものとなりました。森林面積が87%を占める朝日村のシンボルとして建設されました木造庁舎は、先人の皆さんが育てた村産材をふんだんに使われ、ほかの自治体に誇れる庁舎として完成い

たしました。改めて、この大きな事業に携わらせていただきましたことに感謝を申し上げます。

最後になりますが、庁舎建設の際、庁舎前に密波羅伸三先生の陽春というブロンズ像が建てられました。このブロンズ像には、子供たちが希望にあふれ、未来へ向かって力を合わせて歩いていく姿に、朝日村の末永い発展の願いが込められております。

今後も朝日村が末永く発展し、希望に満ちた時代を迎え続けられることを心よりご祈念申し上げますとともに、議員の皆様方がご健勝でご活躍されますことをご祈念いたしまして、退職の挨拶とさせていただきます。

長い間、お世話になりました。ありがとうございました。

◎村長挨拶

○議長（小林弘之君） 村長から挨拶したい旨申出がありましたので、これを許可します。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会では、令和8年度当初予算など多くの議案のご審議と、原案どおり可決をいただきありがとうございました。

来月からは令和8年度がスタートいたします。議員の皆様のご協力の下、お認めいただいた新年度当初予算を計画どおり丁寧に執行してまいります所存でございます。

議員の皆様方におかれましても、ご自愛をされ、新年度も朝日村発展のためご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。お礼の挨拶といたします。今定例会、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（小林弘之君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和8年朝日村議会3月定例会を閉会とします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前 9時55分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員